

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について
- 2 これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について

平成26年7月29日

文 部 科 学 大 臣 下 村 博 文

(理 由)

1 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について

我が国においては、高齢者人口が増大する一方で生産年齢人口は減少し続けるなど、主要先進国でもまれに見る速さで少子高齢化が進んでいます。また、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化が進んでおり、こうした中で、日本が将来にわたり成長・発展し、一人一人の豊かな人生を実現するためには、少子化を克服するとともに、新たな社会的価値・経済的価値を生むイノベーションを創出し、国際的な労働市場で活躍できる人材の育成や多様な価値観を受容し、共生していくことができる人材の育成が求められています。

他方、日本の学校制度は、戦後、6-3-3-4制の学制を基礎として構築され、戦後の復興、近代国家としての成長と発展に重要な役割を果たしてきたと考えられます。しかしながら、戦後約70年が経ち、現在の学制が導入された当時より子供の発達が早期化していると言われており、また、小1プロブレムや中1ギャップと呼ばれる、進学に伴う新しい環境への不適應等の課題が指摘されています。これに加え、子供たちに対する意識調査において、自己肯定感の低さが指摘されているなど、現在の学校制度が、必ずしも子供の発達や能力に応じた効果的な制度とはなっておらず、子供の自信や可能性、能力を引き出す教育を行うことができる制度の構築が急務であると考えられます。

以上のような観点から、教育再生実行会議において、今後の学制等の在り方について御議論いただき、先日、子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制改革の方向性について御提言いただいたところがあります。具体的には、幼稚園と小学校、小学校と中学校などの学校間連携の一層の推進や、小中一貫教育の制度化及び設置促進への支援、大学への飛び入学制度の活用実態を踏まえた高等学校の早期卒業や、国際化への対応として大学及び大学院入学資格においてそれぞれ課している12年又は16年課程の修了要件の緩和など、幅広い提言がなされています。また、学制改革に伴い、学校間連携や一貫教育を推進し、柔軟かつ効果的な教育を行う観点から、教科等の専門性に応じた、小学校と中学校、中学校と高等学校など学校種を超えて指導できる教員免許状の創設なども提言に盛り込まれています。これらを踏まえ、今後の学制の在り方について、諮問を行うものでありますが、特に改革の方向性を踏まえた具体的な実施方策や法制化に関する事項を中心に御審議いただきたいと考えております。

具体的には、以下の点を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、小中一貫教育の制度化をはじめとする学校段階間の連携の一層の推進についてであります。

教育再生実行会議では、幼稚園と小学校、小学校と中学校などの学校間連携の一層の推進や、小中一貫教育の制度化、また、これらを踏まえた教員免許制度の在り方などについて、提言がなされておりますが、この中でも喫緊の課題である以下の事項について、御検討をお願いします。

- 中1ギャップと呼ばれる中学校進学に伴う環境変化への不応への対応や、小学校への外国語活動の導入をはじめとした学習内容の改善への対応等を考慮し、小学校教育と中学校教育の接続について、小中一貫教育を学校制度に位置づけ、9年間の教育課程の区切りを柔軟に設定できるようにすることなどにより、学校段階間の連携の一層の推進を図る必要があるが、これまでの全国各地の先導的な取組の成果・課題を踏まえ、どのような制度設計が考えられるか。また、その制度が有効に機能するための教員免許制度はどうあるべきか。さらに、小中一貫教育を全国的に展開するとともに、取組の質の向上を図る観点からどのような方策が考えられるか。

第二に、意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化についてであります。

教育再生実行会議で示された、学習者の目的意識や意欲、能力に応じて、自らの学びを発展させ、様々な分野への挑戦を可能とする制度設計に向け、高等学校から大学への早期進学に係る制度の在り方、学制の異なる他国からの留学生受入れなどに対応した高等教育の入学資格の在り方、高等教育機関における編入学の在り方について、御検討をお願いします。その際、

- 高等学校の早期卒業について、現在の大学への飛び入学制度の活用状況等も踏まえ、意欲・能力に応じた学びの発展や、その後の興味・関心の変化による進路変更に対応できるようにするには、どのような制度とすべきか。
- 国際化の観点から、学制の異なる他国からの留学生の受入れを積極的に推進していくため、大学及び大学院における入学資格の在り方について、それぞれ現行の12年及び16年の課程の修了要件の緩和をどのように考えるか。
- 現在の短期大学、高等専門学校及び専門学校から大学への編入学や単位認定等の制度の活用促進に加え、高等学校専攻科や職業能力開発大学校・短期大学校等の学校以外の教育施設から大学への編入学等の途を開くには、どのようにすべきか。

などの視点から、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。この他にも、子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築に関し、必要な事項について御検討をお願いします。

2 これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について（略）

第7期中央教育審議会委員

平成25年2月15日発令
(50音順)

会 長	安西祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
副会長	小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
副会長	北山 禎介	三井住友銀行取締役会長
	相原 康伸	日本労働組合総連合会副会長、全日本自動車産業労働組合 総連合会会長
	明石 要一	千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員、千葉大学名 誉教授
	五十嵐俊子	日野市立平山小学校長
	生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバンス・ネットワーク理事長、一般社 団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事
	浦野 光人	株式会社エチエ相談役、公益社団法人経済同友会幹事、公益財 団法人産業教育振興中央会顧問、一般社団法人アグリフューチャー ジャパン理事長、一般社団法人日本経営協会会長
	衛藤 隆	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 所長、東京大学名誉教授
	大島 まり	東京大学大学院情報学環教授、東京大学生産技術研究所教授
	尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会会長
	小原 芳明	玉川大学長
	帯野久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役、一般社団法人関西経 済同友会常任幹事、大阪市教育委員会委員
	河田 悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
	菊川 律子	放送大学特任教授（福岡学習センター所長）
	北城恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、公益社団法人経済同友会 終身幹事、学校法人国際基督教大学理事長
	櫻井よしこ	ジャーナリスト、公益財団法人国家基本問題研究所理事長
	篠原 文也	政治解説者、ジャーナリスト
	白石 勝也	愛媛県松前町長
	高橋 香代	くらしき作陽大学子ども教育学部長、岡山県教育委員会委員
	田邊 陽子	日本大学法学部准教授
	長尾ひろみ	公益財団法人広島県男女共同参画財団理事長
	橋本 昌	茨城県知事
	橋本 都	八戸工業大学副学長、前青森県教育委員会教育長
	濱田 純一	東京大学総長
	早川三根夫	岐阜市教育委員会教育長
	平尾 誠二	神戸製鋼ラグビー部セネラルマネージャー、特定非営利活動法人スポーツ・ コミュニティ・アント・インテリジェンス機構理事長
	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
	森 民夫	長岡市長
	吉田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校校長、 日本私立中学高等学校連合会長

(30名)

尾上浩一委員の発令は平成25年8月20日
北山禎介委員の発令は平成26年2月 1日

第7期中央教育審議会 初等中等教育分科会委員名簿

(委員)

	五十嵐 俊子	日野市立平山小学校長
	大島 まり	東京大学大学院情報学環教授、東京大学生産技術研究所教授
◎	小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
	尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会会長
	小原 芳明	玉川大学長
	北城 恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、公益社団法人経済同友会終身幹事、学校法人国際基督教大学理事長
	篠原 文也	政治解説者、ジャーナリスト
	田邊 陽子	日本大学法学部准教授
	長尾 ひろみ	公益財団法人広島県男女共同参画財団理事長
	橋本 都	八戸工業大学副学長
	早川 三根夫	岐阜市教育委員会教育長
○	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
	森 民夫	長岡市長
	吉田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、日本私立中学高等学校連合会長

(臨時委員)

	天 笠 茂	千葉大学教育学部教授
	荒瀬 克己	大谷大学文学部教授、国立高等専門学校機構監事、京都市教育委員会指導部顧問
	市川 伸一	東京大学大学院教育学研究科教授
	岩井 雄一	十文字学園女子大学21世紀教育創生部教授
	加治佐 哲也	兵庫教育大学長
	熊坂 直美	神奈川県愛川町教育委員会教育長、全国町村教育長会長
	佐々木 かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長、株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長
	貞 広 斎子	千葉大学教育学部教授
	銭 谷 眞美	東京国立博物館長
	高 橋 基之	全国高等学校校長協会会長
	中 島 尚正	学校法人海陽学園海陽中等教育学校長
	比留間 英人	東京都教育委員会教育長
	船 橋 力	株式会社ウィル・シード顧問、独立行政法人日本学生支援機構グローバル人材育成部部長
	北 條 泰雅	学校法人みなと幼稚園理事長、みなと幼稚園長
	堀 竹 充	全国連合小学校長会長、新宿区立早稲田小学校長
	松 岡 敬明	全日本中学校長会会長
	森 田 洋司	大阪市立大学名誉教授、国立大学法人鳴門教育大学特任教授
	吉 村 政和	千葉県教育委員会指導主事

※ ◎：分科会長、○：分科会長代理

計32名

平成26年10月16日現在

初等中等教育分科会における部会の設置について

平成十三年四月十九日
初等中等教育分科会
平成十五年五月二十六日改正
平成十五年十月十六日改正
平成二十三年九月六日改正
平成二十五年四月三日改正
平成二十六年八月六日改正

中央教育審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十号）第六条、中央教育審議会運営規則（平成二十五年二月二十七日中央教育審議会決定）第四条及び初等中等教育分科会運営規則（平成二十五年四月三日初等中等教育分科会決定）第二条に基づき、初等中等教育分科会に次の部会を設置する。

1 教育課程部会

(所掌事務)

初等中等教育の教育課程に関する重要事項を調査審議すること。

2 教員養成部会

(所掌事務)

① 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。

② 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき中央教育審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3 教育行財政部会

(所掌事務)

初等中等教育の教育行財政及び制度に関する重要事項を調査審議すること。

4 幼児教育部会

(所掌事務)

幼児教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。

5 高等学校教育部会

(所掌事務)

高等学校教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。

6 小中一貫教育特別部会

(所掌事務)

小中一貫教育の制度設計や、小中一貫教育の総合的な推進方策に関する専門的な調査審議を行うこと。

中央教育審議会初等中等教育分科会
小中一貫教育特別部会委員

- | | |
|---------|----------------------------|
| ○ 安彦 忠彦 | 神奈川大学特別招聘教授、名古屋大学名誉教授 |
| 天笠 茂 | 千葉大学教育学部教授 |
| 大橋 明 | 全国連合小学校長会広報部長、渋谷区立加計塚小学校長 |
| ◎ 小川 正人 | 放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授 |
| 國定 勇人 | 新潟県三条市長 |
| 貞広 斎子 | 千葉大学教育学部教授 |
| 西 孝一郎 | 京都市教育委員会指導部 学校指導課首席指導主事 |
| 西川 信廣 | 京都産業大学文化学部教授 |
| ○ 無藤 隆 | 白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長 |
| 橋本 都 | 八戸工業大学副学長、前青森県教育長 |
| 福井 正仁 | 全日本中学校長会教育研究部副部長、港区立青山中学校長 |
| 矢崎 昭盛 | 私立小学校連合会会長、私立国本小学校長 |
| 四柳千夏子 | 三鷹中央学園コミュニティ・スクール委員会副会長 |
| 若月 秀夫 | 学校教育研究所理事長、政策研究大学院大学客員教授 |

※ ◎：部会長、○：副部会長

(平成26年8月29日現在)

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会 委員名簿

敬称略・五十音順

(委員)

小川正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
◎小原芳明	玉川大学長
高橋香代	くらしき作陽大学子ども教育学部長、 岡山県教育委員会委員
○無藤隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
吉田晋	学校法人富士見丘学園理事長、 富士見丘中学高等学校長、 日本私立中学高等学校連合会長

(臨時委員)

秋田喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
天笠茂	千葉大学教育学部教授
大坪治彦	鹿児島大学教育学部副学部長
加治佐哲也	兵庫教育大学長
梶田叡一	奈良学園大学長、学校法人奈良学園理事、 聖ウルスラ学院理事長
岸田正幸	和歌山県立桐蔭中学校高等学校長
酒井朗	大妻女子大学教職総合支援センター教授
佐々木正峰	公益財団法人文化財建造物保存技術協会理事長
佐藤弘毅	目白大学・目白大学短期大学部学事顧問
洪谷治美	埼玉大学教育学部特別教員
高岡信也	独立行政法人教員研修センター理事長
高橋基之	東京都立目黒高等学校長、全国高等学校長協会会長
中西茂	読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員
比留間英人	東京都教育委員会教育長
北條泰雅	学校法人みなと幼稚園理事長、みなと幼稚園長
堀竹充	新宿区立早稲田小学校長、全国連合小学校長協会会長
松岡敬明	武蔵野市立第一中学校長、全日本中学校長協会会長
宮崎英憲	東洋大学参与
八尾坂修	九州大学大学院人間環境学研究院教授
油布佐和子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
横須賀薫	十文字学園女子大学長
吉村政和	千葉県教育庁教育振興部指導課指導主事
若月秀夫	一般財団法人学校教育研究所代表理事、 政策研究大学院大学客員教授
渡辺三枝子	筑波大学大学研究センター客員研究員

※ ◎：部会長、○：部会長代理

計29名

第7期中央教育審議会大学分科会委員

委員：平成25年 2月15日発令
 臨時委員：平成25年 4月 4日発令
 専門委員：平成25年 4月 4日発令

◎分科会長，○副分科会長

(委員) 11名

- | | | |
|---|-------|--|
| ◎ | 安西祐一郎 | 独立行政法人日本学術振興会理事長 |
| | 浦野光人 | 株式会社ニフレイ相談役，公益社団法人経済同友会幹事，
公益財団法人産業教育振興中央会顧問，一般社団法人アグリ
フューチャー・ジャパン理事長，一般社団法人日本経営協会会
長 |
| | 大島まり | 東京大学大学院情報学環教授，東京大学生産技術研究所教授 |
| | 小原芳明 | 玉川大学長 |
| | 帯野久美子 | 株式会社インター・アクト・ジャパン代表取締役，一般社団法人関西経済
同友会常任幹事，大阪市教育委員会委員 |
| ○ | 河田悌一 | 日本私立学校振興・共済事業団理事長 |
| | 北城恪太郎 | 日本アイ・ビー・エム株式会社相談役，公益社団法人経済同友会
終身幹事，学校法人国際基督教大学理事長 |
| | 北山禎介 | 三井住友銀行取締役会長 |
| | 高橋香代 | くらしき作陽大学子ども教育学部長，岡山県教育委員会委員 |
| | 長尾ひろみ | 公益財団法人広島県男女共同参画財団理事長 |
| | 濱田純一 | 東京大学総長 |

(臨時委員) 18名

- | | | |
|--|---------|----------------------------------|
| | 有信睦弘 | 東京大学監事 |
| | 井上正仁 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| | 奥野武俊 | 大阪府立大学長 |
| | 樫谷隆夫 | 公認会計士・税理士 |
| | 勝悦子 | 明治大学副学長 |
| | 金子元久 | 筑波大学大学研究センター教授 |
| | 小畑秀文 | 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 |
| | 佐々木雄太 | 名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部学長 |
| | 佐藤弘毅 | 目白大学・目白大学短期大学部学事顧問 |
| | 佐藤東洋士 | 学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長 |
| | 島田尚信 | U Aゼンセン副会長 |
| | 清家篤 | 慶應義塾長 |
| | 橘フクシマ映江 | G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長 |
| | 谷口功 | 熊本大学長 |
| | 中込三郎 | 学校法人中込学園理事長，
全国専修学校各種学校総連合会顧問 |
| | 菱沼典子 | 聖路加国際大学看護学部学部長 |
| | 美馬のゆり | 公立はこだて未来大学システム情報科学部教授 |
| | 吉田文 | 早稲田大学教育・総合科学学術院教授 |

(専門委員) 3名

- | | | |
|--|------|---|
| | 黒田壽二 | 金沢工業大学学園長・総長 |
| | 白井克彦 | 放送大学学園理事長 |
| | 中西宏明 | 日立製作所執行役会長兼 CEO，一般社団法人日本経済団体連
合会教育問題委員会委員長 |

計 32名

* 北山委員の発令日は平成26年 2月 1日

* 金子委員の発令日は平成25年 3月14日

* 中西委員の発令日は平成26年 9月 1日

第7期中央教育審議会大学分科会 大学教育部会委員

委員：平成25年2月15日発令
臨時委員：平成25年4月4日発令
専門委員：平成25年5月27日発令

◎部会長，○副部会長

(委員) 3名

浦野光人	株式会社ニチレイ相談役，公益社団法人経済同友会幹事，公益財団法人産業教育振興中央会顧問，一般社団法人アグリフューチャー・ジャパン理事長，一般社団法人日本経営協会会長
高橋香代	くらしき作陽大学子ども教育学部長，岡山県教育委員会委員
長尾ひろみ	公益財団法人広島県男女共同参画財団理事長

(臨時委員) 11名

	奥野武俊	大阪府立大学長
	金子元久	筑波大学大学研究センター教授
	川嶋太津夫	大阪大学未来戦略機構教授
	小畑秀文	独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
◎	佐々木雄太	名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部学長
	佐藤弘毅	目白大学・目白大学短期大学部学事顧問
	島田尚信	UAゼンセン副会長
○	谷口功篤	熊本大学長
	濱名篤	関西国際大学長，学校法人濱名学院理事長
	美馬のゆり	公立ほこだて未来大学システム情報科学部教授
	吉田文	早稲田大学教育・総合科学学術院教授

(専門委員) 6名

	安部恵美子	長崎短期大学学長
○	黒田壽二	金沢工業大学学園長・総長
	鈴木典比古	公立大学法人国際教養大学理事長・学長
	長東倫夫	千葉県立浦安南高等学校教諭
	長谷山彰	慶應義塾大学文学部教授，慶應義塾常任理事
	山田礼子	同志社大学社会学研究科教授，同志社大学教育支援機構副機構長，同志社大学学習支援・教育開発センター所長

計 20名

※金子委員の発令日は平成25年3月14日
※川嶋委員の発令日は平成25年4月22日
※濱名委員の発令日は平成25年4月15日
※黒田委員の発令日は平成25年4月4日

**第7期中央教育審議会大学分科会
大学院部会委員**

委員：平成25年2月15日発令
臨時委員：平成25年4月4日発令
専門委員：平成25年6月3日発令

(委員) 2名

大島 まり	東京大学大学院情報学環・生産技術研究所教授
河田 悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長

(臨時委員) 4名

有信 睦弘	東京大学監事
勝悦 子	明治大学副学長
川嶋 太津夫	大阪大学未来戦略機構教授
菱沼 典子	聖路加国際大学看護学部学部長

(専門委員) 11名

有川 節夫	九州大学総長
井上 潔	アーク・イノベーション社長
加治佐 哲也	兵庫教育大学学長，日本教職大学院協会会長
齋藤 康	千葉市病院事業管理者
篠原 弘道	日本電信電話株式会社常務取締役，研究企画部門長
永里 善彦	株式会社旭リサーチセンター相談役，一般社団法人日本経済団体連合会産業技術委員会産学官連携推進部会長
中村 道治	独立行政法人科学技術振興機構理事長
堀切川 一男	東北大学大学院工学研究科教授
真壁 利明	慶應義塾常任理事
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
吉川 裕美子	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授

計 17名

※川嶋委員の発令日は平成25年4月22日
※山本委員の発令日は平成25年5月8日

小中一貫教育等の実態及び成果・課題の分析に関する協力者会議

天笠 茂 千葉大学教育学部教授

木下 法広 鳥取市教育委員会教育長

西川 信廣 京都産業大学教授

二宮 肇美 呉市立呉中央中学校教頭

樋口 直宏 筑波大学教育学域教授

藤原 文雄 国立教育政策研究所 初等中等教育研究部総括研究官

藤平 敦 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター総括研究官

(平成26年5月16日現在)

コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議の開催について

平成26年6月4日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

教育再生に向けた諸改革が進められる中、家庭や地域の教育力を高め、それを結集した学校づくりの推進が一層求められている。平成16年にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が法制化されて以降、その設置数は着実に増加するとともに、保護者や地域住民の学校運営への参画と学校支援を一体とした取組が見られるなど、制度の一定の定着が見られるが、取組の地域差が大きく、各種事業等との連携不足も指摘されている。また、平成25年12月の中央教育審議会答申では、地域とともにある学校づくりを一層推進していくために、学校運営協議会を基盤とした、学校・家庭・地域の三者の協働体制の在り方について検討の必要性が指摘されているところである。

このため、今改めて、地域とともにある学校づくりを推進し、子供の豊かな学びと成長を一層支援していくため、コミュニティ・スクールの一層の拡大・充実に向けた方策とともに、学校運営協議会を基盤とした学校・家庭・地域の三者の連携協働により総合的に子供を育てる体制の在り方と推進方策等について、外部の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。また、教育委員会制度改革が進められる中、教育委員会と首長部局の協働により、まちぐるみで地域とともにある学校づくりを推進していくことが期待されており、その在り方等について調査研究を行う。

2. 調査研究事項

- (1) コミュニティ・スクールの一層の拡大・充実に向けた方策に関すること
- (2) 学校運営協議会を基盤とした、学校・家庭・地域の三者の協働体制の在り方に関する
こと
- (3) 教育委員会と首長部局の協働による、地域とともにある学校づくりの在り方に関する
こと

3. 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。
- (2) 本協力者会議の下にワーキンググループを置くことができる。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができる。

4. 実施期間

平成26年6月20日から平成28年3月31日までとする。

5. その他

この調査研究協力者会議に関する庶務は、初等中等教育局参事官（学校運営支援担当）付において処理する。

コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議委員 委員

(五十音順 敬称略)

- ◎ 天笠 茂 千葉大学教育学部教授
安齋 宏之 福島県田村市立緑小学校長
生重 幸恵 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事
一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会
代表理事
生田 義久 京都市教育委員会教育長
貝ノ瀬 滋 東京都三鷹市教育委員会教育委員
金子 郁容 慶應義塾大学政策・メディア研究科教授
小西 哲也 山口県教育委員会教育次長
小林 円 横浜市立根岸中学校事務職員
○ 小松 郁夫 常葉大学教職大学院教授、国立教育政策研究所名誉所員
佐藤 晴雄 日本大学文理学部教授
新庄 恵子 港区立高陵中学校長
竹原 和泉 横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長
特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事
田谷 克裕 日本PTA全国協議会総務委員会委員長代理
東京都公立中学校PTA協議会会長
都築 由美 奈良市立富雄中学校区地域教育協議会代表コーディネーター
奈良市教育委員
中島 幸男 福岡県芦屋町教育委員会教育長
西川 信廣 京都産業大学文化学部教授、教職課程教育センター長
屋敷 和佳 国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官
山野 則子 大阪府立大学人間社会学部大学院人間社会学研究科教授
四柳 千夏子 三鷹中央学園コミュニティ・スクール委員会副会長
※ ◎：座長、○：副座長

学校施設の在り方に関する調査研究について

平成 2 1 年 6 月 1 9 日
大臣官房長決定
平成 2 6 年 7 月 1 0 日最終改訂

1 趣旨

近年の社会変化に対応するため、今後の学校施設の在り方及び指針の策定に関する調査研究を行う。

2 調査研究事項

- (1) 今後の学校施設の在り方について
- (2) 学校施設整備指針の策定について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て、2に掲げる事項について調査研究を行う。
- (2) (1) の他、教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査および研究の状況を把握するため、別紙2に掲げる特別協力者の参画を得る。
- (3) 必要に応じ、その他の関係者の協力を求めることができる。

4 実施期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。

5 その他

この調査研究に関する庶務は、大臣官房文教施設企画部施設企画課において行う。

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議委員名簿

氏名	職名
天 笠 茂	千葉大学教育学部教授
岩 井 雄 一	十文字学園女子大学21世紀教育創生部教授
上 野 淳	首都大学東京理事・名誉教授
海 野 剛 志	川崎市財政局担当理事資産管理部長事務取扱
衛 藤 隆	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長
工 藤 和 美	東洋大学理工学部教授
◎ 杉 山 武 彦	成城大学社会イノベーション学部教授
高 際 伊都子	学校法人渋谷教育学園渋谷中学高等学校副校長
谷 明 彦	公益社団法人日本PTA全国協議会副会長
○ 長 澤 悟	東洋大学名誉教授
中 洋 一	東京都小平南高等学校長
中 澤 正 人	日野市立日野第四小学校長
中 埜 良 昭	東京大学生産技術研究所長・教授
成 田 幸 夫	岐阜聖徳学園大学教育学部教授
笛 木 啓 介	大田区立御園中学校長
坊 野 美代子	東京都立調布特別支援学校長
松 村 和 子	文京学院大学副学長
御手洗 康	公益財団法人教科書研究センター副理事長
柳 澤 要	千葉大学大学院工学研究科教授
山 重 慎 二	一橋大学大学院経済学研究科准教授
山 西 潤 一	富山大学人間発達科学部教授

※ ◎：主査、○：副主査

(以上21名、五十音順、敬称略)

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議特別協力者名簿

氏名	職名
齋 藤 福 栄	国立教育政策研究所文教施設研究センター長
屋 敷 和 佳	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官

(以上2名、五十音順、敬称略)

**学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
小中一貫教育推進のための学校施設部会委員名簿**

氏 名	職 名
伊 藤 俊 介	東京電機大学情報環境学部教授
倉 斗 綾 子	千葉工業大学工学部助教
佐 藤 将 之	早稲田大学人間科学学術院准教授
清 水 康 一	京都市教育委員会総務部総務課長
高 橋 政 志	株式会社石本建築事務所名古屋支所部長
竹 内 美 矢 子	元富山市立芝園小学校校長
◎ 長 澤 悟	東洋大学名誉教授
樋 口 直 宏	筑波大学人間系教育学域教授
湯 澤 正 信	関東学院大学工学部建築・環境学部長
渡 辺 直 樹	川崎市総合教育センター研修指導員

※ ◎：主査

(以上10名、五十音順、敬称略)

(特別協力者)

齋 藤 福 栄 国立教育政策研究所文教施設研究センター長

(以上1名、五十音順、敬称略)

「小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策」の審議状況

中央教育審議会	関連会議
<p>【平成26年7月29日】 <u>第92回 中央教育審議会総会</u> ・「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」諮問</p>	
<p>【平成26年8月6日】 <u>初等中等教育分科会（第90回）・教育課程部会（第88回）合同会議</u> ・子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について （特別部会の設置・教員養成部会への審議の付託）</p>	
<p>【平成26年8月29日】 <u>小中一貫教育特別部会（第1回）</u> ・検討の進め方の確認、自由討議</p>	
<p>【平成26年9月8日】 <u>小中一貫教育特別部会（第2回）</u> ・埼玉県、品川区、入間市、呉市からヒアリング</p>	
<p>【平成26年9月19日】 <u>小中一貫教育特別部会（第3回）・教員養成部会（第75回）合同会議</u> ・安彦委員及び京都市からヒアリング ・実態調査の結果について</p>	<p><u>小中一貫教育等の実態及び成果・課題の分析に関する協力者会議</u> 第1回：平成26年5月16日 第2回：平成26年5月27日</p>
<p>【平成26年9月19日】 <u>教員養成部会（第75回）</u> ・小中一貫教育に対応した教員免許の在り方</p>	
<p>【平成26年9月26日】 <u>小中一貫教育特別部会（第4回）</u> ・小中一貫教育の制度設計の基本的方向性</p>	
<p>【平成26年10月1日】 <u>教員養成部会（第76回）</u> ・小中一貫教育に対応した教員免許の在り方</p>	
<p>【平成26年10月6日】 <u>小中一貫教育特別部会（第5回）</u> ・コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議の審議状況報告</p>	<p><u>コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議</u> 第4回：平成26年9月3日 第5回：平成26年10月6日 第6回：平成26年10月20日</p>

- ・小中一貫教育の制度設計の基本的方向性
- ・小中一貫教育の総合的な推進方策

【平成26年10月14日】

小中一貫教育特別部会（第6回）

- ・小中一貫教育推進のための学校施設部会の審議状況報告
- ・教員養成部会の審議状況報告
- ・小中一貫教育の総合的な推進方策

【平成26年10月16日】

初等中等教育分科会（第92回）

- ・小中一貫教育の制度化に関する審議状況

【平成26年10月21日】

第93回 中央教育審議会総会

- ・小中一貫教育の制度化等に関する審議状況

【平成26年10月29日】

教員養成部会（第77回）

- ・報告（案）について

【平成26年10月31日】

小中一貫教育特別部会（第7回）

- ・審議のまとめ（案）について

【平成26年11月7日】

初等中等教育分科会（第93回）

- ・小中一貫教育特別部会の審議のまとめについて

【平成26年11月20日】

第94回 中央教育審議会総会

- ・答申案について

小中一貫教育推進のための学校施設部会

- 第1回：平成25年2月8日
- 第2回：平成25年8月28日
- 第3回：平成25年12月20日
- 第4回：平成26年9月1日

「飛び入学者に対する高等学校の早期卒業制度の創設」の審議状況

中央教育審議会	関連会議
<p>【平成26年7月29日】 第92回 中央教育審議会総会 ・「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」諮問</p>	<p>中央教育審議会 初等中等教育分科会 高校教育部会 平成26年6月 審議まとめ</p>
<p>【平成26年8月6日】 第90回 初等中等教育分科会 ・子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について</p>	
<p>【平成26年9月24日】 第91回 初等中等教育分科会 ・千葉大学からのヒアリング</p>	
<p>【平成26年10月16日】 第92回 初等中等教育分科会 ・高校早期卒業について ・早期卒業制度に関するアンケートについて</p>	
<p>【平成26年11月7日】 第93回 初等中等教育分科会 ・高校早期卒業に関する大臣認定の仕組みについて（イメージ） ・高等学校早期卒業制度について（要点の整理）（案）</p>	
<p>【平成26年12月16日】 第94回 初等中等教育分科会 ・子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）（案）</p>	

「国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直し」の審議状況

中央教育審議会

関連会議

【平成26年7月29日】

第92回 中央教育審議会総会

- ・「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」諮問

【平成26年8月26日】

(委員懇談会) 大学分科会大学院部会

- ・現行制度の確認、自由討議

【平成26年9月8日】

第28回 大学分科会大学教育部会

- ・現行制度の確認、自由討議

【平成26年9月29日】

第119回 大学分科会

- ・国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直しに向けて

【平成26年10月3日】

第69回 大学分科会大学院部会

- ・国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直しに向けて

【平成26年10月7日】

第29回 大学分科会大学教育部会

- ・国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直しに向けて

【平成26年10月28日】

第70回 大学分科会大学院部会

- ・国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直しに向けて（方向性）

【平成26年10月31日】

第30回 大学分科会大学教育部会

- ・国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直しに向けて（方向性）

「高等教育機関における編入学の柔軟化」の審議状況

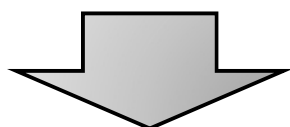
中央教育審議会	関連会議
<p>【平成26年7月29日】 第92回 中央教育審議会総会</p> <ul style="list-style-type: none">・「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」諮問	<p>中央教育審議会 初等中等教育分科会 高校教育部会 平成26年6月 審議まとめ</p>
<p>【平成26年8月6日】 第90回 初等中等教育分科会</p> <ul style="list-style-type: none">・子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について	
<p>【平成26年9月8日】 第28回 大学分科会大学教育部会</p> <ul style="list-style-type: none">・現行制度の確認、自由討議	
<p>【平成26年9月29日】 第119回 大学分科会</p> <ul style="list-style-type: none">・意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学の柔軟化に向けて	
<p>【平成26年10月7日】 第29回 大学分科会大学教育部会</p> <ul style="list-style-type: none">・埼玉県及び福岡県の高専専攻科からヒアリング	
<p>【平成26年10月31日】 第30回 大学分科会大学教育部会</p> <ul style="list-style-type: none">・高等学校専攻科の質担保の仕組みについて・職業能力開発施設から大学への編入学について・高等教育機関における編入学の柔軟化について（方向性）	
<p>【平成26年11月7日】 第93回 初等中等教育分科会</p> <ul style="list-style-type: none">・高等教育機関における編入学の柔軟化について（方向性）	
<p>【平成26年11月14日】 第31回 大学分科会大学教育部会</p> <ul style="list-style-type: none">・高等学校専攻科の質担保の仕組みについて	
<p>【平成26年12月16日】 第120回 大学分科会</p> <ul style="list-style-type: none">・子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）（案）	

小中一貫教育関連基礎資料

1 節 小中一貫教育が取り組まれている背景 関連

教育振興基本計画 (平成25年6月14日閣議決定) における小中一貫関連の記述

各学校段階間の円滑な連携・接続を推進するとともに、6・3・3・4制の在り方について幅広く検討を進め、これにより、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築する。



- ・ 小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指し、義務教育9年間を通じて児童生徒の発達に合った学びを実現するため、小中一貫教育に関する教育課程の基準の特例、小中連携コーディネーターや小中連携・一貫教育の取組事例集の活用等を図りながら、各学校や市町村における小中一貫教育の取組を促進する。
- ・ 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けて、6・3・3・4制（学制）の在り方を含め、学校制度やその運用等に関する調査研究を実施し、その状況等も踏まえながら幅広く検討を進める。

義務教育の目的・目標に関する関係法律の規定

○教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）（抄）

- 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）（抄）

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

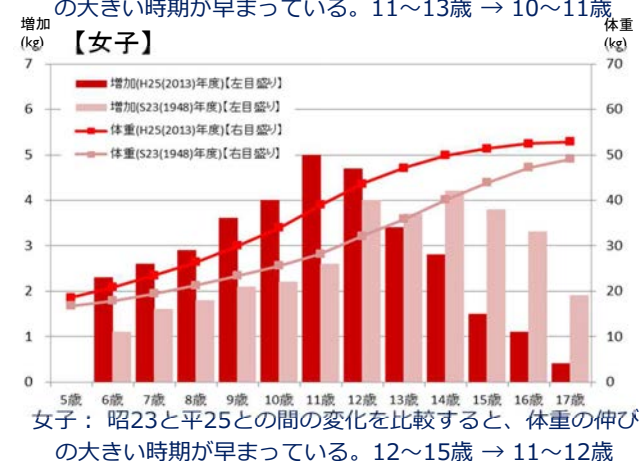
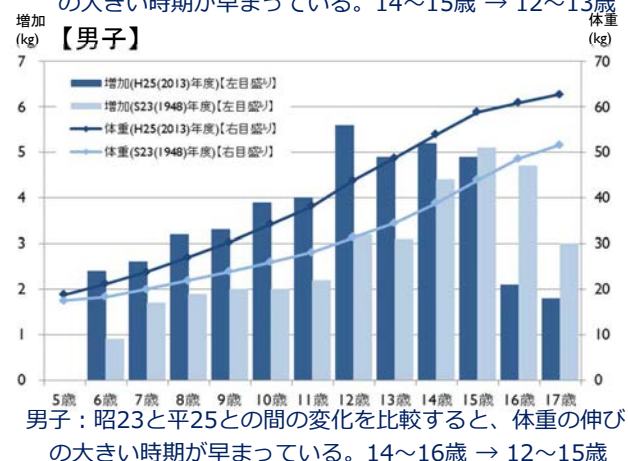
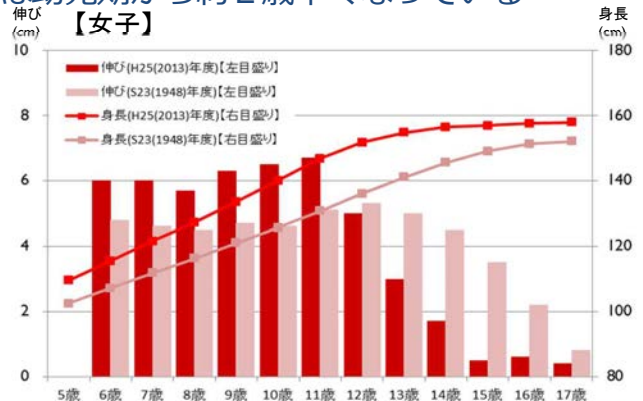
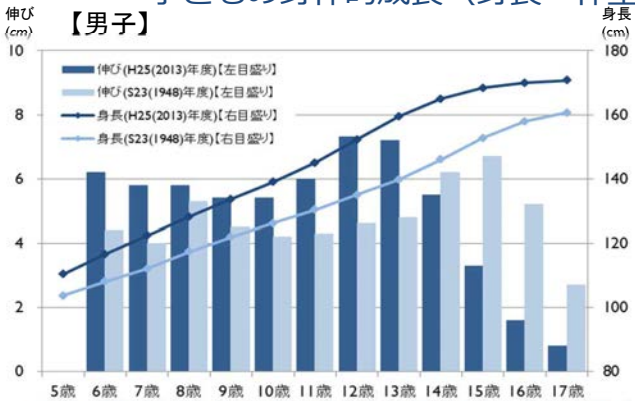
第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

男女児童の身長・体重平均値の推移

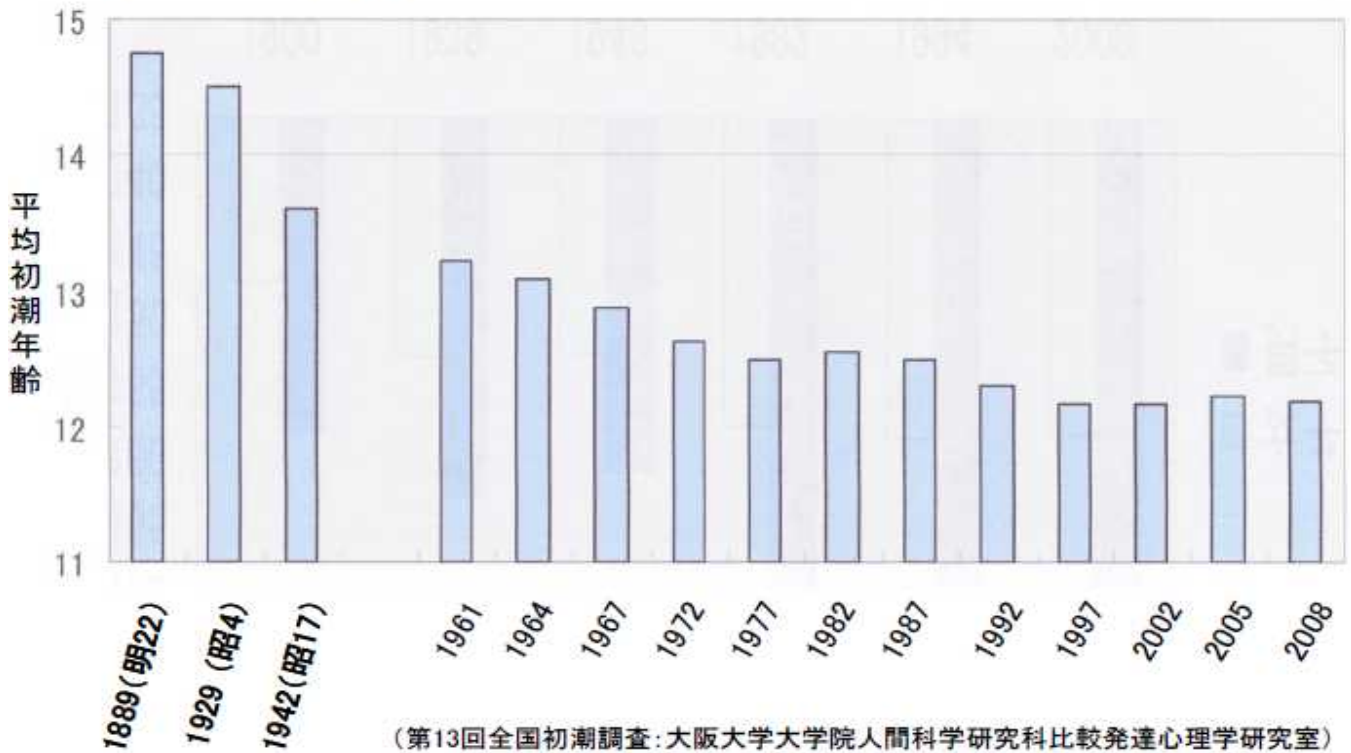
子どもの身体的成長（身長・体重）は幼児期から約2歳早くなっている



出典：昭和23年（1948）年度及び平成25年（2013）年度 学校保健統計調査より

日本女性の初潮年齢の推移

性的成熟は昭和の初めと比べて 1980年代までに約2歳早くなっている

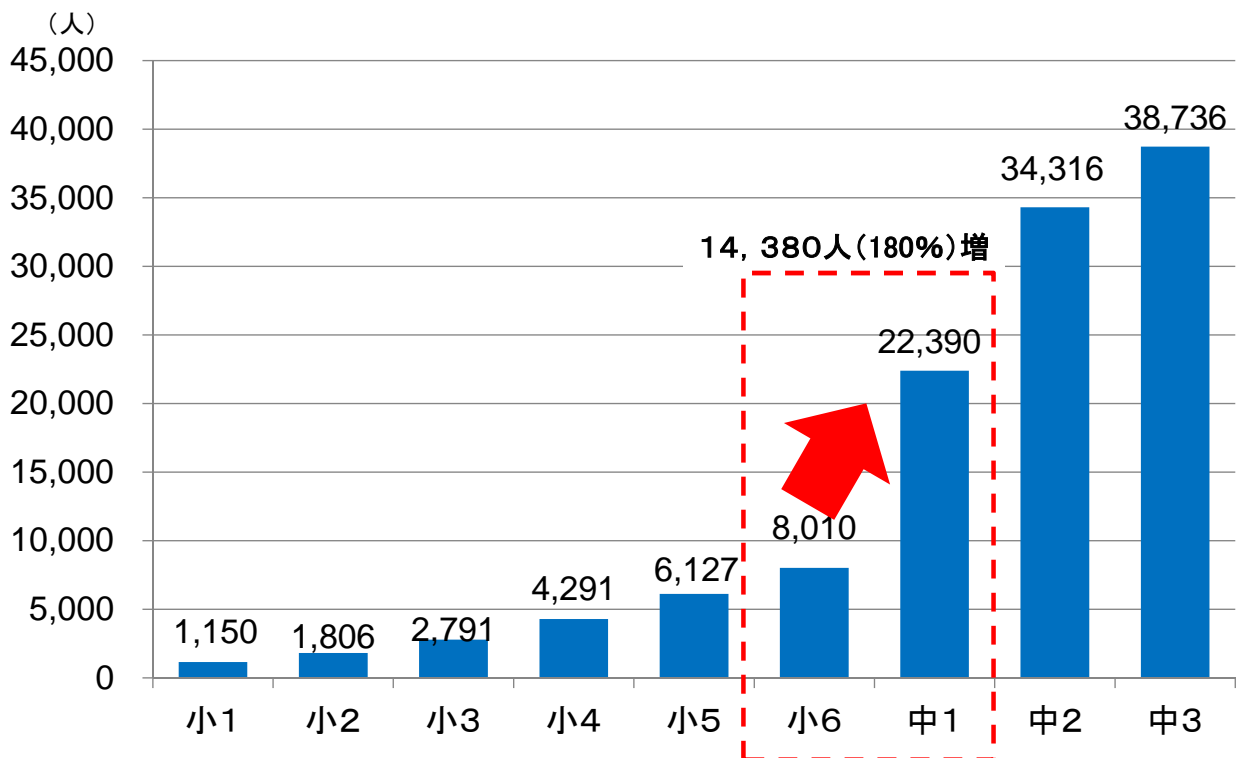


栄養や情報刺激が重要であると言われている。

出典: 第16回教育再生実行会議 無藤隆白梅学園大学教授提出資料

4

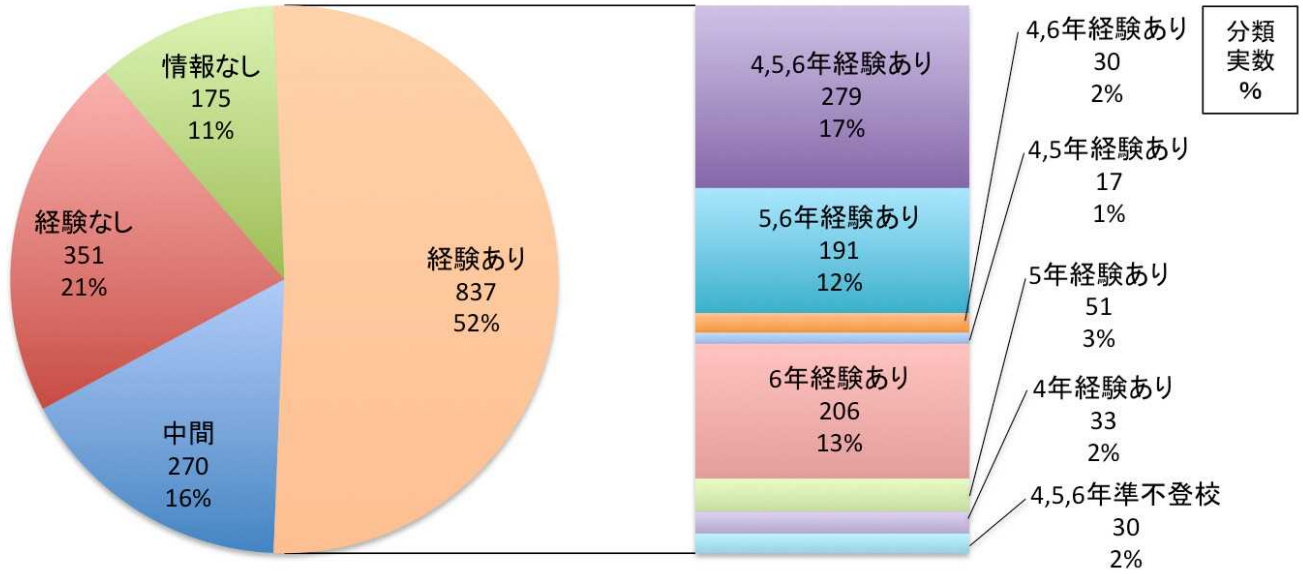
学年別不登校児童生徒数



出典: 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

5

中1の不登校生徒の小学校段階での不登校経験



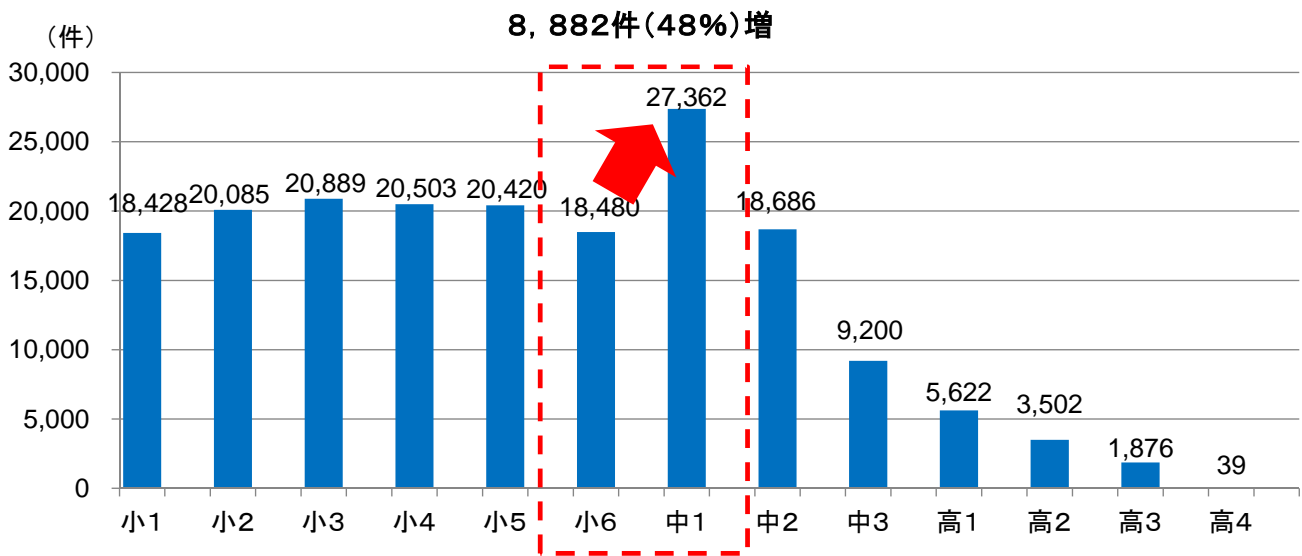
区分	小学校4～6年の3年間を通じての状況
「不登校経験あり」群	・3年間の間に一度でも「不登校相当」に該当した者 ・3年間とも「準不登校」に該当した者
「不登校経験なし」群	・3年間とも「不登校相当」、「準不登校」のいずれにも該当しなかった者
「情報なし」群	・小学校からの情報提供(小6時のもの)がなかった者
「中間」群	・上記以外の者

区分	小学校4～6年の各学年の状況
「不登校相当」	欠席日数+保健室等登校日数+(遅刻早退日数÷2)≧30日以上
「準不登校」	欠席日数+保健室等登校日数+(遅刻早退日数÷2)≧15日以上30日未満

出典: 国立教育政策研究所生徒指導研究センター「中1 不登校生徒調査(中間報告)[平成14年12月実施分](平成15年8月)

6

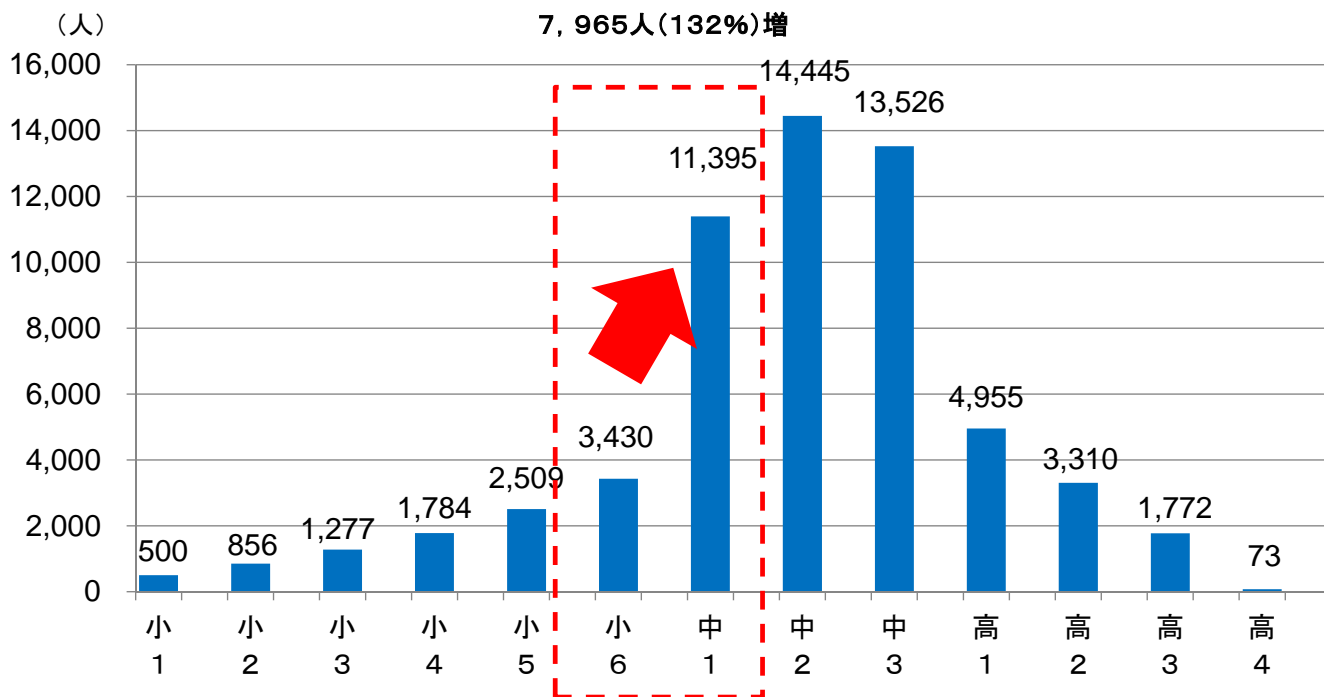
学年別いじめの認知件数



出典: 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

7

暴力行為の加害児童生徒数

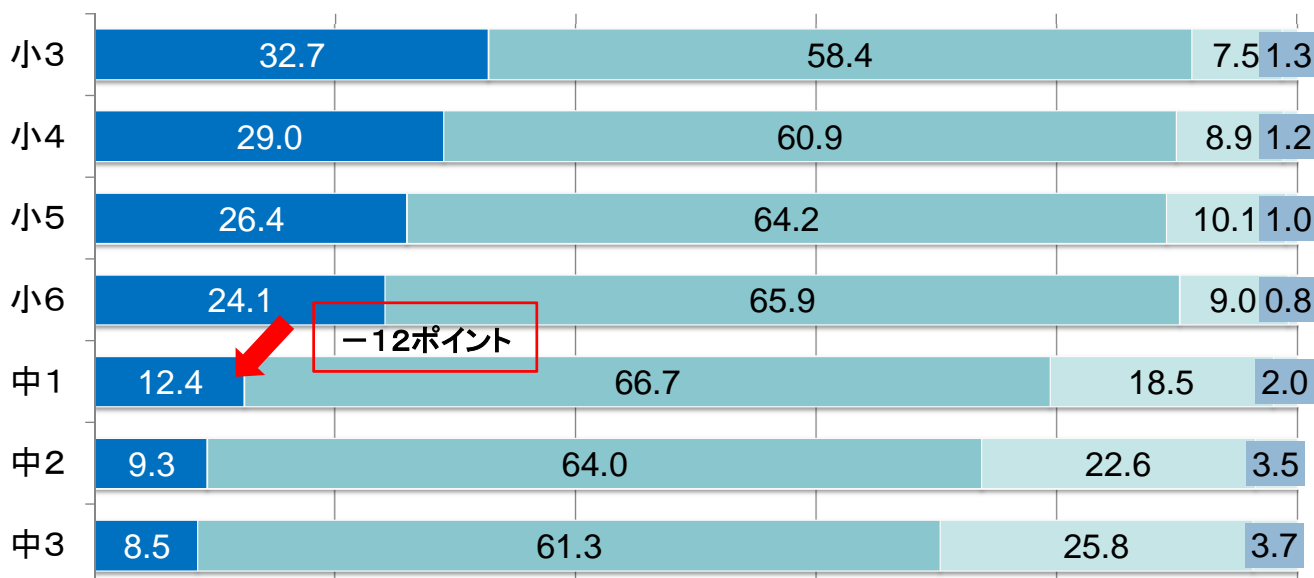


出典:平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

授業の理解度①

学校の授業がどのくらいわかりますか

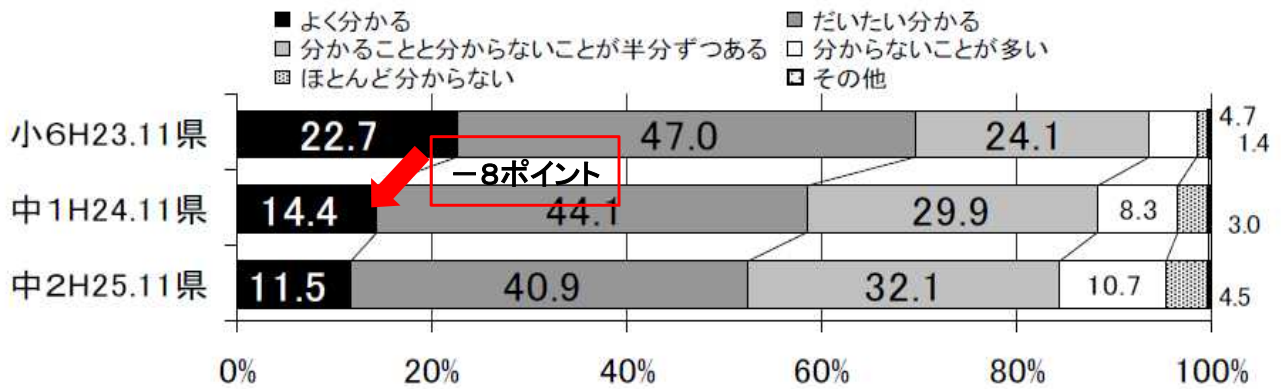
■ よくわかる ■ だいたいわかる ■ わからないことが多い ■ ほとんどわからない



出典:A県調査(平成22年度)

授業の理解度②

授業の内容がどの程度分かりますか

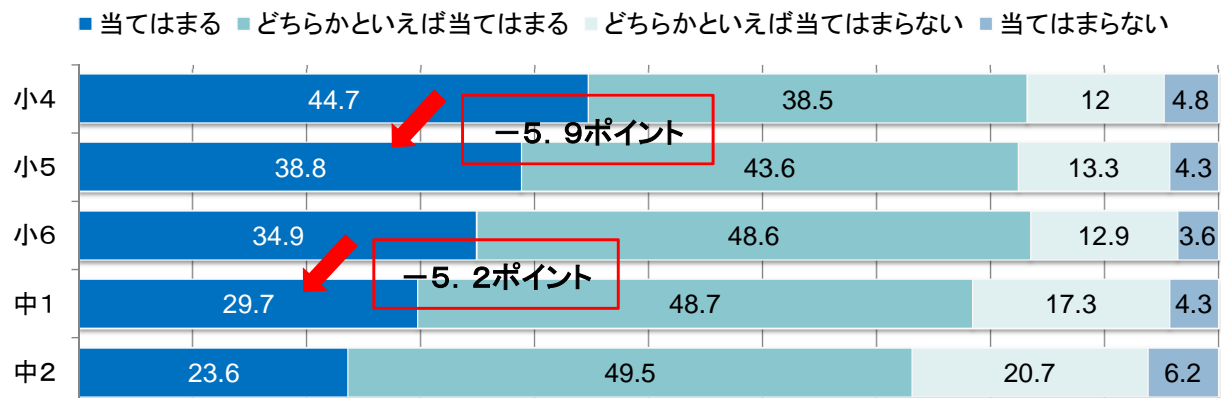


出典：B県調査(平成23～25年度)

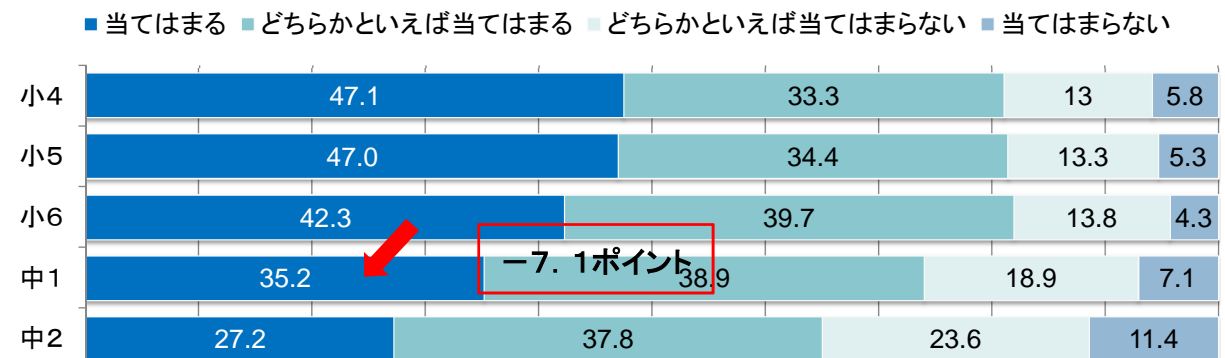
10

授業の理解度③ (国語、算数・数学)

国語の授業の内容はよくわかる



算数・数学の授業の内容はよくわかる



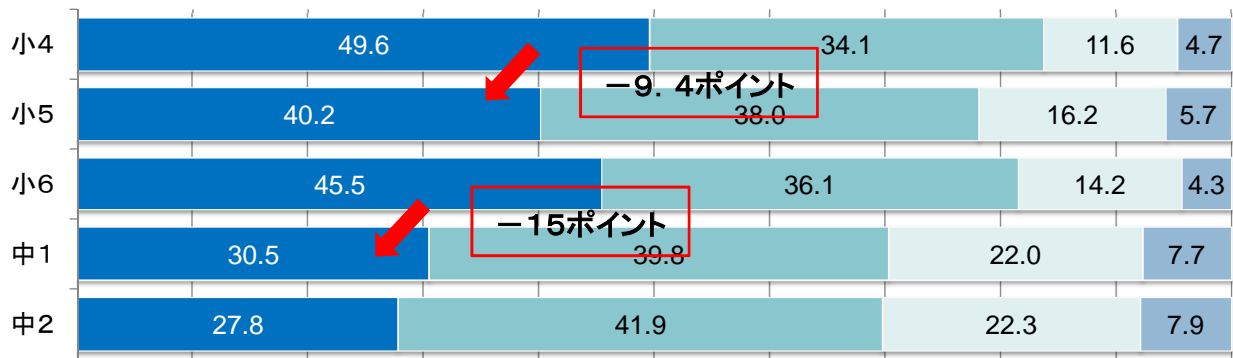
出典：C県調査(平成25年度)

11

授業の理解度④（社会、理科）

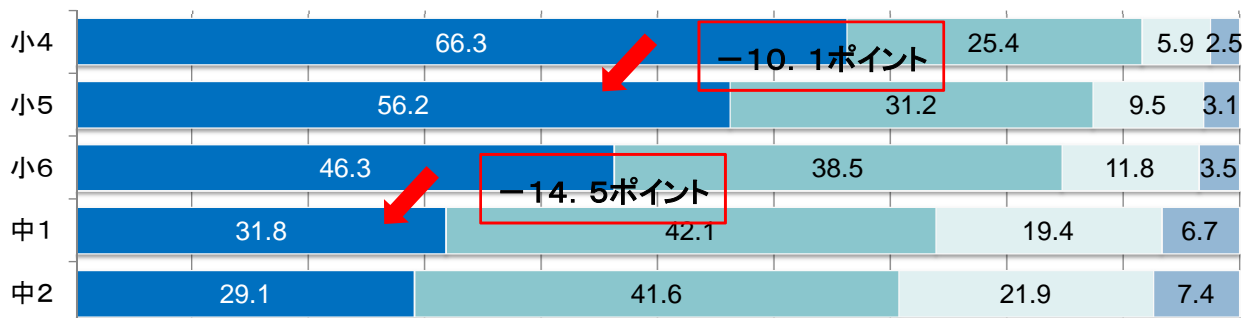
社会の授業の内容はよくわかる

■ 当てはまる ■ どちらかといえば当てはまる ■ どちらかといえば当てはまらない ■ 当てはまらない



理科の授業の内容はよくわかる

■ 当てはまる ■ どちらかといえば当てはまる ■ どちらかといえば当てはまらない ■ 当てはまらない

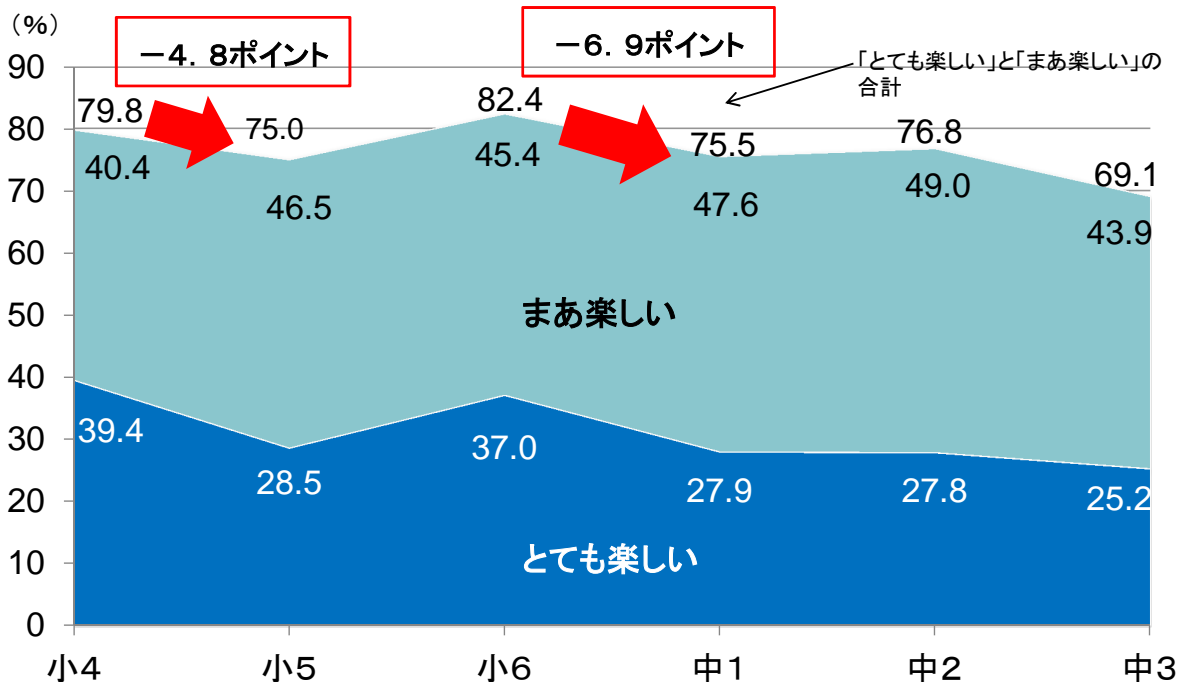


出典：C県調査(平成25年度)

12

学校の楽しさ①

学校の楽しさ



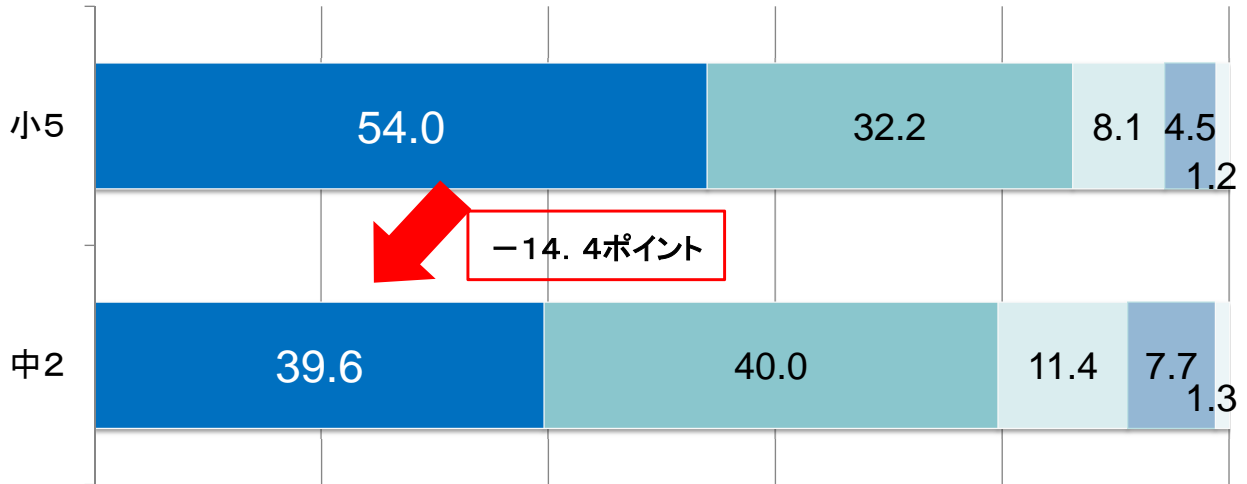
出典：平成16・17年度文部科学省委嘱調査「義務教育に関する意識調査」(平成17年)

13

学校の楽しさ②

学校が好きだ

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- 無回答



出典：D県調査(平成25年度)

14

勉強の好き嫌い①

「勉強は好きですか」に肯定的な回答をした割合

	小5	小6	中1	中2
平成23年度	64.6%	59.8%	38.9%	28.0%
平成24年度	66.4%	59.8%	36.4%	28.2%
平成25年度	66.8%	59.4%	38.4%	28.1%

小6(平成23年度) → 中1(平成24年度) : -23.4ポイント

小6(平成24年度) → 中1(平成25年度) : -21.4ポイント

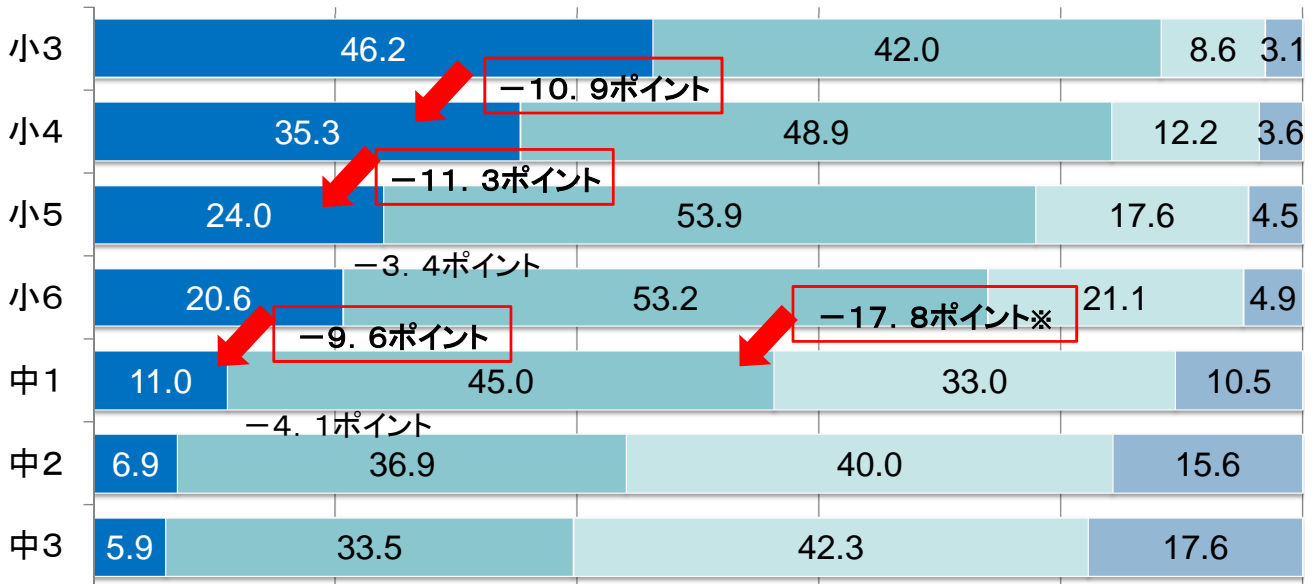
出典：D県調査(平成23-25年度)

15

勉強の好き嫌い③

学校の勉強が好きですか

■好きだ ■どちらかと言えば好きだ ■どちらかと言えば好きではない ■好きではない



出典:A県調査(平成22年度)

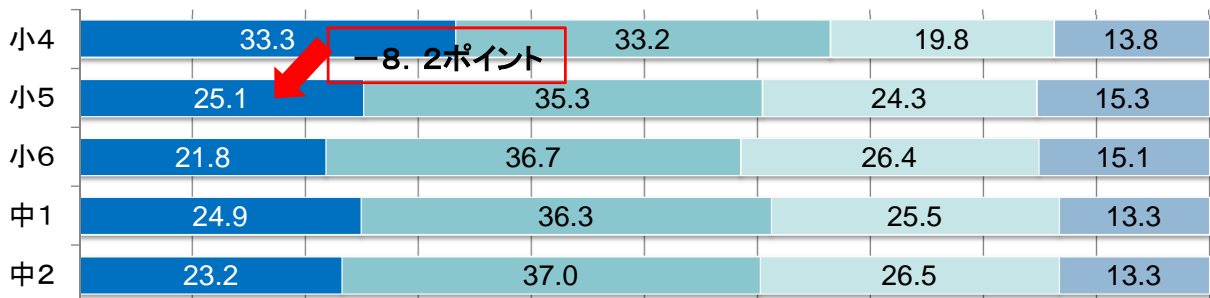
※「好きだ」と「どちらかと言えば好きだ」の合計の差

16

教科の好き嫌い① (国語、算数・数学)

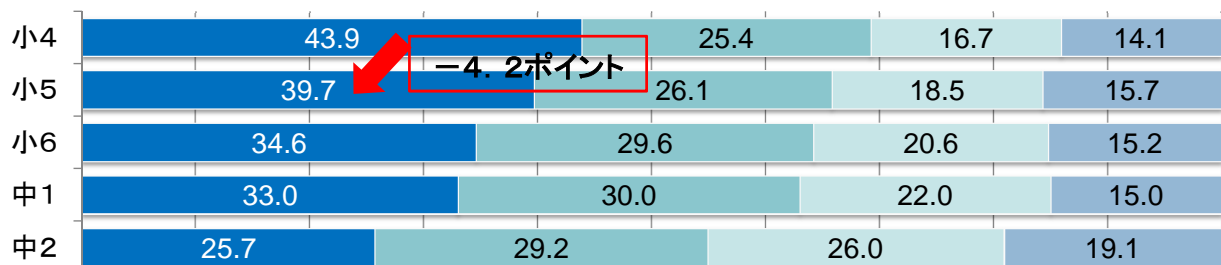
国語の勉強は好きだ

■当てはまる ■どちらかといえば当てはまる
■どちらかといえば当てはまらない ■当てはまらない



算数・数学の勉強は好きだ

■当てはまる ■どちらかといえば当てはまる
■どちらかといえば当てはまらない ■当てはまらない

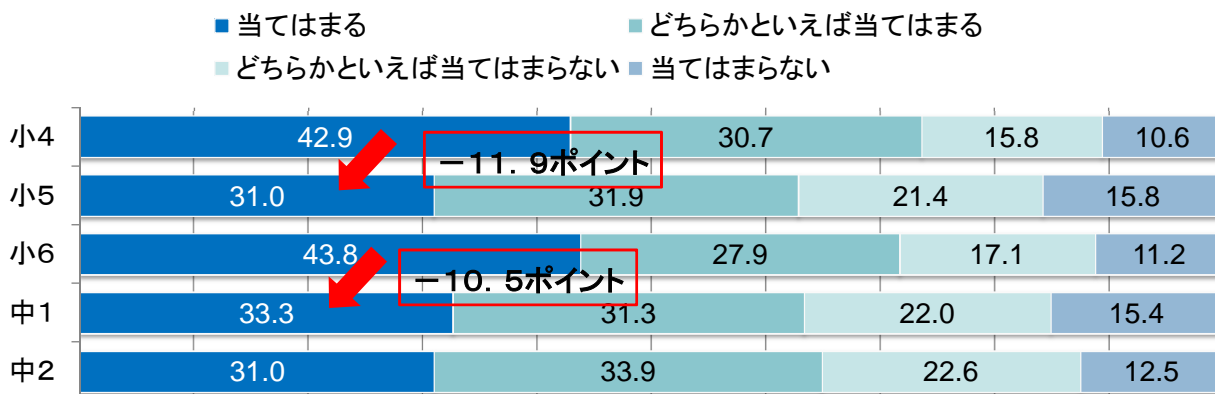


出典:C県調査(平成25年度)

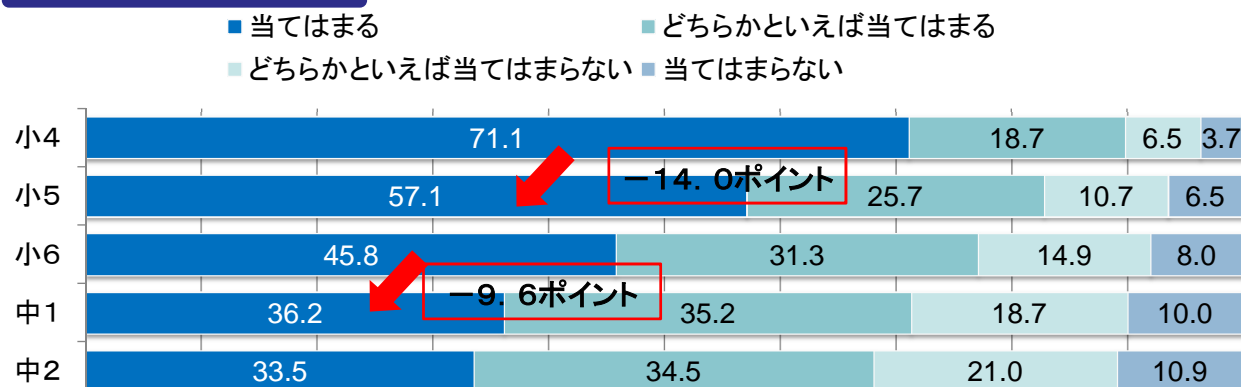
17

教科の好き嫌い②（社会、理科）

社会の勉強は好きだ



理科の勉強は好きだ



出典: C県調査(平成25年度)

18

「上手な勉強の仕方がわからない」児童生徒割合

(%)

	1990年	1996年	2001年	2006年
小5	38.1	34.6	30.5	30.4
中2	70.1	66.6	68.8	68.3
小中の差	32.0	32.0	38.3	37.9

児童生徒の気分障害

出典

「児童・青年期の気分障害の診断学－MINI－KIDを用いた疫学調査から－」
 (傳田健三 北海道大学大学院医学研究科精神医学分野、2008年)

調査対象

北海道千歳市の小学4年生から中学1年生の児童生徒 計738人

実施方法

2007年4～9月、対象学校の検診日に1校につき5～6人の精神科医が直接出向き面接

※面接項目は、精神疾患簡易構造化面接法(小児・青年用)MINI-KID2005のうち、大うつ病性障害、気分変調性障害、双極性障害に該当する部分を使用。

結果

気分障害の有病率は、小学4年生が1.5%、小学5年生が2.1%、小学6年生が4.1%、中学1年生が10.7%。特に、大うつ病性障害は中学1年生が4.1%と高く、中学生になると大うつ病性障害になる危険率が有意に増すと考えられる。

－対象の内訳－

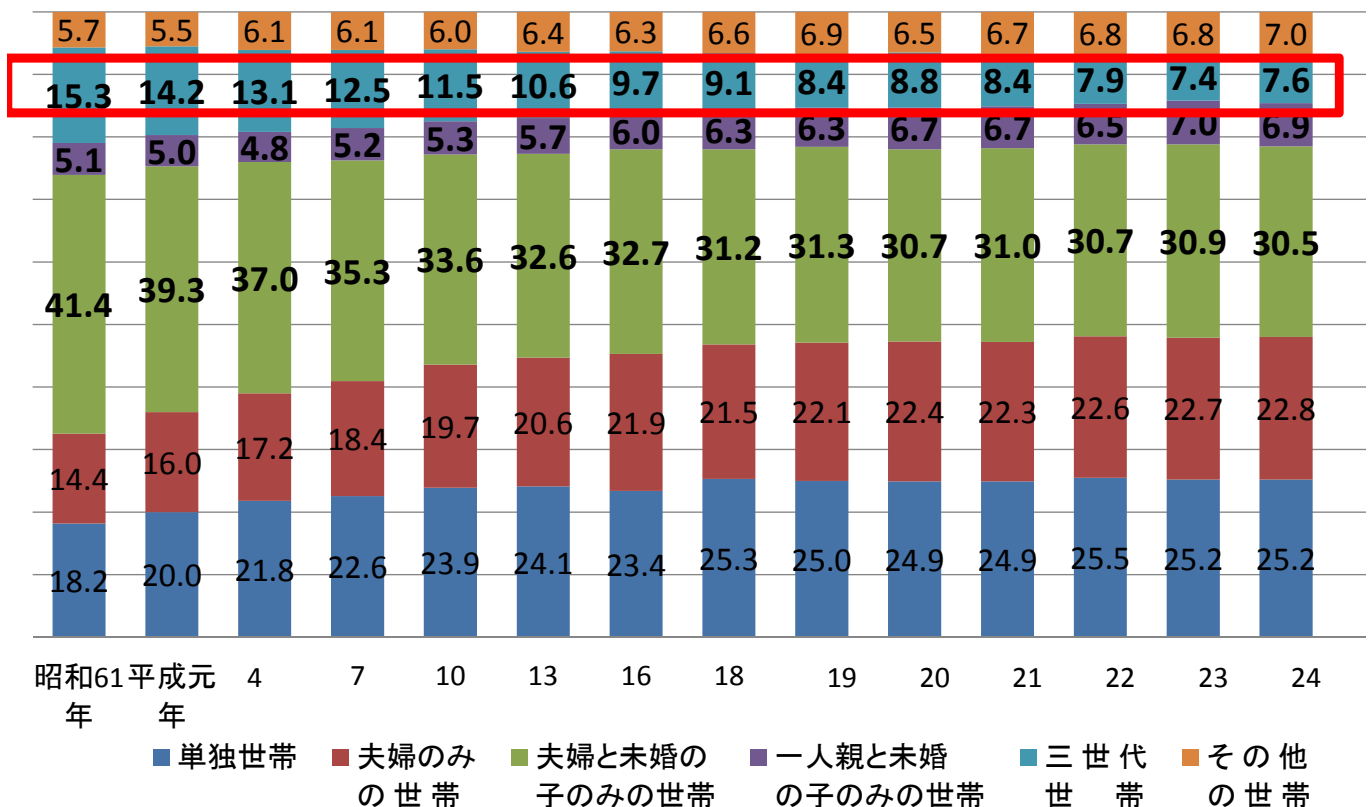
学年	年齢	男子	女子	合計(人)
小学4年生	9-10	95	92	187
小学5年生	10-11	73	70	143
小学6年生	11-12	142	144	286
中学1年生	12-13	72	50	122
合計		382	356	738

－気分障害の有病率－

	全対象	小4	小5	小6	中1
大うつ病性障害	1.5%	0.5%	0.7%	1.4%	4.1%
小うつ病性障害	1.4%	0.5%	0.7%	1.4%	3.3%
気分変調性障害	0.3%	0	0	0.3%	0.8%
双極性障害	1.1%	0.5%	0.7%	1.0%	2.5%
合計	4.3%	1.5%	2.1%	4.1%	10.7%

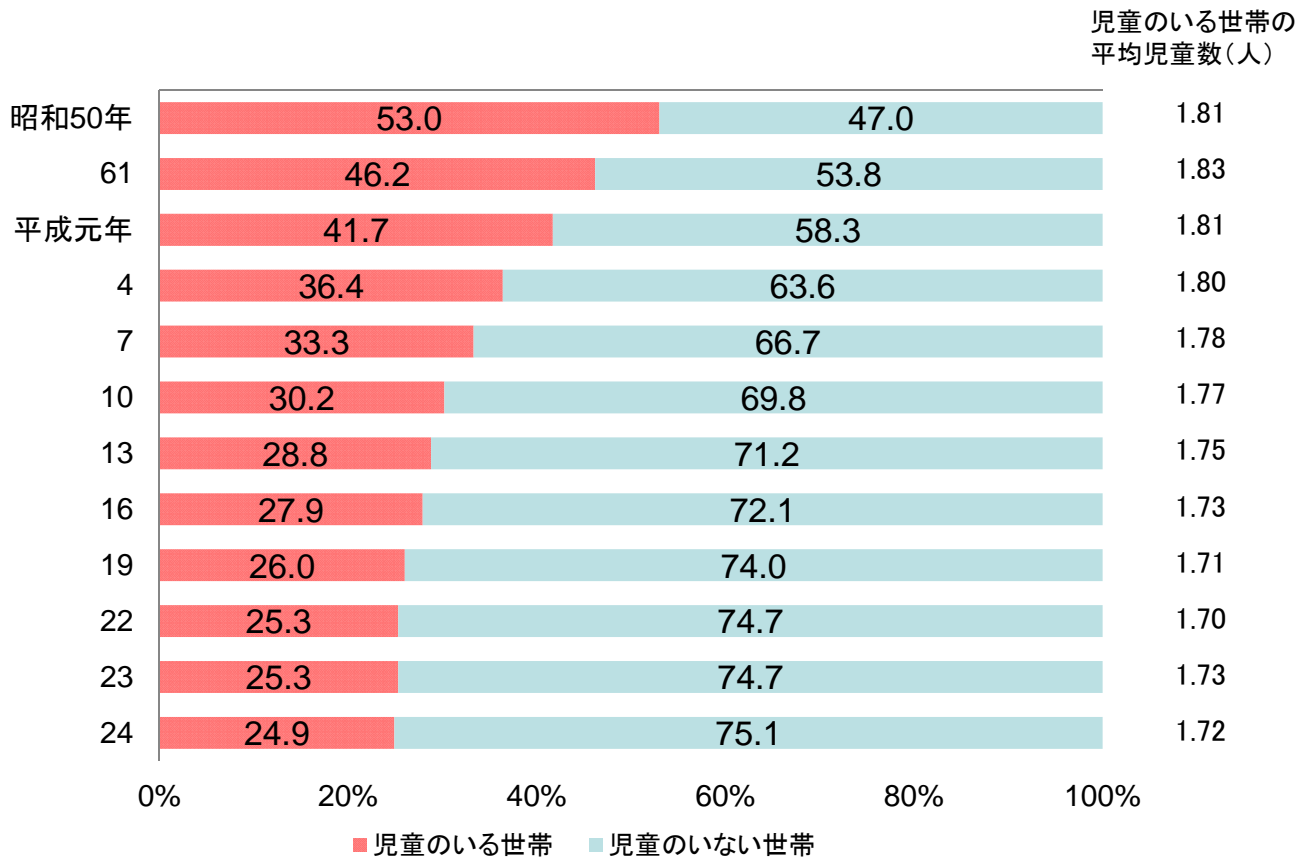
大うつ病性障害：精神症状または身体症状を5つ以上含む期間が2週間以上持続する
 小うつ病性障害：大うつ病の症状のいずれかが2週間以上持続する
 気分変調性障害：低レベルまたは閾値下の抑うつ症状
 双極性障害：躁と抑うつを特徴とし、通常はこれらが交互に現れる

世帯別構成割合



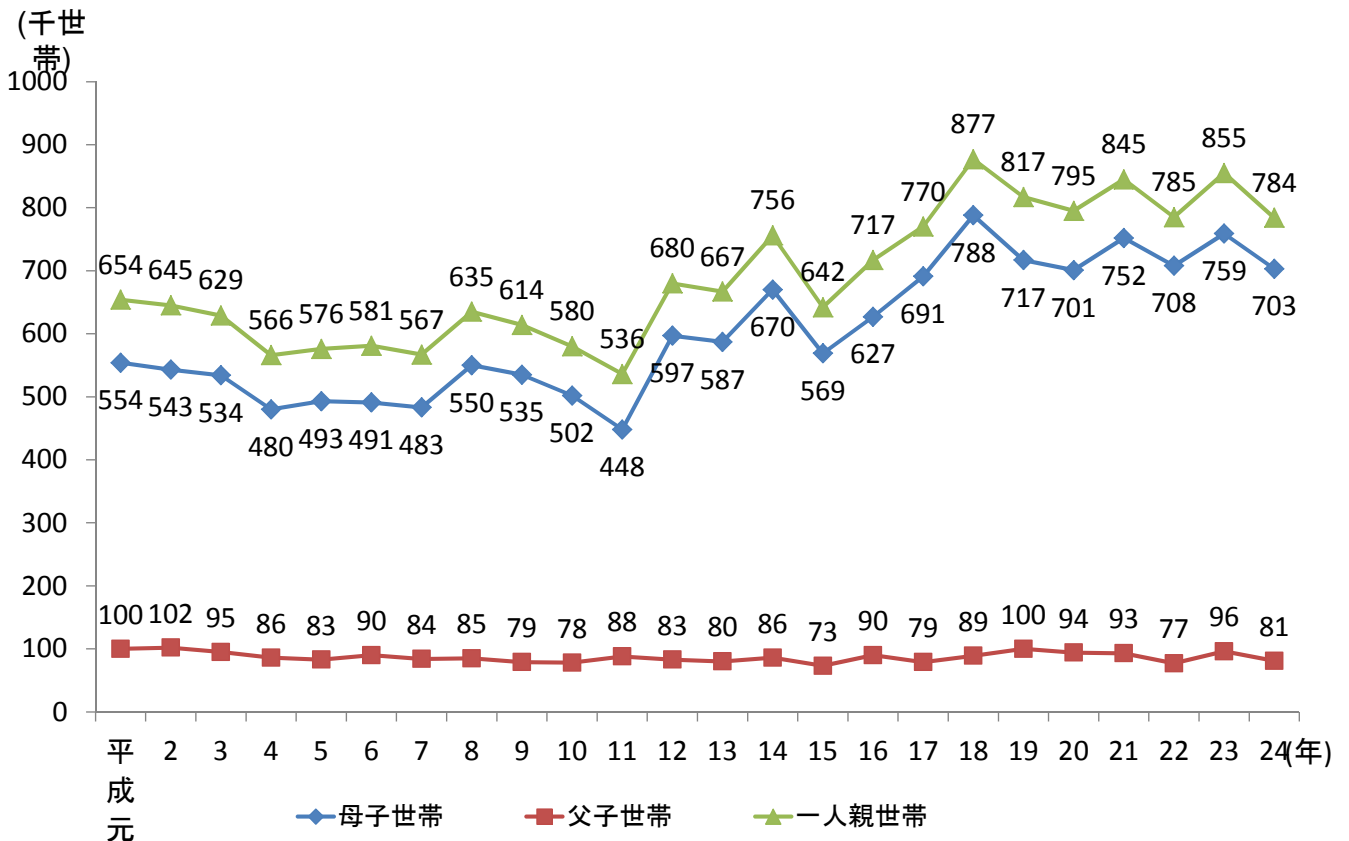
厚生労働省：福祉行政報告例結果の概況、平成24年国民生活基礎調査

児童のいる世帯及び平均児童数



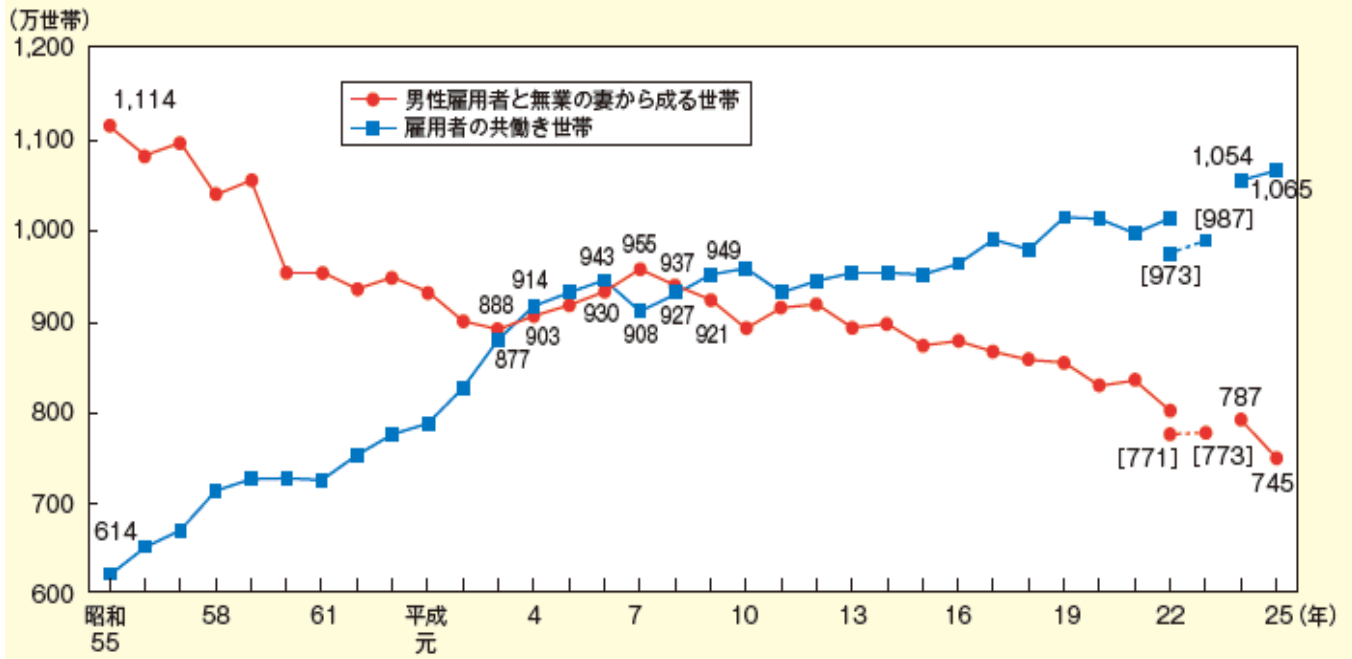
厚生労働省:平成24年国民生活基礎調査の概況

母子・父子世帯の推移



厚生労働省:福祉行政報告例結果の概況、厚生統計要覧(平成25年度)

共働き世帯数の推移



1980年～2001年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月、ただし、1980年～1982年は各年3月)
 2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
 2010年及び2011年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

内閣府：男女共同参画白書 平成26年度版

小中一貫教育関連基礎資料

2節 小中一貫教育の現状と課題 関連

小中一貫教育等についての実態調査の概要

1. 調査の目的

小中一貫教育等の実態を調査し、今後の小中一貫教育の制度化及びその推進方策並びに小中連携の一層の高度化方策の検討に資する基礎資料を得る。

本調査における小中連携教育・小中一貫教育の定義

小中連携教育: 小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育
小中一貫教育: 小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育

2. 調査時点

平成26年5月1日

3. 調査の対象

全都道府県、全市区町村、小中一貫教育を実施している全国の国公立小・中学校

4. 主な調査事項

【都道府県】

- 小中一貫教育の推進状況
- 小中一貫教育の推進のための取組内容

【市区町村】

- 小中一貫教育の推進状況
- 小中一貫教育推進のねらい、方針
- 小中一貫教育の推進に係る教育課程の編成
- 教科担任制・乗り入れ授業の実施
- 小中一貫教育の推進体制
- 小中一貫教育の成果、課題

【小中一貫教育を行う学校】

- 小中一貫教育の実施状況(施設、年数など)
- 小中一貫教育推進のねらい、方針
- 小中一貫教育の推進に係る教育課程の編成
- 学年段階の区切り
- 教科担任制・乗り入れ授業の実施
- 小中一貫教育の推進体制
- 小中一貫教育の成果、課題

調査実施協力者

※五十音順

【調査票の設計】

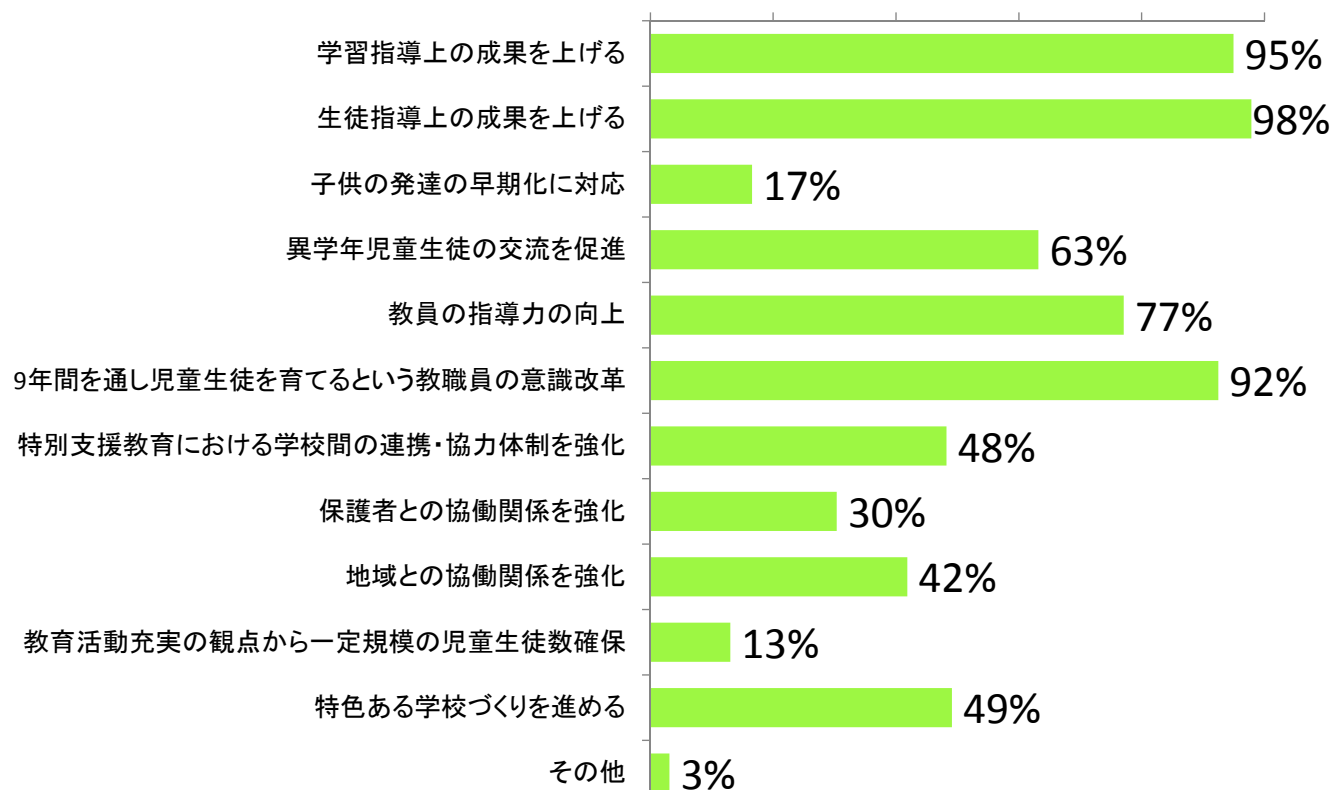
(小中一貫教育等の実態及び成果・課題の分析に関する協力者会議)

千葉大学教育学部教授 天笠 茂 鳥取市教育委員会教育長 木下 法広
京都産業大学教授 西川 信廣 呉市立呉中央中学校教頭 二宮 肇美
筑波大学教育学域教授 樋口 直宏
国立教育政策研究所 初等中等教育研究部総括研究官 藤原 文雄
国立教育政策研究所 生徒指導研究センター総括研究官 藤平 敦

【集計・分析】

国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部主任研究官 宮崎 悟
国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部総括研究官 屋敷 和佳

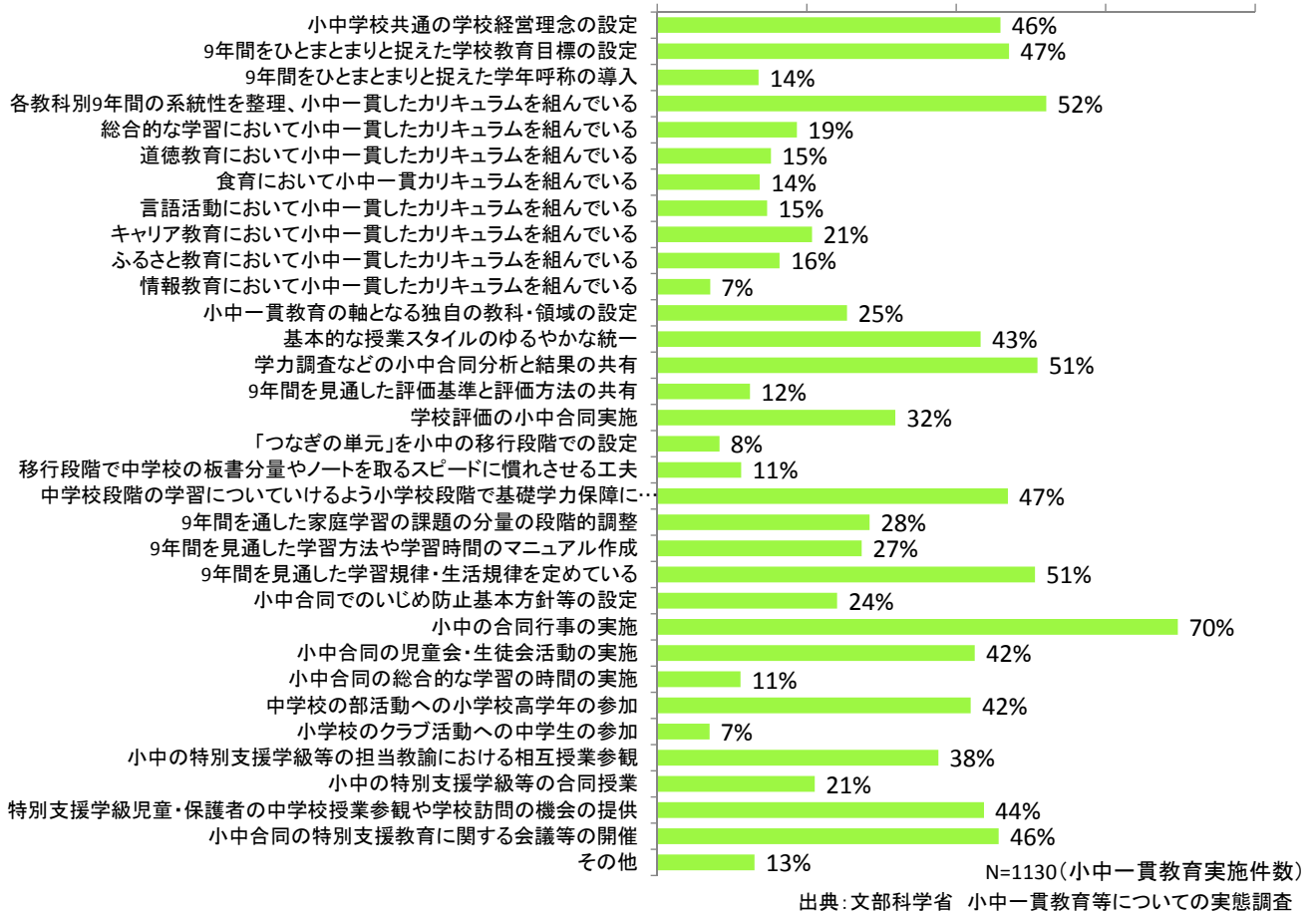
小中一貫教育の主なねらい



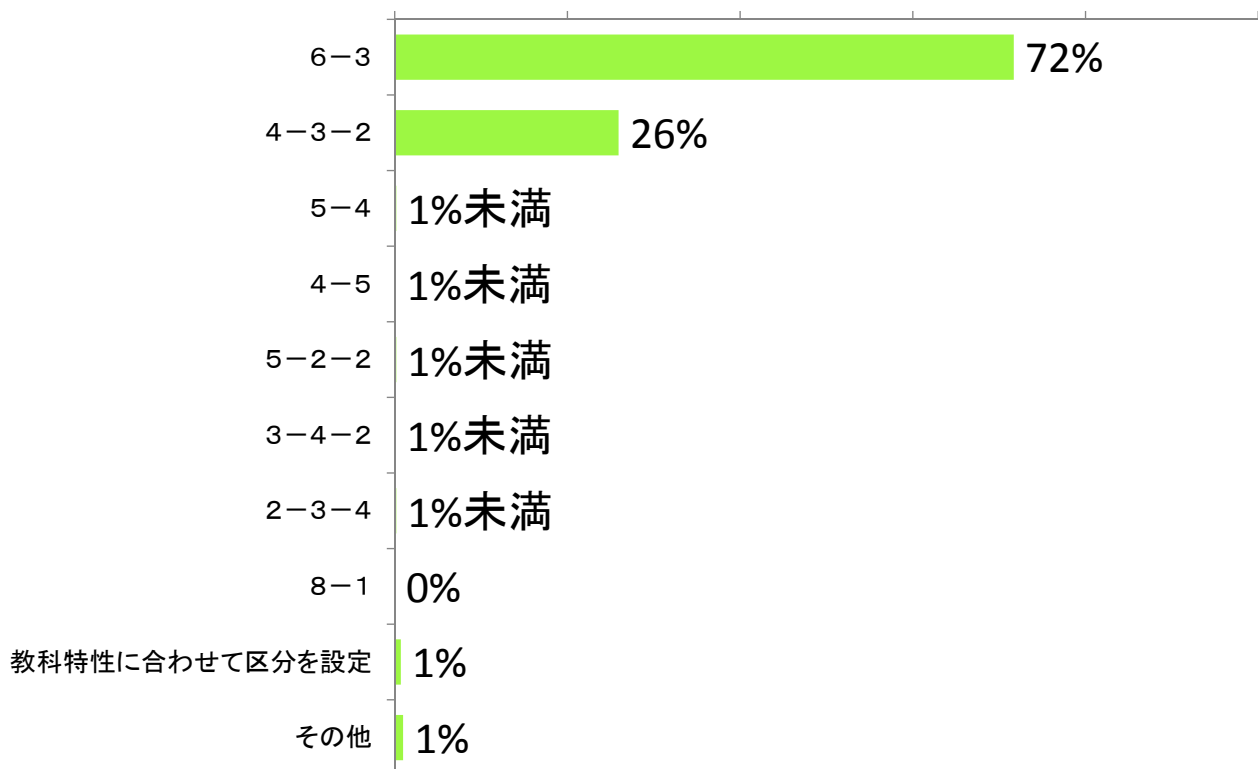
N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典: 文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

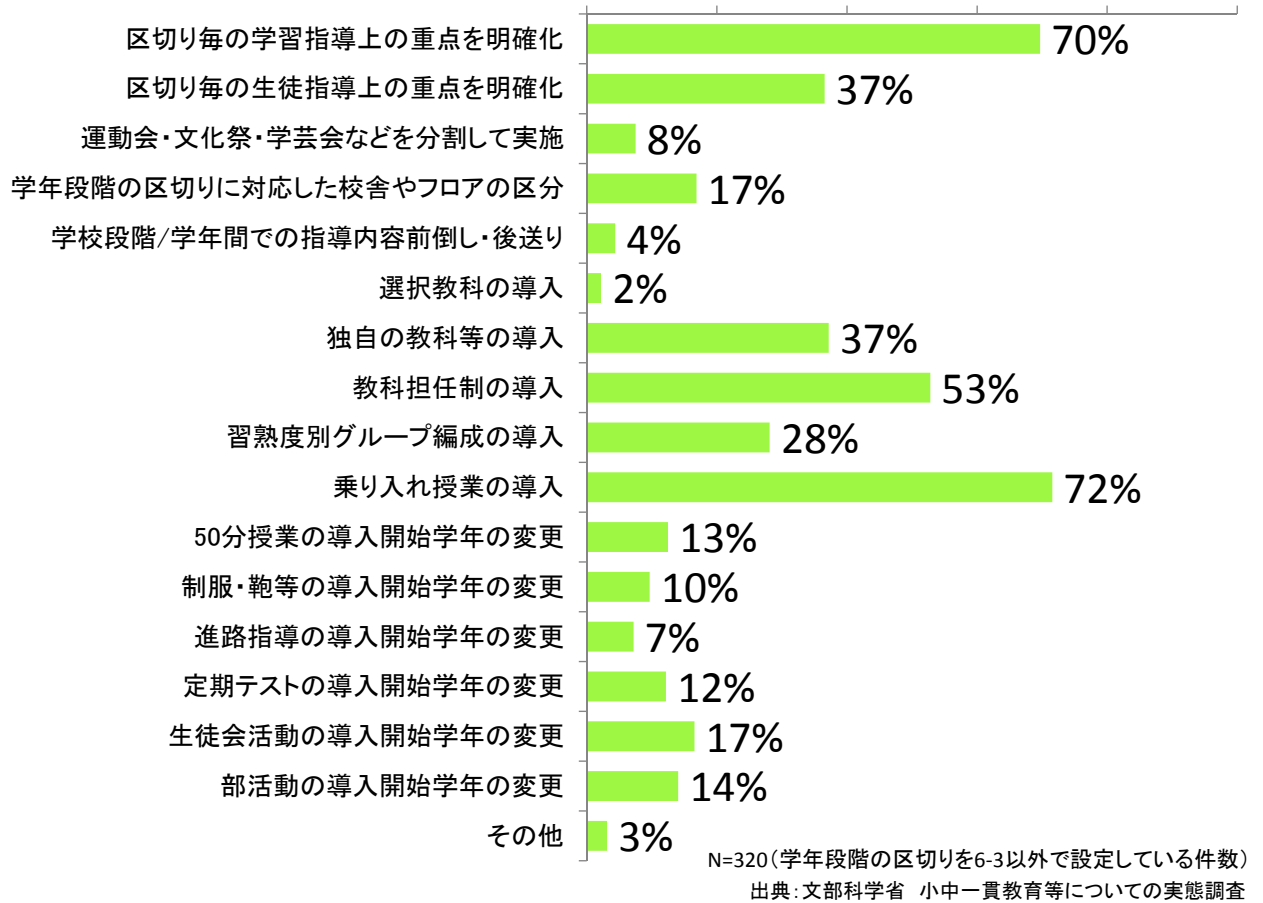
9年間の教育課程・指導方法の系統性・連続性の確保のための取組



学年段階の区切りの状況



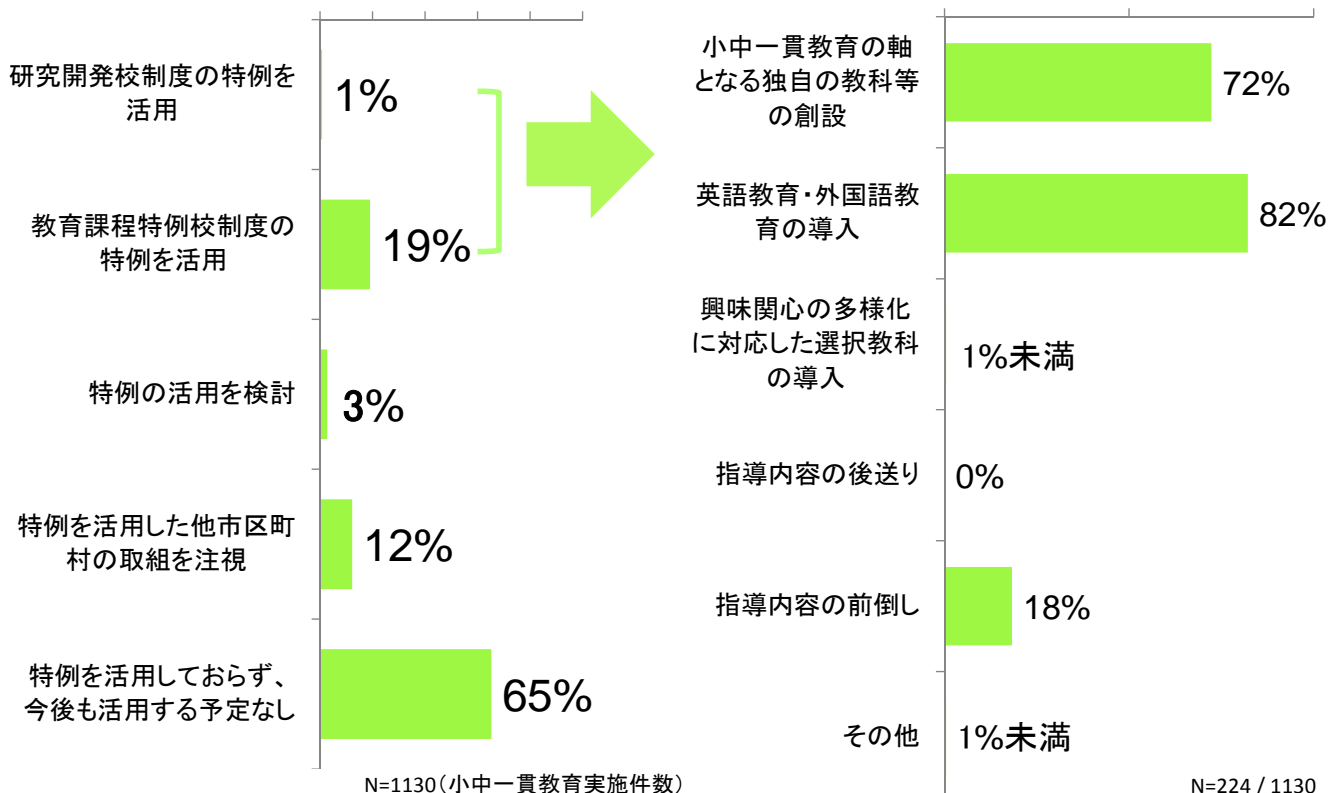
学年段階の区切りの設定に係る具体的取組（学年区切りが6-3以外の場合）



教育課程の特例を認める制度の活用状況

特例の活用

具体的取組状況



教育課程の特例による小中一貫教育の取組① 国際コミュニケーション科（寝屋川市）

特例開始年月

平成24年4月1日
～平成29年3月31日

ねらい

4技能を統合的に使ったコミュニケーション能力の基礎を養う中学校の外国語科へとつなぐために、小学校の「国際コミュニケーション科」で以下の3点のコミュニケーション能力の素地を養い、6年間で身に付けた力を中学校で活かせるようにし、小中9年間で継続的・系統的・計画的な教育を推進。

1. 英語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ
2. 外国語を通じて、言語や文化について体験する。
3. 英語で積極的にコミュニケーションを取ろうとする態度を培う。

特例の内容

○小学校に教科として「国際コミュニケーション科」を設置

【組み替えの具体的内容】

	削減教科				新設教科
	生活	音楽	外国語活動	総合的な学習の時間	国際コミュニケーション科
第1・2学年	-6	-4			+10
第3・4学年				-20	+20
第5・6学年			-35		+35

32

教育課程の特例による小中一貫教育の取組② 新地球学科等（鹿追小学校、中学校）

研究開発指定年度

平成24年度～平成26年度

研究開発課題

世界的な視野から環境問題を解決する力をはぐくむために、小中高12年間を見通した新設教科「新地球学」を中心に、「実社会数学」や「カナダ学」との関連を図った環境教育プログラムを開発。

(1)「新地球学」

小・中学校では新設教科「新地球学」で、高等学校では総合的な学習の時間で環境教育を学び環境リテラシーを身に付け、環境問題の解決を図ろうとする児童生徒を育成する教育プログラムを開発する。

(2)「実社会数学」

中学校では「実社会数学」を、高等学校では学校設定科目の「生活の数学」を実施し、中高教員の相互乗入による少人数指導等の工夫・改善を図り、「新地球学」の理解を深める教育プログラムを開発する。

(3)「カナダ学」

「カナダ学」は従来の取組の改善・充実を図り実践するとともに、「新地球学」で学ぶ環境問題や防災教育等での探究活動に英語を取り入れ、「カナダ学」と「新地球学」の関係性を深める教育プログラムを開発する。

特例の内容

○小学校に教科として「カナダ入門」「新地球学」を設置し、中学校に教科として「カナダ学」「新地球学」「実社会数学」を設置。

【組み替えの具体的内容】

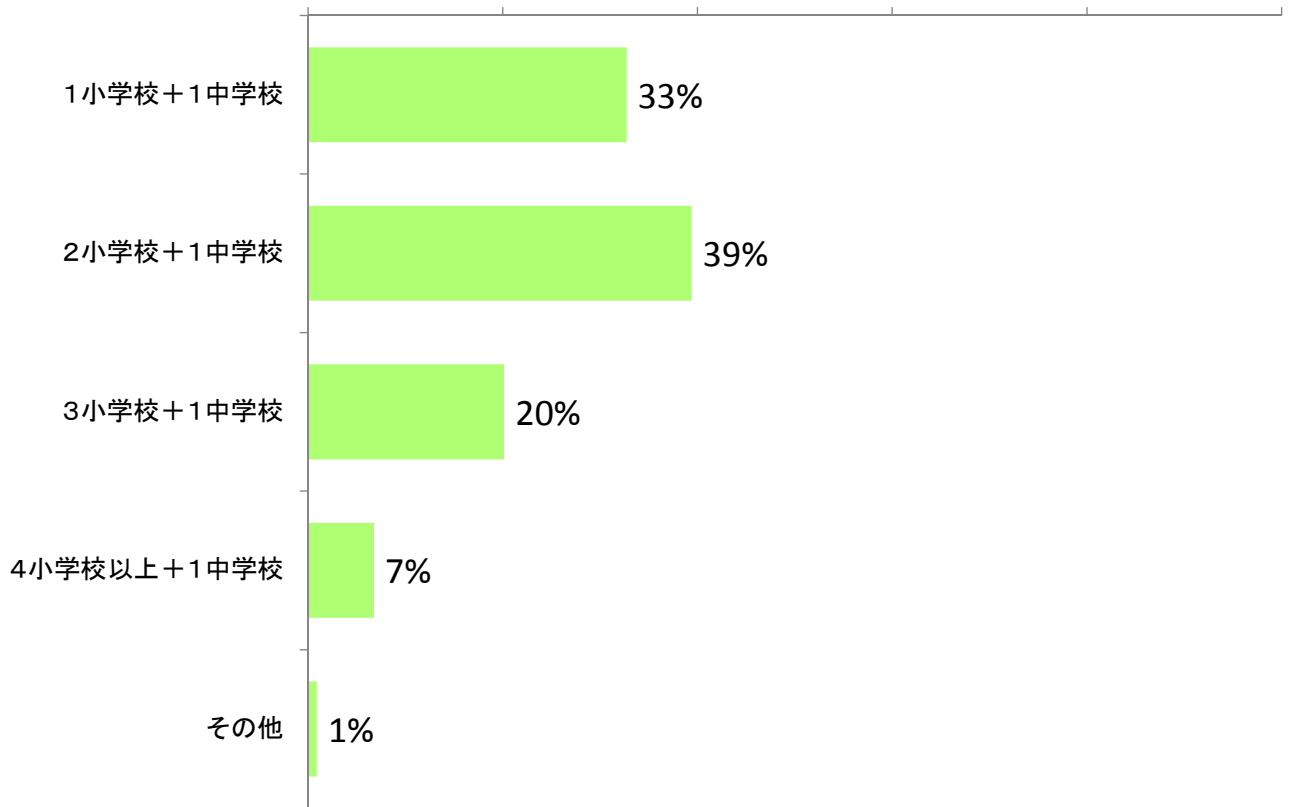
(小学校)

	削減教科			新設教科	
	生活	外国語活動	総合的な学習の時間	カナダ入門	新地球学
第1学年	-54			+46	+32
第2学年	-55			+47	+32
第3・4学年			-70	+47	+47
第5学年		-35	-50	+62	+47
第6学年		-35	-50	+62	+47

(中学校)

	削減教科					新設教科		
	社会	数学	理科	英語	総合的な学習の時間	カナダ入門	新地球学	実社会数学
第1学年	-5		-5	-35	-25	+35	+35	
第2学年	-5		-5	-35	-25	+35	+35	
第3学年	-5	-35	-5	-35	-25	+35	+45	+35

小中一貫教育に取り組む学校の組み合わせ



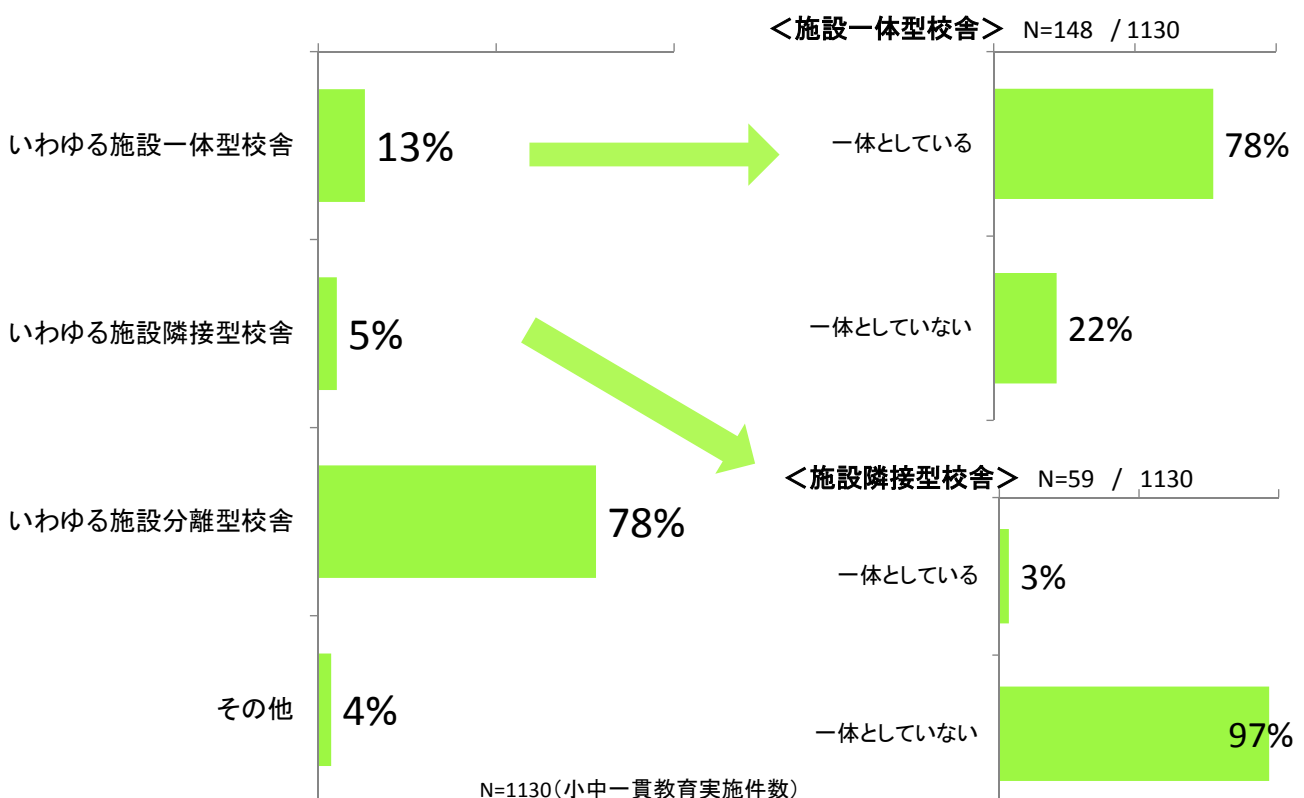
N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

校舎設置状況

校舎設置状況

職員室を一体化しているか



N=1130(小中一貫教育実施件数)

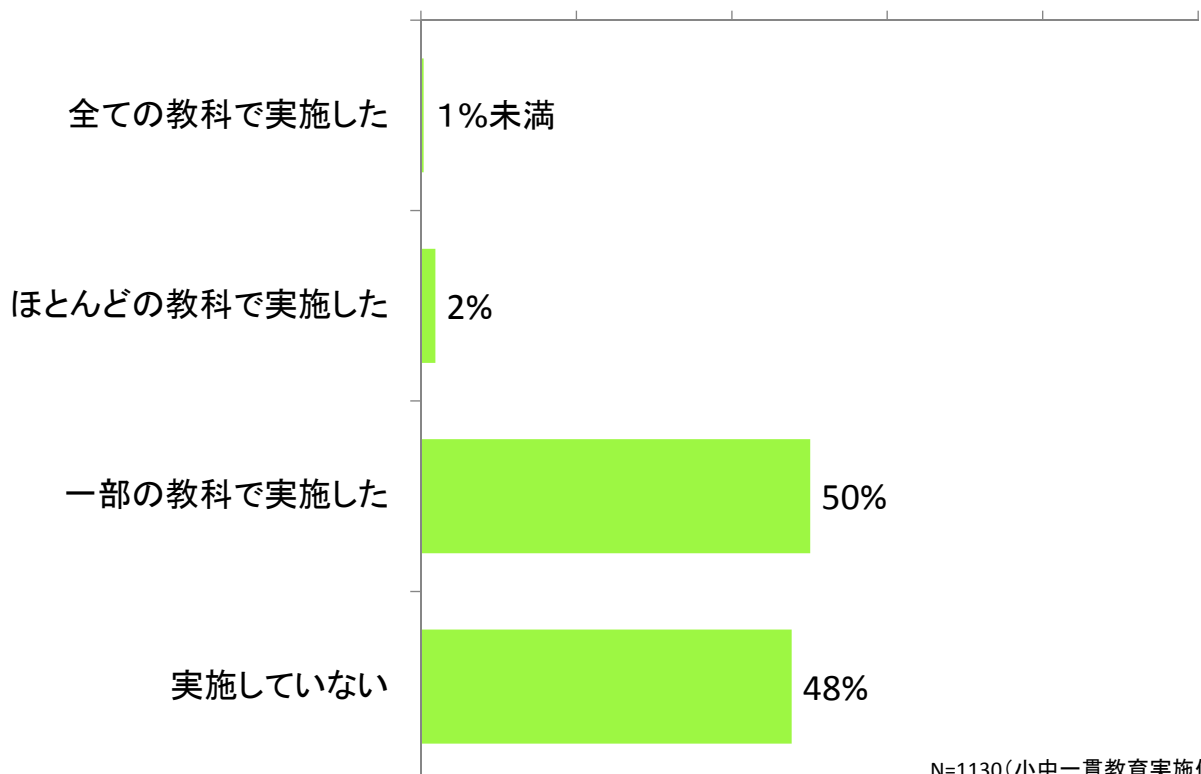
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

校長の体制

	一人の校長が小・中学校を兼務している	学校毎に校長がいるが、責任者としての役割を果たす校長が決まっている	学校毎に校長がおり、適宜連携を図っている	全体
施設一体型	112 (76%)	9 (6%)	27 (18%)	148 (100%)
施設隣接型	7 (12%)	8 (14%)	44 (75%)	59 (100%)
施設分離型	4 (0%)	91 (10%)	787 (89%)	882 (100%)
その他	8 (20%)	7 (17%)	26 (63%)	41 (100%)
全体	131 (12%)	115 (10%)	884 (78%)	1130 (100%)

N=1130(小中一貫教育実施件数)
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小学校における教科担任制の実施状況



N=1130(小中一貫教育実施件数)
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

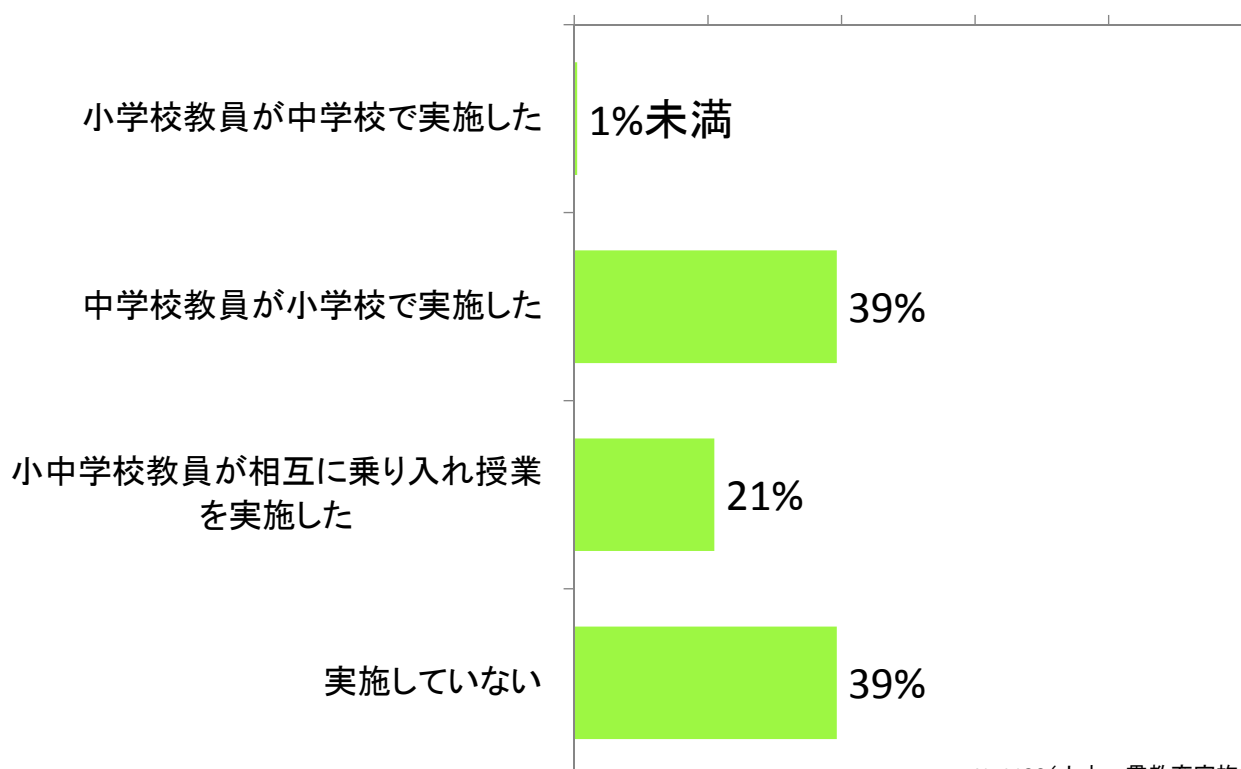
小学校における教科担任制の実施教科・導入開始学年

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	外国語活動	総合
実施	17%	36%	23%	66%	1%	77%	38%	47%	33%	28%	2%
うち第3学年で導入開始	19%	14%	14%	17%	20%	47%	37%	0%	22%	10%	17%
うち第4学年で導入開始	12%	13%	16%	17%	0%	17%	15%	0%	11%	2%	8%
うち第5学年で導入開始	38%	47%	42%	43%	60%	23%	32%	81%	41%	59%	67%
うち第6学年で導入開始	30%	27%	28%	24%	20%	13%	15%	18%	26%	29%	8%

N=591 (教科担任制を実施している件数)

出典: 文部科学省 小中一貫教育等に関する実態調査

小・中教員の乗り入れ授業の実施



N=1130 (小中一貫教育実施件数)

出典: 文部科学省 小中一貫教育等に関する実態調査

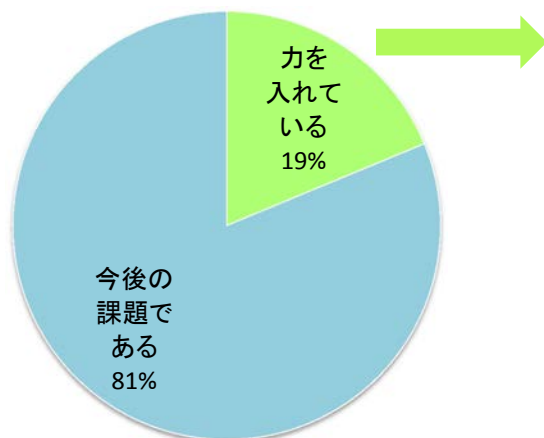
小・中教員の乗り入れ授業の実施教科

小学校教員が中学校で乗り入れ授業を実施 (N=242)								
対象教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	
	20%	18%	55%	24%	19%	13%	21%	
	技術・家庭	外国語	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	独自の 新設教科等		
	17%	25%	8%	8%	5%	7%		
中学校教員が小学校で乗り入れ授業を実施 (N=681)								
対象教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	体育	生活
	21%	20%	39%	30%	38%	21%	39%	1%
	家庭	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	独自の 新設教科等		
	10%	1%	58%	5%	4%	5%		

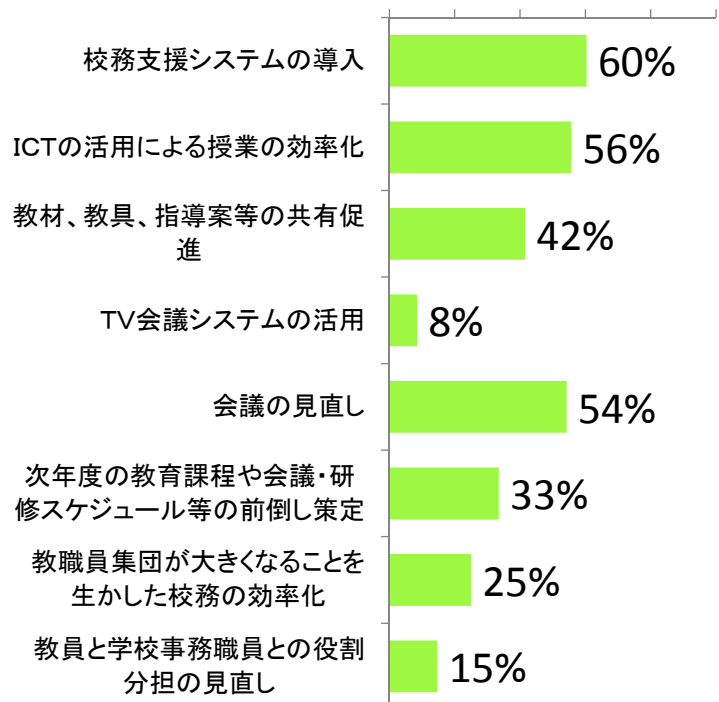
出典: 文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

余裕時間の確保や負担軽減の取組

取組内容



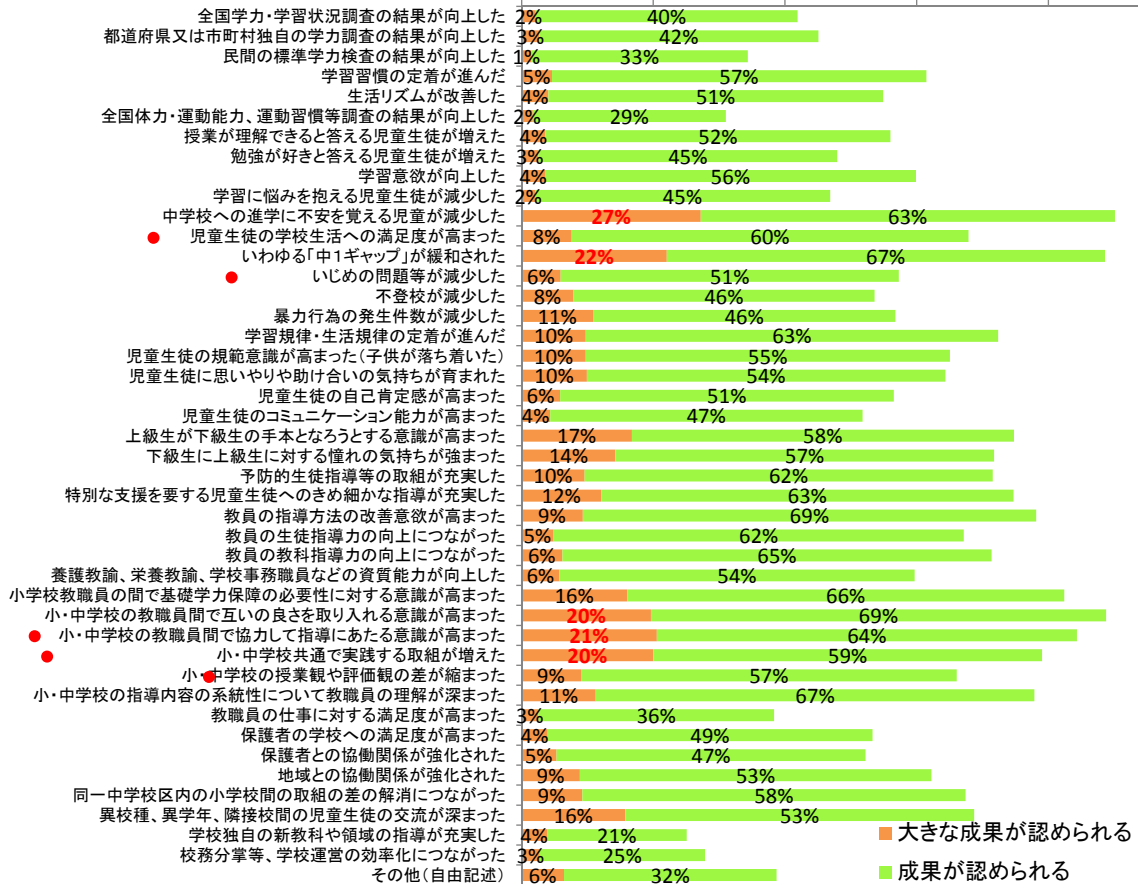
N=1130(小中一貫教育実施件数)



N=212

出典: 文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小中一貫教育の成果

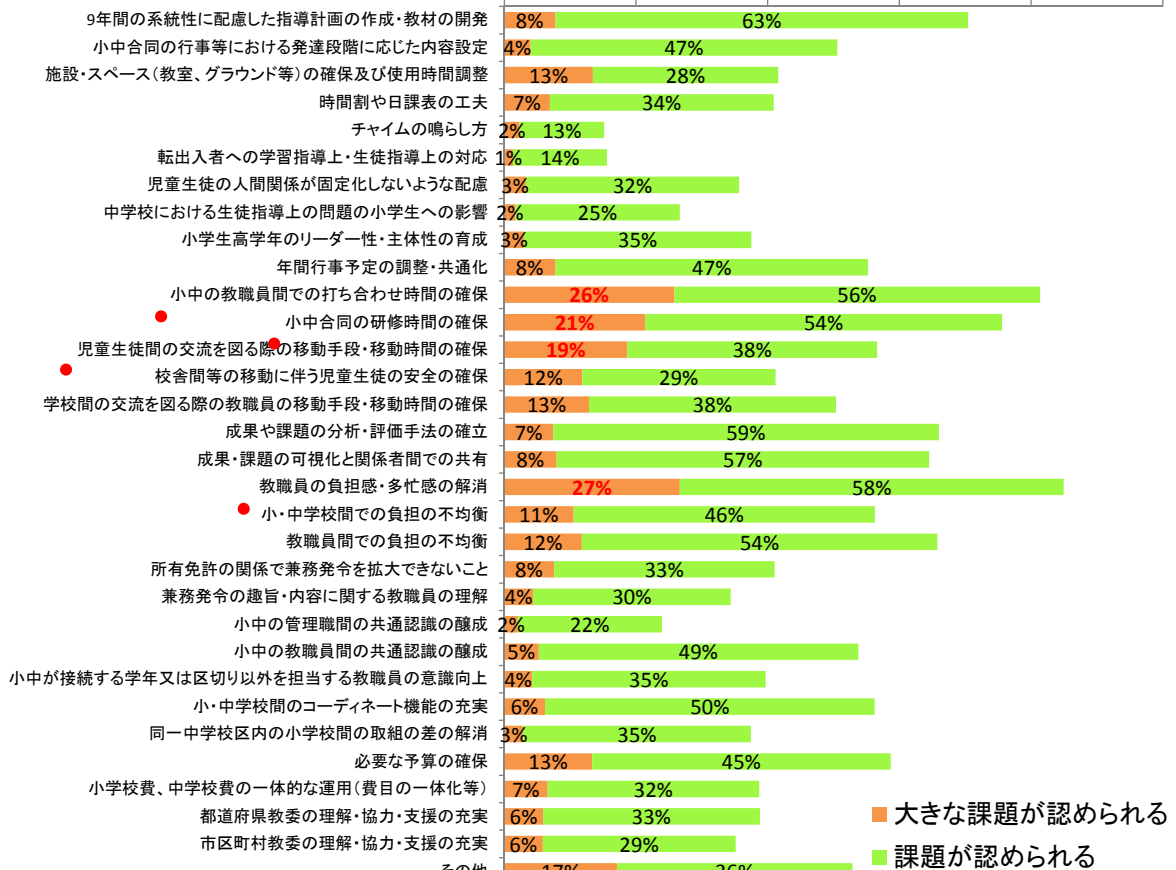


※「大きな成果が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小中一貫教育の課題



※「大きな課題が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小中連携と学力調査の結果の相関について

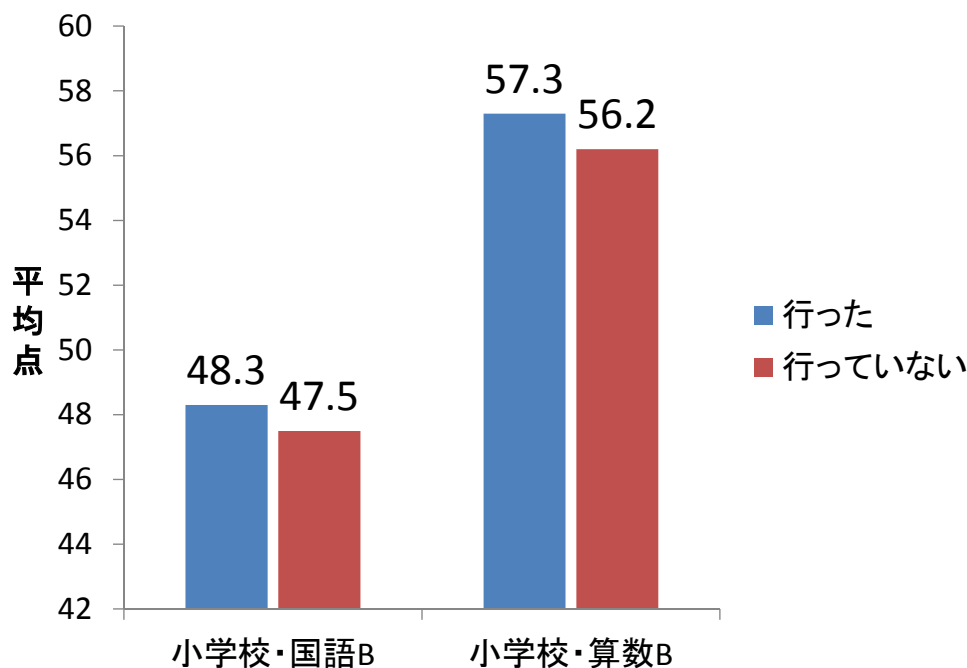
平成25年度全国学力・学習状況調査「教育委員会に対する調査」においては、市町村教育委員会の教育施策の実施状況と学力(教科の平均正答率)との関係について調査しており、全45項目の内、以下の18項目については学力との相関が見られている。

- ・情報教育担当の指導主事の配置
- ・生徒一人あたりの学校教育費
- ・言語活動充実のための取組
- ・グローバル人材育成のための取組
- ・地域社会の一員として意識を高める取組
- ・独自の教材の開発や普及
- ・ICT環境整備等に係る計画策定
- ・ICTを活用した授業実施のための指導資料の作成
- ・ICT活用に関する教員研修
- ・授業力向上のための研修会
- ・保育士や幼稚園教員と小学校教員の合同研修
- ・幼稚園教員と小学校教員の人事交流
- ・**小学校教員と中学校教員の合同研修**
- ・**小学校教員と中学校教員の人事交流**
- ・**小学校と中学校の教育課程の接続**
- ・全国学力・学習状況調査の結果の分析・検証の有用性
- ・全国学力・学習状況調査の問題、結果や「授業アイデア例」を用いた指導改善のための研修等
- ・独自の学力調査の実施

44

小中連携と学力調査の結果の相関①

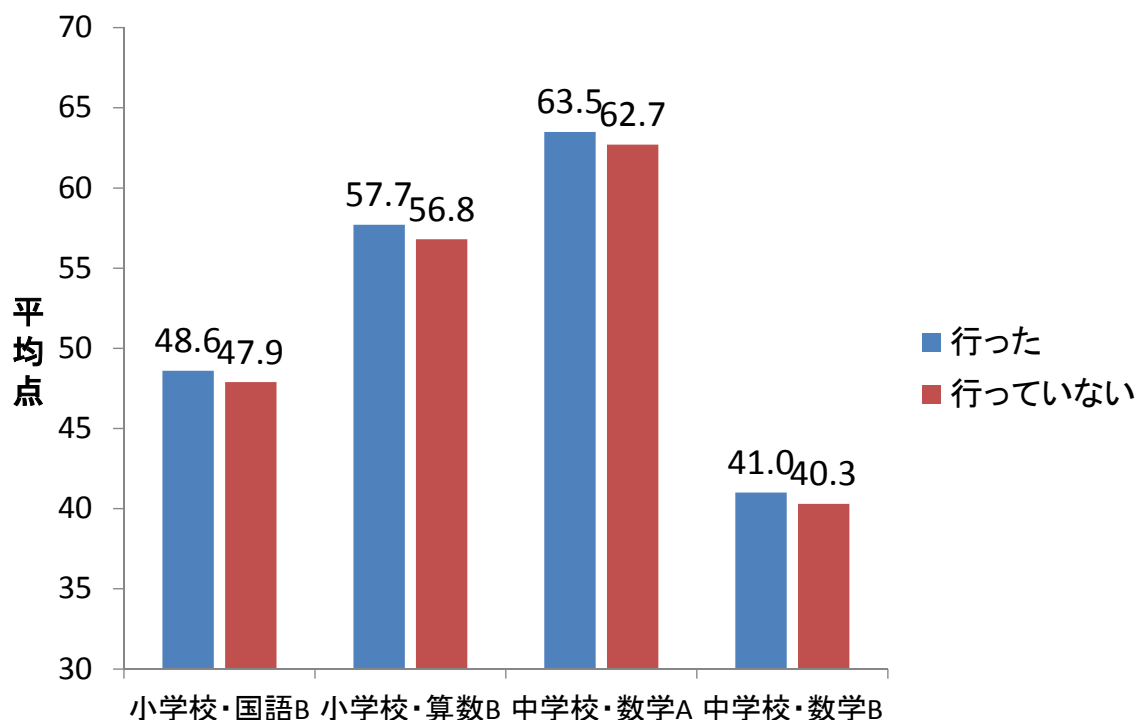
設問：小学校と中学校の連携の取組として、小学校の教員と中学校の教員との合同研修を行いましたか。



45

小中連携と学力調査の結果の相関②

設問：小学校と中学校の連携の取組として、小学校と中学校の教育課程の接続を行いましたか。

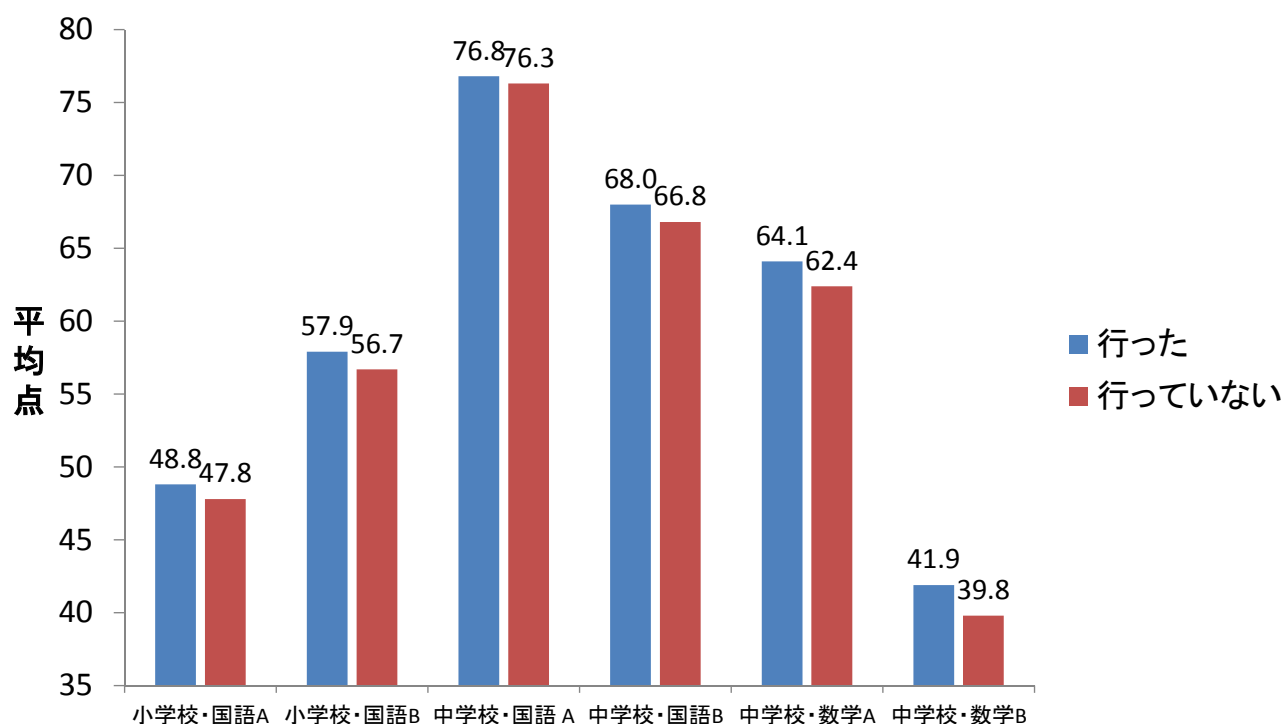


46

※教育委員会調査の項目のうち、教科の平均正答率と相関が見られたもの
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)「教育委員会に対する調査」

小中連携と学力調査の結果の相関③

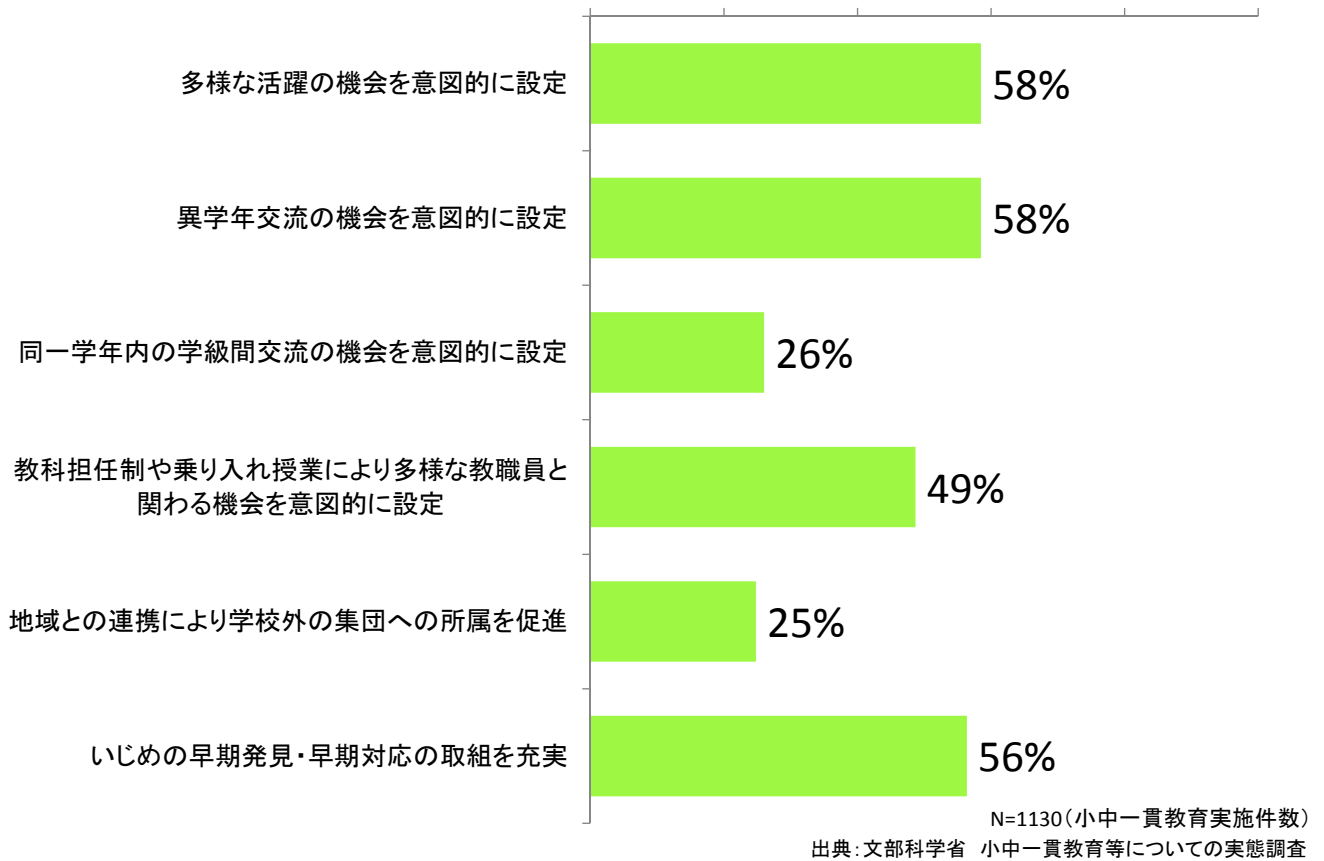
設問：小学校と中学校の連携の取組として、小学校の教員と中学校の教員の人事交流を行いましたか。



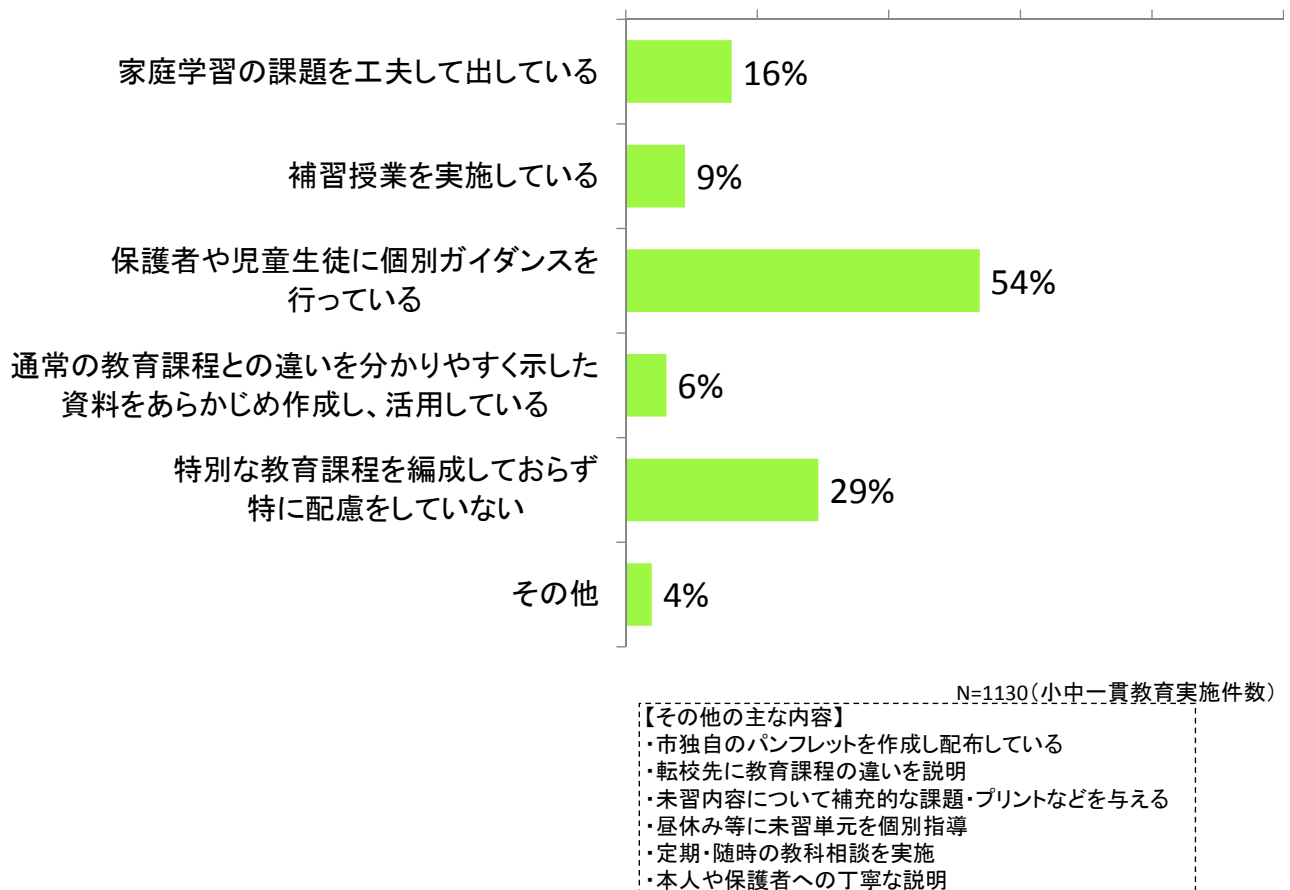
47

※教育委員会調査の項目のうち、教科の平均正答率と相関が見られたもの
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)「教育委員会に対する調査」

児童生徒の人間関係や相互評価が固定化しないような工夫



転入学する児童生徒に対する配慮



【事例1】 広島県呉市における取組

ねらい

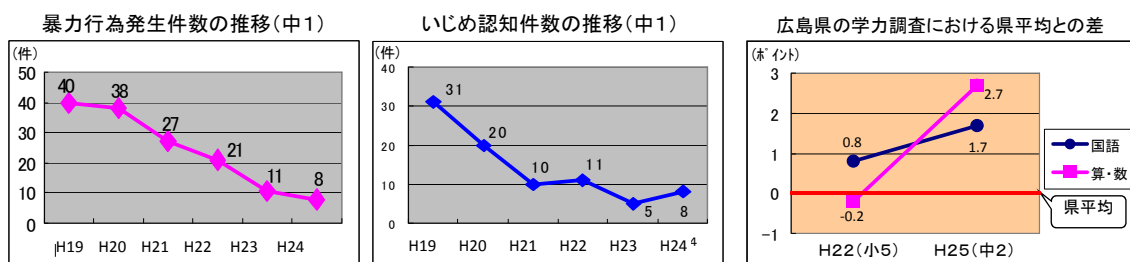
- (1) 義務教育9年間に修了するにふさわしい学力と社会性の育成
- (2) 中一ギャップの解消と自尊感情の向上

取組概要

- 市内の全26中学校区(施設分離型22中学校区, 施設一体型4中学校区)で、現行制度の範囲内で、9年間を見通して行う小中一貫教育を実施
- 各中学校区の特色を生かし、小中合同授業、小中合同行事、小中合同研修会等を実施
- 9年間を前期(4年)、中期(3年)、後期(2年)に区切り、中期に重点をおいた教育を展開
- 学習指導要領の範囲内で、各中学校区ごとに小中一貫カリキュラムを作成

成果

- 生徒指導上の諸問題の発生件数や不登校の数が年々減少
- 児童生徒の学力の向上
- ほとんどの教員が、「授業の工夫・改善の場面が見られた」、「小中学校を一貫したカリキュラムづくりは必要」と答えるなど、教職員の意識が向上



※第1回小中一貫教育特別部会(平成26年8月29日)配布資料

50

【事例2】 東京都品川区における取組

ねらい

- (1) 中学校の学習への接続を意識した小学校段階での指導を実現し、9年間継続した系統的な学習に取り組む。
- (2) 小学校から中学校への環境の激変を緩和することによりストレスを解消する。幅広い年齢の児童生徒と学校生活を共にすることにより、多様な人間関係を形成する。
- (3) 小・中学校間の情報共有により、9年間継続性のある生活指導を実現する。

取組概要

- 区内の全中学校区(施設一体型6校、施設分離型9中学校・31小学校)で、実施
- 区独自の「小中一貫教育要領」を定め、9年間の系統的な学習を実施
- 全学年に「市民科」を新設し、小1から「英語科」を実施
- 小5～中3に「ステップアップ学習(選択学習)」を新設
- 小5から教科担任制を導入
- 9年間を4年・3年・2年に区切ったまとまりで教育計画を立て実践

成果

- 国・都・品川区が実施する学力調査において全国平均を上回った学校数が増加するなど学力が向上
- 小中一貫教育実施によって、年々、不登校生徒の出現率が抑制
- 学習・生活規律の徹底、礼儀等の面で全国平均を上回る結果



※第1回小中一貫教育特別部会(平成26年8月29日)配布資料

51

【事例3】 東京都三鷹市における取組（教育課程の特例を用いない取組）

ねらい

- (1) 小・中学校の教員が、目指すべき「15歳の姿」の共有しつつ、徹底して協働し、発達段階に即した「学び」の系統性と連続性の確保、小中の円滑な接続を図る。
- (2) 小学校の効果的な指導を発達段階を考慮して中学校に引き継ぐ。
- (3) 中学校でのつまずき、思春期等を見通した共通理解・早期対応を図る。

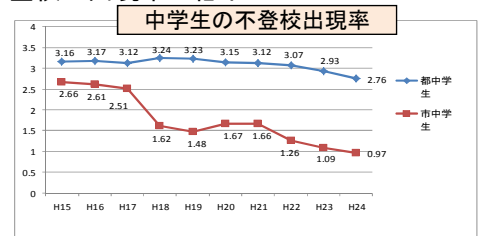
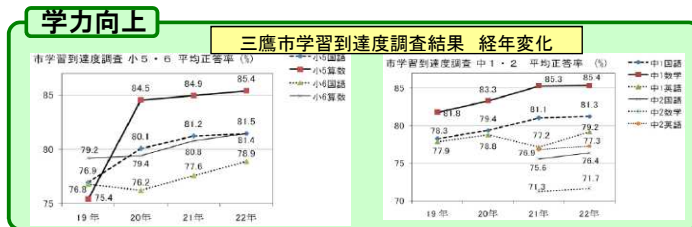


取組概要

- 義務教育9年間の教育を
 - ① 現行の法制度（6-3制）の下で、
 - ② 既存の小学校・中学校を存続させた形で、
 - ③ コミュニティ・スクールを基盤として、
 - ④ 小・中一貫カリキュラムに基づき、系統性と連続性を重視して行い、児童・生徒に「人間力」と「社会力」を培う
- 全教員が小・中学校双方の教員として兼務発令を受け、相互乗り入れ授業を実施

成果

- 自然教室、プレ中学生体験、部活動体験、中学生の小学校ボランティア訪問等の小・小及び小・中間の交流活動により、学園の子供としての一体感が醸成
- 小・中学校の教員同士の相互理解が促進され、協力し合う姿勢が定着
- 小・中学校教員の授業交流により児童・生徒の学習意欲・学力が向上
- 学園の教育活動により、学校生活への安心感が増し、不登校の出現率が低下



※第1回小中一貫教育特別部会（平成26年8月29日）配布資料

【事例4】 埼玉県入間市における取組

ねらい

- (1) 学校力の向上・教職員の資質向上
- (2) 日本一の教育都市 入間の実現 ※「教育の質」が日本一

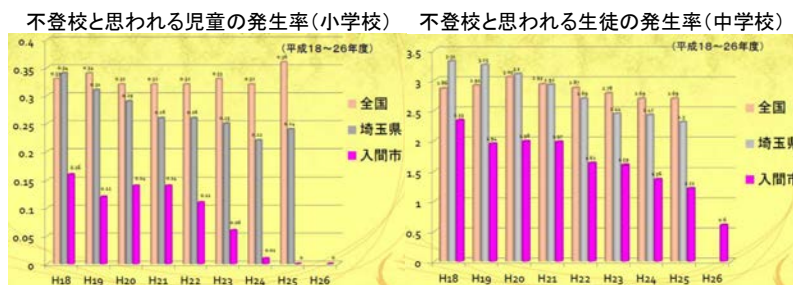
豊かな人間性の育成

取組概要

- 平成21年度から推進している「子ども未来室事業」を踏まえて導入
 - ※子ども未来室事業・・・0歳から20歳までの全ての子どもの自立支援を図るため、保幼小の連携、小中及び中高の連携に取り組む事業
- 市内全ての中学校区（小学校16校、中学校11校・全て施設分離型）で実施
- 小学校の教師が中学校に出向くことができるよう、全ての小学校にサポーターを配置
 - ※1週間に6～10時間程度、小学校の教師が中学校に出向いている。
- 学年区分は4・3・2を目指し、小5から一部教科担任制を導入

成果

- 小学校の不登校は平成25年にゼロとなり、中学校の不登校も年々減少
- 学力について、連携・一貫開始前は全国平均より劣っていた中学校において、平成25年度は全国平均を超え、秋田県とほぼ同等まで上昇



全国学力調査結果(平成25年度)
(全国・秋田県と東町中の比較)



※第2回小中一貫教育特別部会（平成26年9月8日）における入間市から40ピアリングを元で作成

【事例】 京都府京都市における取組

ねらい

- 家庭教育も含めた計画的・系統的な一貫教育を地域と一体となって行い、小中9年間の学びと育ちに責任を持つ

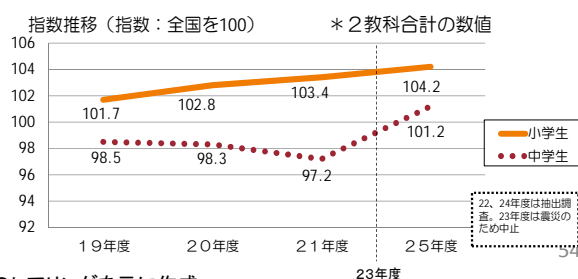
取組概要

- 市内の全中学校ブロック(施設一体型4、併設型2、分離型64、その他3)で、実施
- 以下の「5つの視点」による取組を実施
 - (1) 小中一貫共通目標 … 目指す子供像を共有し、「生きる力」の育成を図る
 - (2) 教育課程／指導形態の工夫・改善 … 教育課程の編成や指導形態などの工夫・改善を図り、「確かな学力」の育成を目指す
 - (3) 教育活動の連続性 … 子供たちの教育活動の連続性を高める
(例: 児童生徒交流、部活動体験、合同宿泊行事)
 - (4) 教職員間の連携・協働 … 小中学校の教職員間の「連携」と「協働」を深める
(例: 教職員合同研修会)
 - (5) 家庭・地域との連携・協力 … 家庭や地域との「連携」「協力」をより一層推進する
- 小中間の段差を学力面からフォローする「京都市学習支援プログラム」を実施

成果

- 地域の意識改革(地域全体で子供を育む)、教職員の意識改革(中学校ブロック全体で学力向上を図る)の促進
- 同じ中学校区内の小学校同士の連携の推進(合同宿泊活動、話型・ノート・学習規律の統一)
- 小学校・中学校いずれにおいても学力が向上

【全国学力・学習状況調査の結果】



※第3回小中一貫教育特別部会(平成26年9月19日)における京都市からのヒアリングを元に作成

54

小中一貫教育関連基礎資料

4 節 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性 関連

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を發揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別 (中学校・高等学校については教科別)

① 普通免許状 (有効期間10年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

② 特別免許状 (有効期間10年)

③ 臨時免許状 (有効期限3年)

○ 授与権者: 都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

・普通免許状 : 全ての都道府県

・特別免許状 } 授与を受けた

・臨時免許状 } 都道府県内

56

普通免許状

H24年度授与件数: 208, 237件

(内訳) 専修免許状: 14, 829件 一種免許状: 150, 720件 二種免許状: 42, 688件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

{ 教科に関する科目
教職に関する科目 }

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H24年度授与件数: 52件

(平成元~H24年度総授与件数: 549件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H24年度授与件数: 9, 214件

(前年度9, 319件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

H24年度届出件数: 19, 358件
(前年度19, 370件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない**非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**(任命・雇用する者が、**あらかじめ**都道府県教育委員会に**届出**をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

H24年度許可件数: 12, 241件
(前年度12, 551件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に**申請し、許可を得ることが必要**)。

【所有する免許状と担任できる教科等】

	幼稚園	小学校					中学校				高等学校		
		各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
幼稚園の教員免許状	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校の教員免許状	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	○	○	○	○	×	×	×
高等学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	△※3	×	△※3	×	○	○	○

※1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能。

※2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能。

※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関する事項の担任が可能。

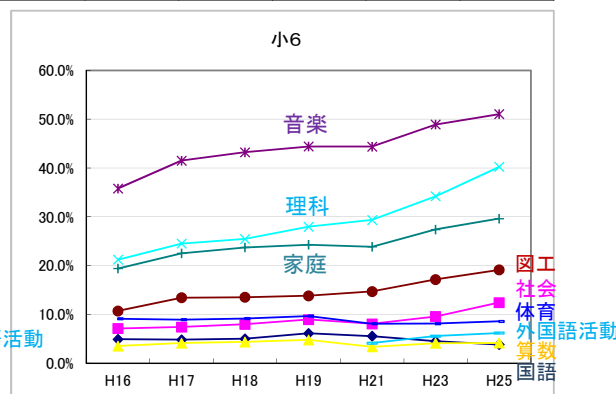
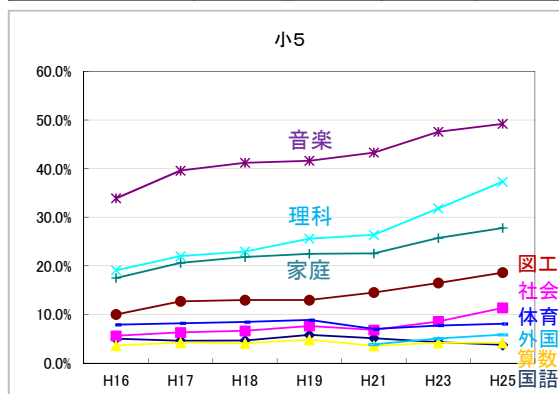
	中等教育学校						
	前期課程				後期課程		
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	△※4	×	△※4	×	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○

※4 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関する事項の担任が可能

58

教科等の担任制の実施状況（小学校）（平成25年度）

学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動
第1学年	0.5%		0.6%		0.5%	9.2%	3.5%		3.4%	
第2学年	1.3%		1.0%		0.9%	15.9%	7.1%		4.4%	
第3学年	2.5%	3.6%	2.2%	15.9%		34.9%	13.9%		5.0%	
第4学年	2.9%	5.0%	2.5%	24.3%		43.0%	17.3%		5.8%	
第5学年	3.7%	11.4%	4.2%	37.3%		49.2%	18.6%	27.8%	8.1%	5.8%
第6学年	3.8%	12.4%	4.1%	40.2%		51.1%	19.1%	29.6%	8.6%	6.2%



注 ここでの教科担任制とは、上記の教科等について、年間を通じて教科等担任制を実施するものをいう。

（教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。）

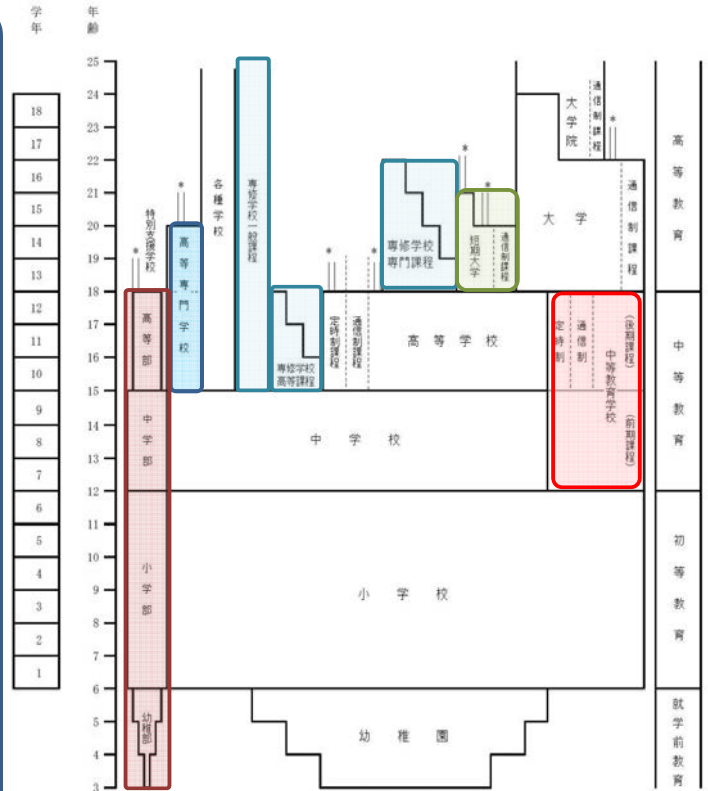
出典：文部科学省「平成25年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」59

我が国の学制に関する戦後の主な制度改正

主な制度改正

- 実的な専門職業教育を施した人材の育成を目的として、**短期大学の発足(昭和25年)**
※昭和39年に恒久化
- 理工系人材の需要拡大を背景とした、昭和32年中教審答申を受け、**高等専門学校制度を創設(昭和36年)**
- また、職業や実生活に必要な能力や教養の向上を図ることを目的とした**専修学校制度を創設(昭和51年)**
- 昭和46年中教審答申、昭和60年第一次臨教審答申を踏まえ、研究開発学校等の取組を推進。
平成9年中教審答申を踏まえ、**中高一貫教育制度を導入(平成11年)**
- 障害の重度・重複化等に対応するため、**特別支援学校制度を創設(平成18年)**

現在(平成25年)



(注) (1) *印は専攻科を示す。
(2) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。60

諸外国の学校制度① (主に初等中等教育)

国名	イギリス (2013年)	ドイツ (2013年)	フランス (2013年)	オランダ (2013年)	フィンランド (2012年)
学 制	6-5-2	4-5/6/8/9, 6-4/6/7 (州や学校種により異なる)	5-4-3	8-4/5/6 (学校種により異なる)	6-3-3
義務教育期間	5歳から16歳 (11年間) ※2015年までに18歳まで教育又は訓練を受けることを義務化	6歳~15歳(16歳) (9~10年間) ※州により異なる	6歳から16歳 (10年間)	5歳~18歳又は基礎資格取得まで (最長13年間) ※ただし、初等教育の開始は4歳から ※2007年に現在の制度に変更	7歳から16歳 (9年間)
学校教育における無償期間	5歳から18歳 (初等中等教育)	5歳(6歳)から高等教育段階まで無償 ※州により異なる	すべての教育段階で公教育は原則無償。	4歳から18歳までの最長14年間	6歳から高等教育段階まで無償。
職業教育を主とする学校が登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育
各国の学制のイメージ (年齢) ■は無償化部分 ■は義務教育部分 ※代表的な大学までの進学経路を示しており、正確な学校系統図は参考資料集を参照					

国名	アメリカ (2013年)	ロシア (2011年)	シンガポール (2013年)	韓国 (2013年)	中国 (2013年)	日本
学 制	5-3-4、4-4-4、 6-3-3、6-2-4、 6-6、8-4 等 (学区により異なる)	4-5-2(3) (ただし、9年制 あるいは11年制の 学校が一般的)	6-4-2(3)、 6-5-2(3)、 6-6	6-3-3	6-3-3 (一部地域で 5-4-3)	6-3-3
義務教育 期間	5~8歳から16~18歳 (10~13年間) ※州により異なる ※最近20年で約3分の1の州 が義務教育期間を延長	6歳6か月から17歳6か月 (11年間)	6歳から12歳 (6年間) ※2003年より初等教育を義務 化	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)
学校教育に おける 無償期間	5~18歳 (幼稚園(5歳児)~ ハイスクール)	原則6~17歳 (基礎学校・初等中等教 育学校の第1~11学年)	6~12歳 (初等学校)	3~15歳 (幼稚園~中学校) ※私立幼稚園についても段階 的な無償化を導入中。高等学 校の無償化についても検討中	6~15歳 (小学校~初級中学)	6~18歳 (小学校~高等学校) ※高等学校は所得制限があ る
職業教育を 主とする学校が 登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育
各国の学制のイメ ージ ■は無償化部分 ■は義務教育部分 ※代表的な大学まで の進学経路を示して おり、正確な学校系統 図は参考資料集を参 照						

62

中高一貫教育の現状等

中高一貫教育校の特色

中学校と高等学校の6年間を接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的として、平成11年度から導入。

- 安定した環境の中で、6年間の学校生活を送ることができる。
- 6年間の計画的・継続的な教育課程を展開することができる。
- 6年間にわたり生徒を把握することができ、個性の伸長や優れた才能を発見できる。
- 学年の異なる生徒同士が共通の活動を通し社会性や豊かな人間性を育成できる。

中高一貫教育校の種類

「中等教育学校」

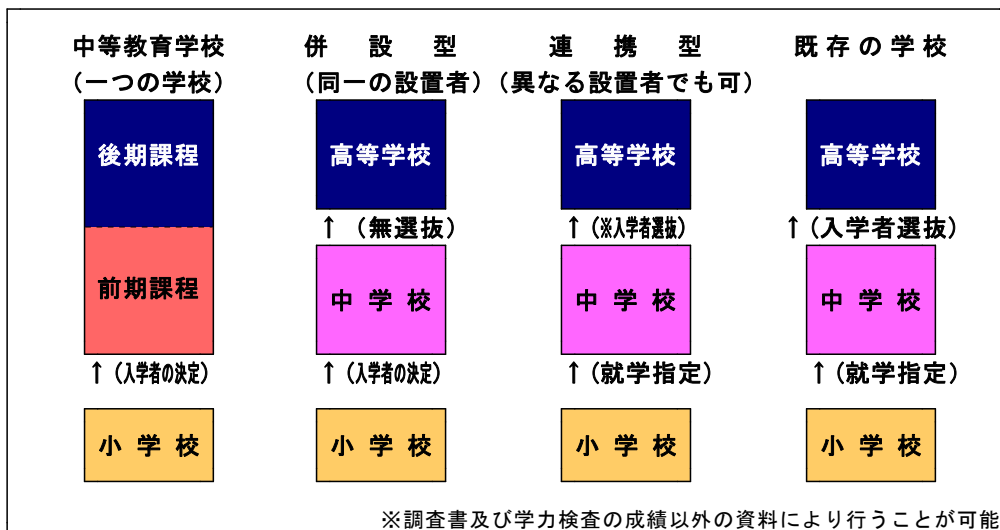
一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行う。

「併設型」の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する。

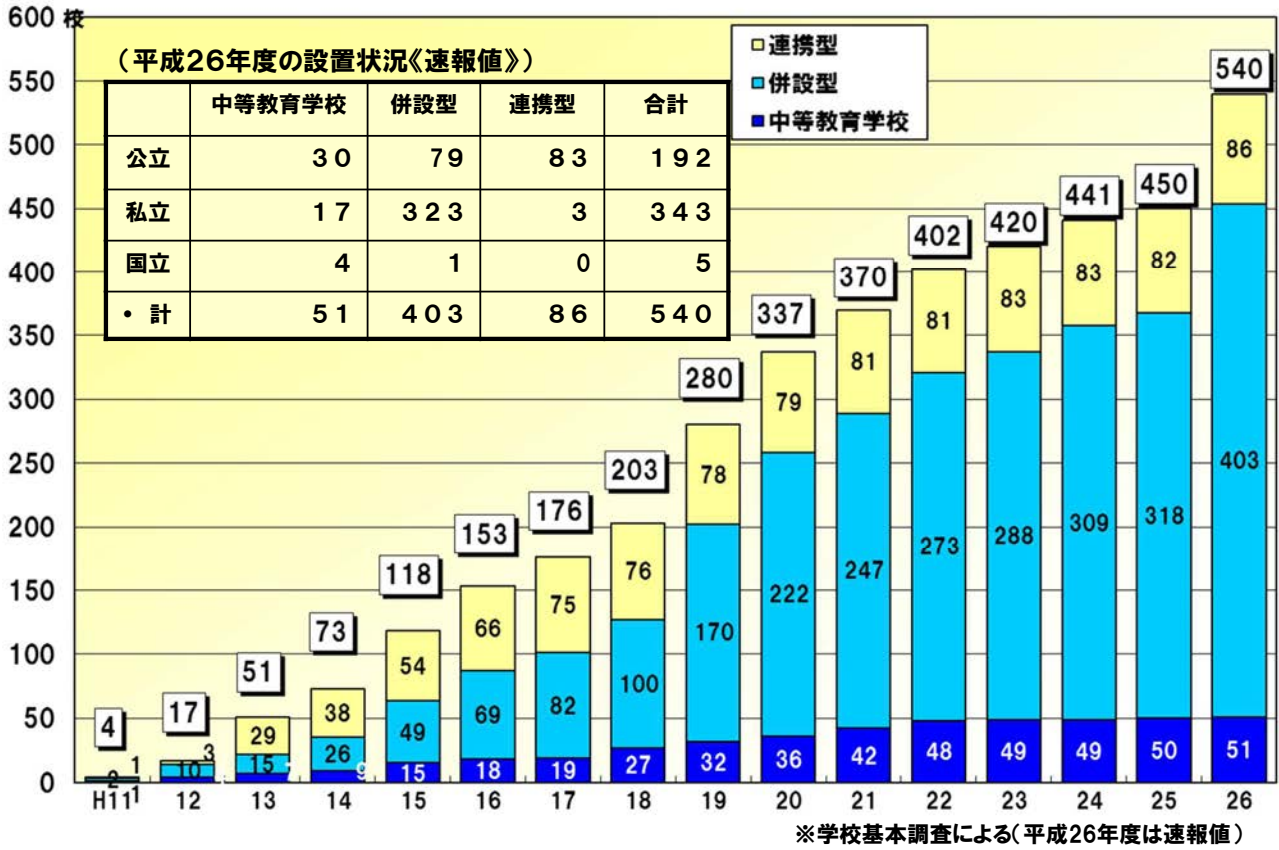
「連携型」の中学校・高等学校

市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施することができるよう、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する。



中高一貫教育校における特例（平成24年度～）

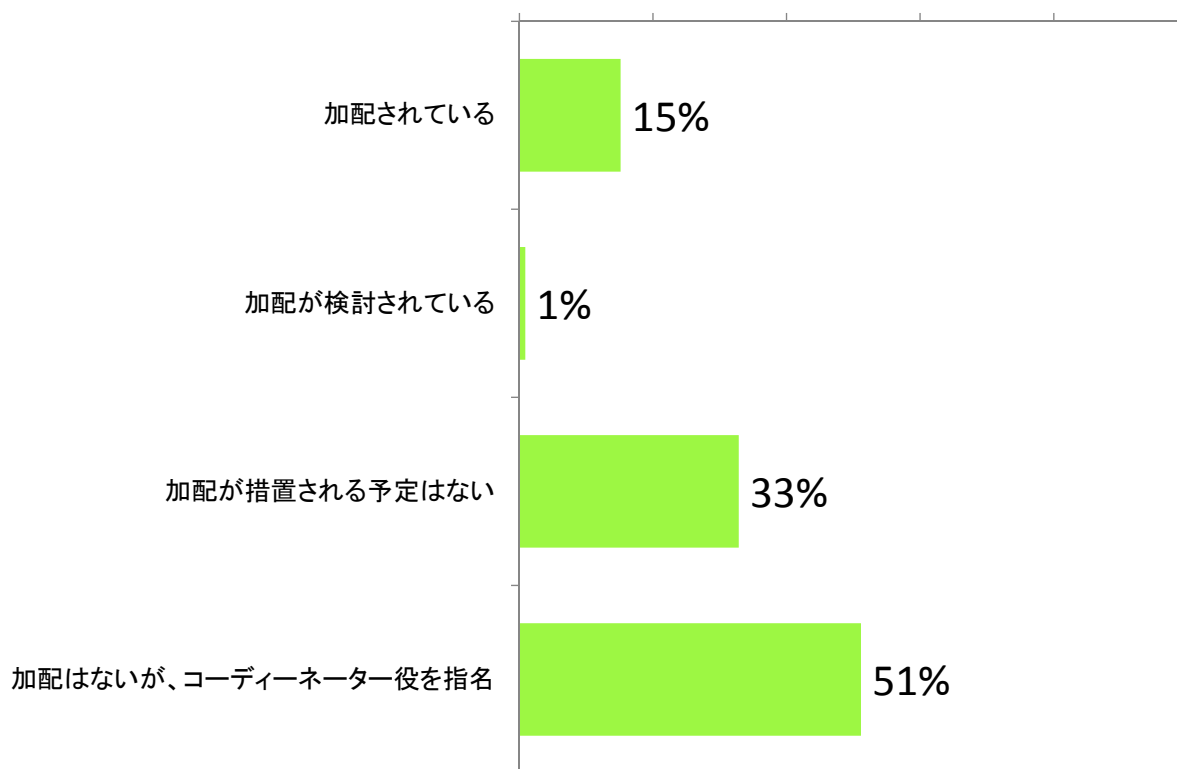
	一般の中学校・高等学校	中等教育学校・併設型	連携型
選択教科による各教科の代替		各教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該各教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。	
中学校段階		<p style="margin: 0;">○中学校段階内における指導内容の移行</p> <p style="margin: 0;">前期課程（中学校）における各教科の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部を他の学年へ移行することが可能。この場合、元の学年で再履修しないことが可能。</p>	
指導内容の移行		<p style="margin: 0;">①中学校と高等学校との指導内容の入れ替え</p> <p style="margin: 0;">前期課程（中学校）と後期課程（高等学校）の指導内容の一部を相互に入れ替えが可能。</p> <p style="margin: 0;">②中学校から高等学校への指導内容の移行</p> <p style="margin: 0;">前期課程（中学校）の指導内容の一部を後期課程（高等学校）へ移行することが可能。</p> <p style="margin: 0;">③高等学校から中学校への指導内容の移行</p> <p style="margin: 0;">後期課程（高等学校）の指導内容の一部を前期課程（中学校）へ移行することが可能。この場合、後期課程（高等学校）で再履修しないことが可能。</p>	
高等学校段階			
普通科における単位数	普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限 20単位まで	36単位まで	



小中一貫教育関連基礎資料

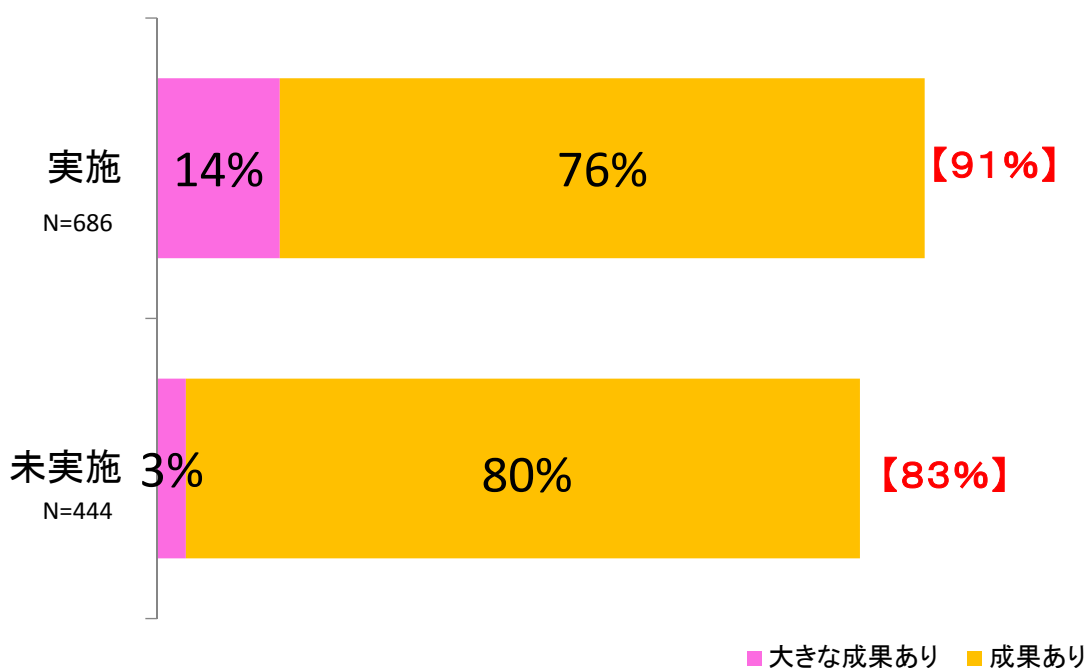
5 節 小中一貫教育の総合的な推進方策 関連

小中一貫教育のコーディネーター役を担う教職員の加配状況



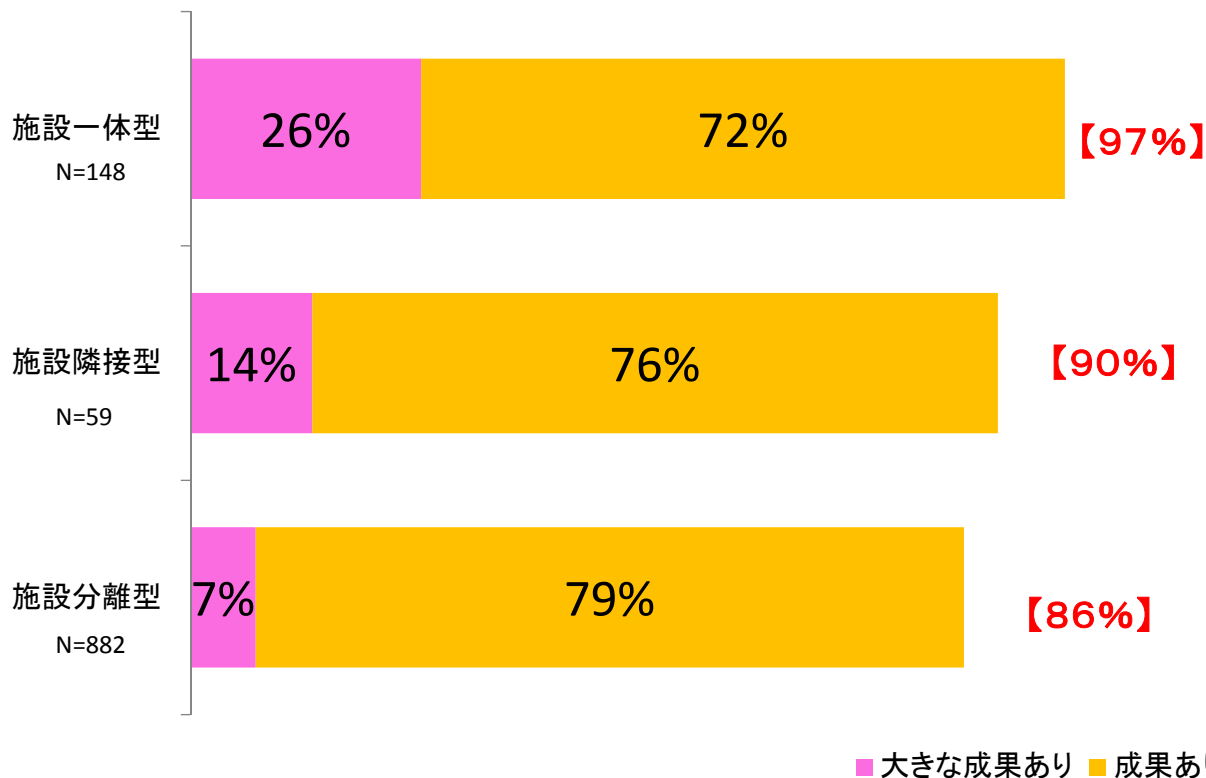
N=1130(小中一貫教育実施件数)
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小中教員の乗り入れ授業実施状況 × 小中一貫教育の成果 クロス分析



出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

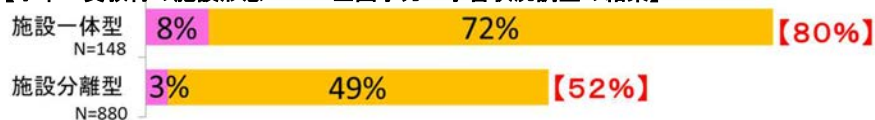
総合評価



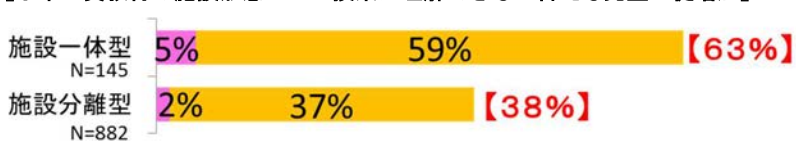
出典: 文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

■ 学習指導上の成果

【小中一貫教育の施設形態 × 全国学力・学習状況調査の結果】

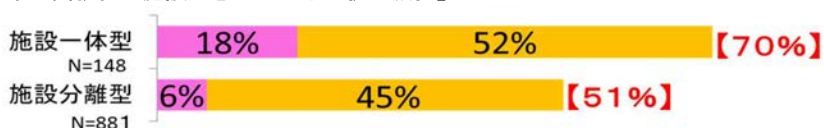


【小中一貫教育の施設形態 × 授業が理解できると答える児童生徒増加】

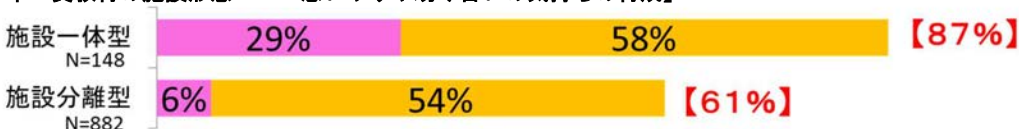


■ 生徒指導上の効果

【小中一貫教育の施設形態 × 不登校の減少】

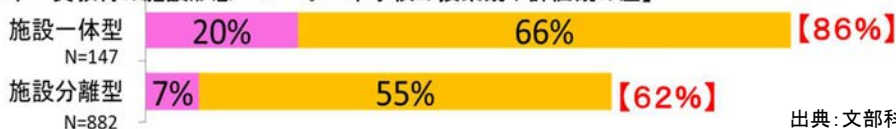


【小中一貫教育の施設形態 × 思いやりや助け合いの気持ちの育成】



■ 教職員に与えた効果

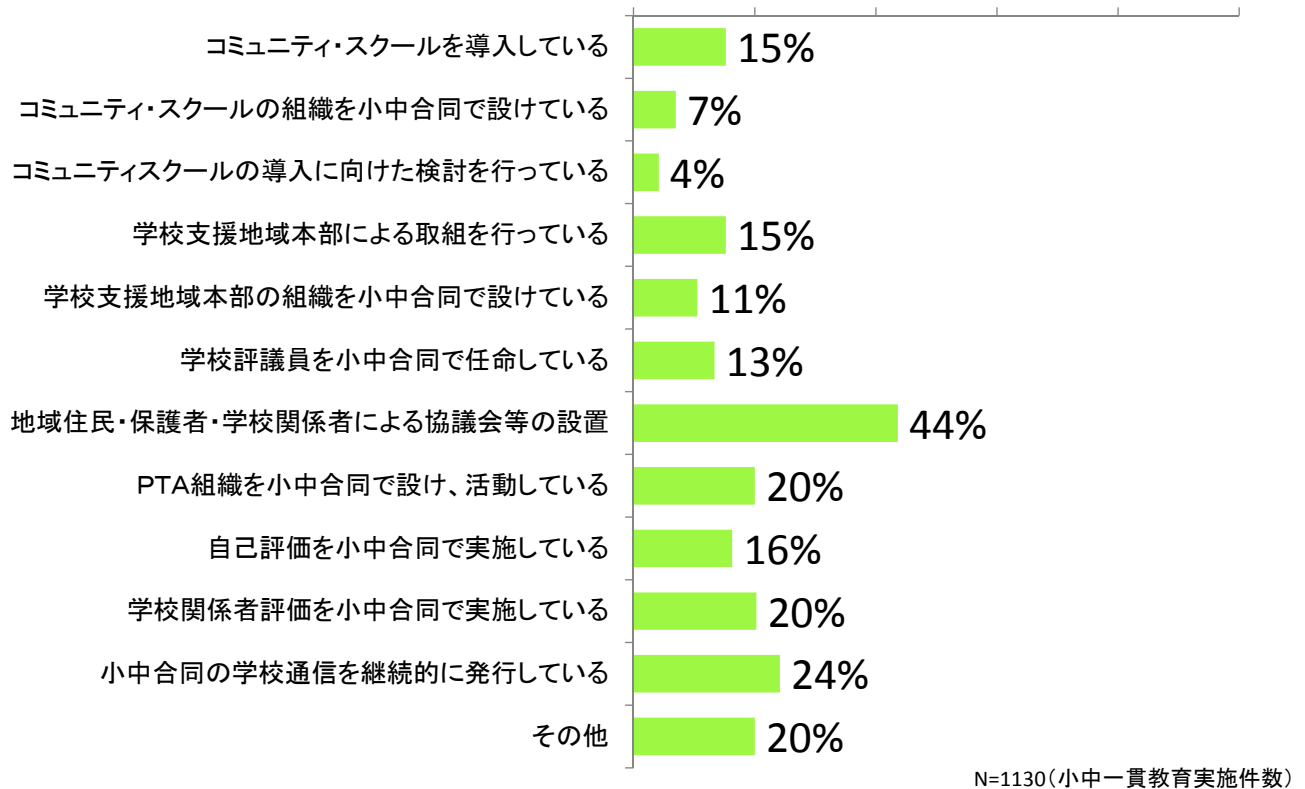
【小中一貫教育の施設形態 × 小・中学校の授業観や評価観の差】



■ 大きな成果あり ■ 成果あり

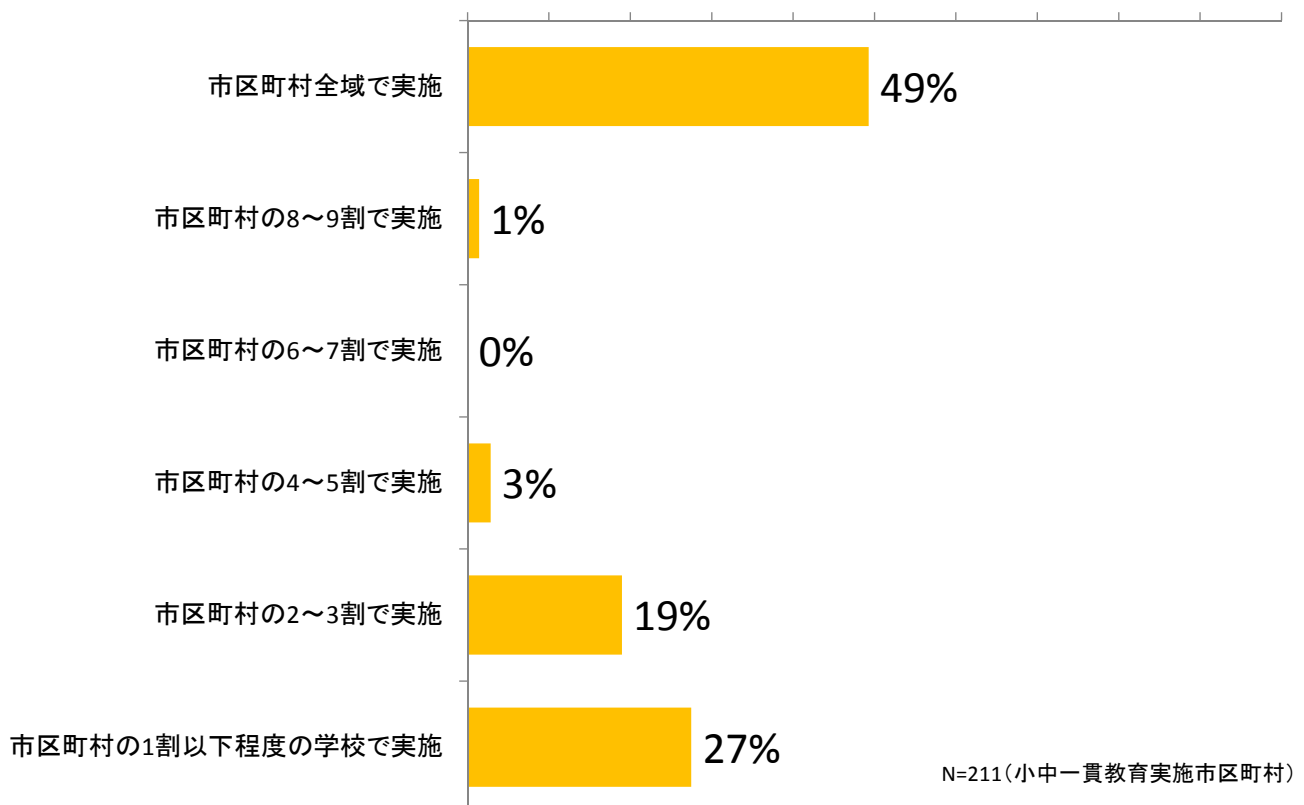
出典: 文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

地域や保護者との協働関係を強めることを目的に取り組んでいる事項



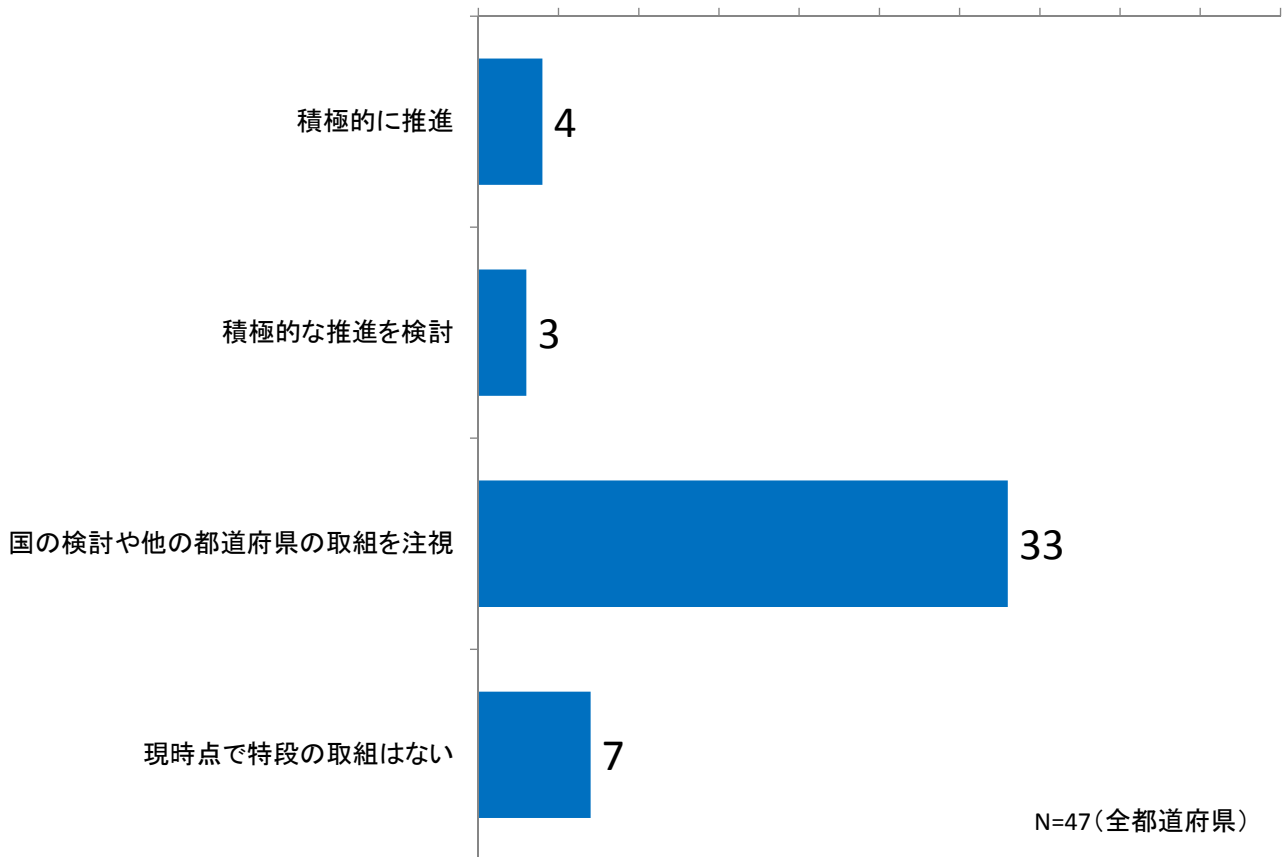
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

市区町村域内での小中一貫教育の実施割合



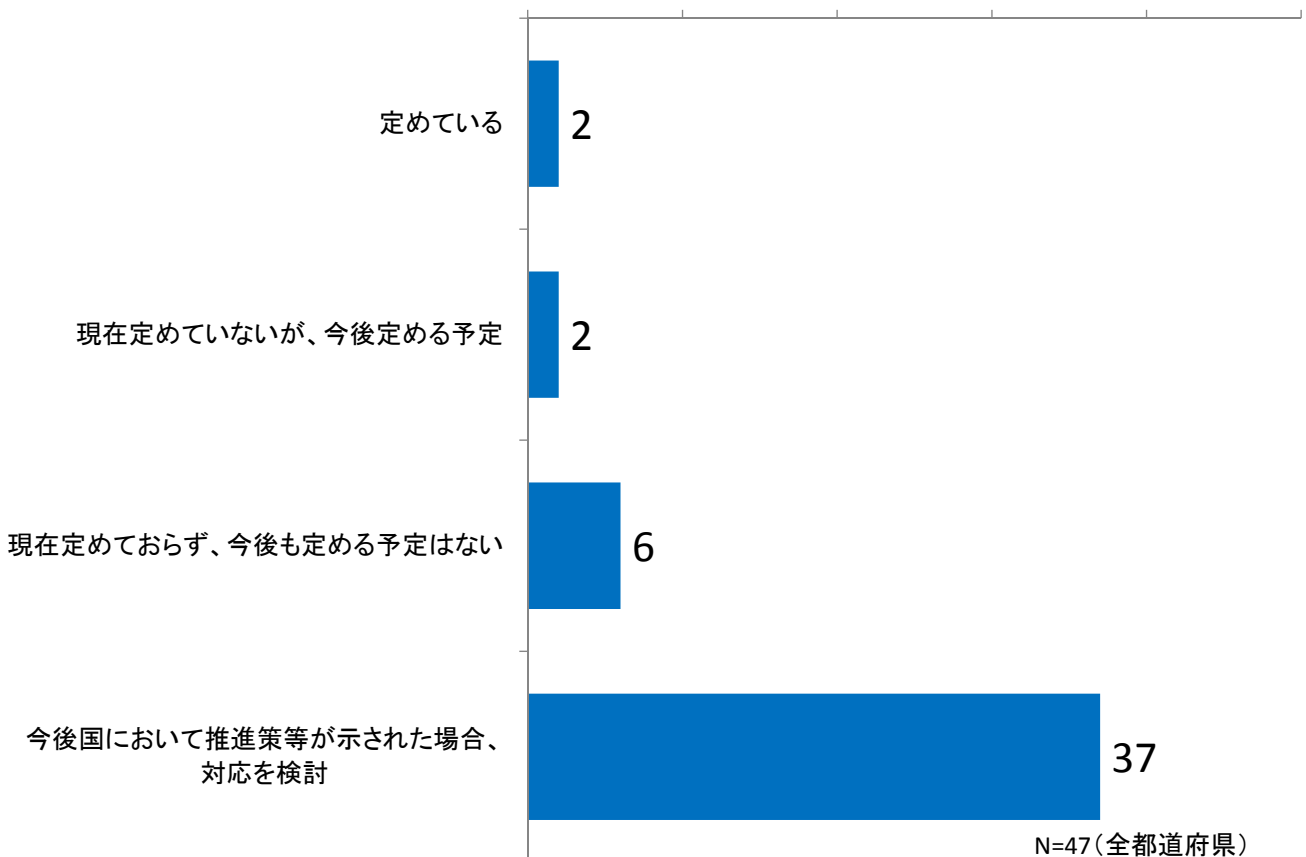
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

都道府県による小中一貫教育の推進状況

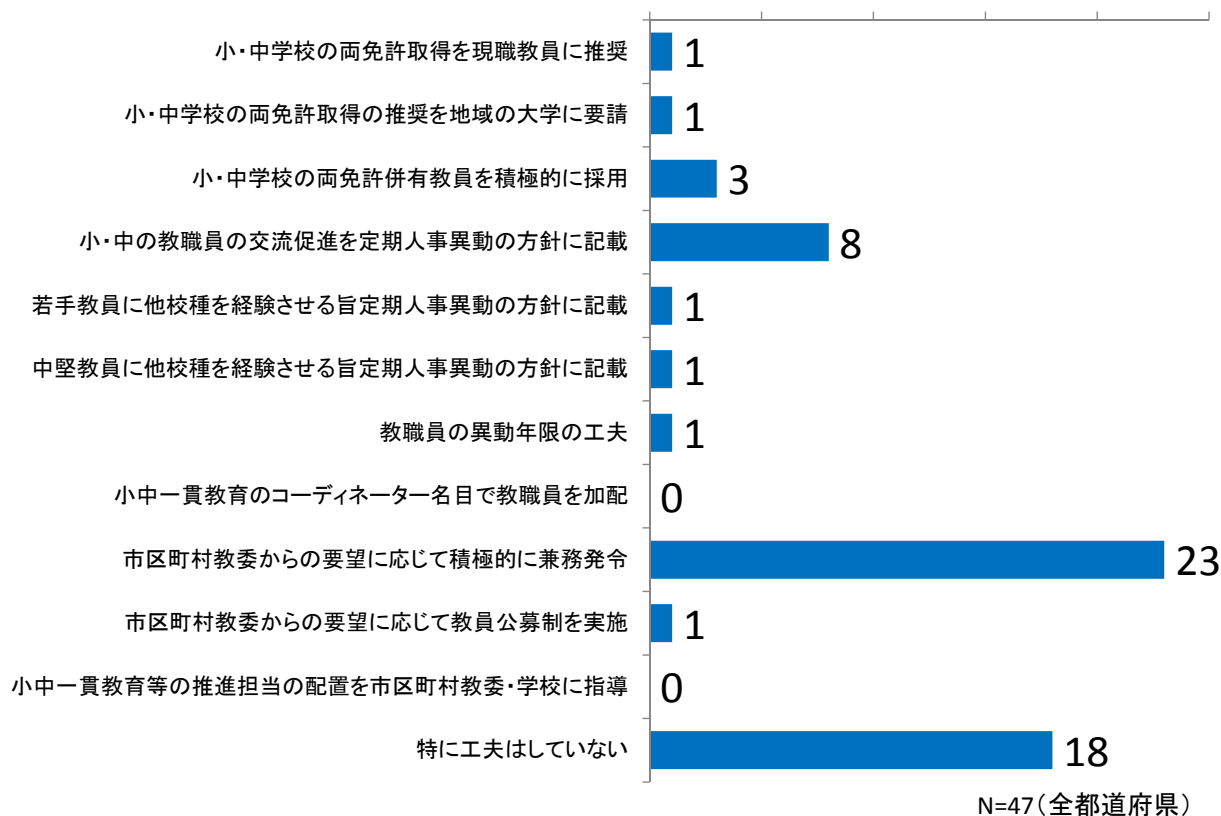


出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

都道府県による小中一貫教育を推進するための方針等の策定状況

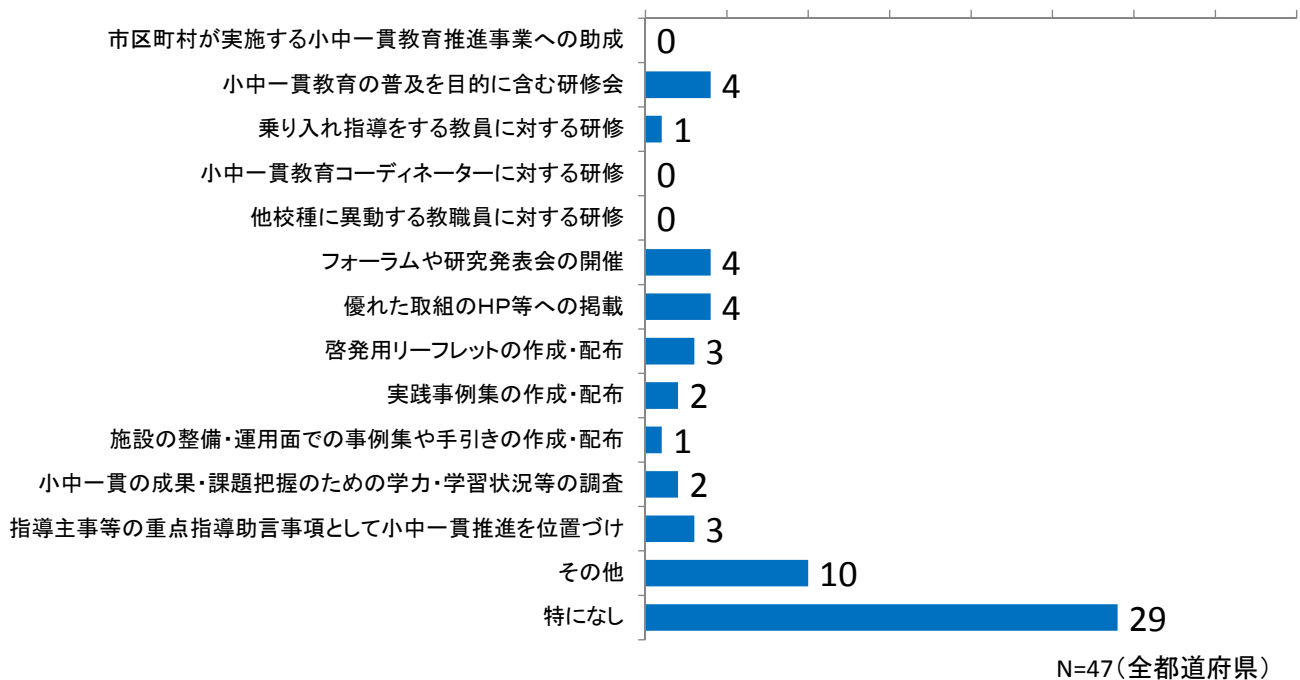


小中一貫教育を推進するための人事上の工夫



出典: 文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

都道府県による小中一貫教育を推進するための取組

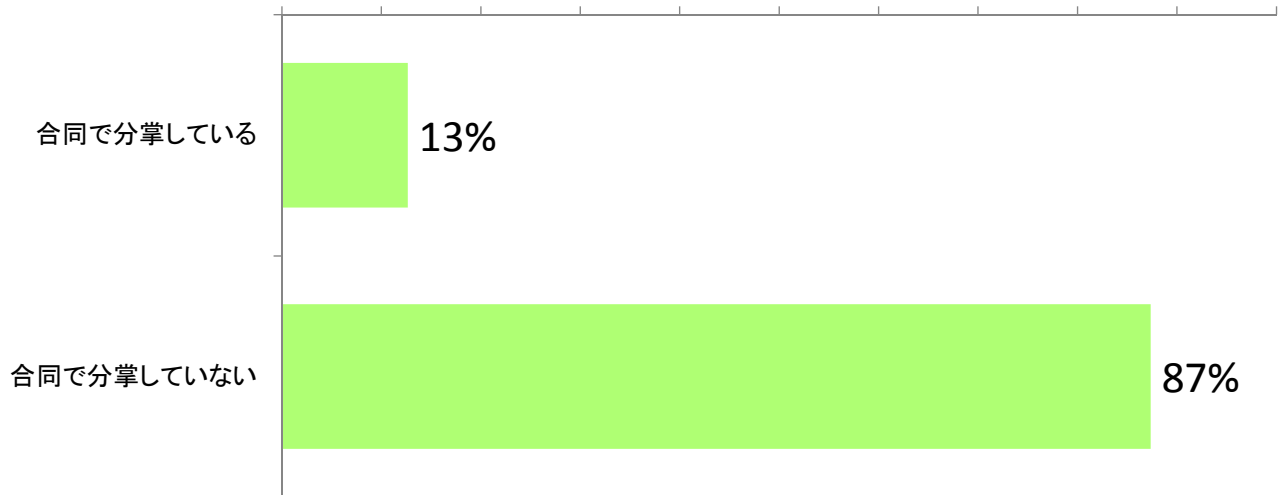


【その他自由記述で挙げられた主な取組】

- 小・中学校が連携した取組を進める上で求められる事項を整理した「小中連携チェックリスト」を作成し、全ての学校に配付
- 隣接型小中一貫教育校に係る教頭複数配置実践モデル校を指定
- 小中一貫教育の導入を検討している市町村、学校を支援するために担当指導主事等を派遣して指導・助言
- 校長研修会等で、小中一貫校の取組について事例発表をしてもらう
- 他県の小中一貫校への教員派遣

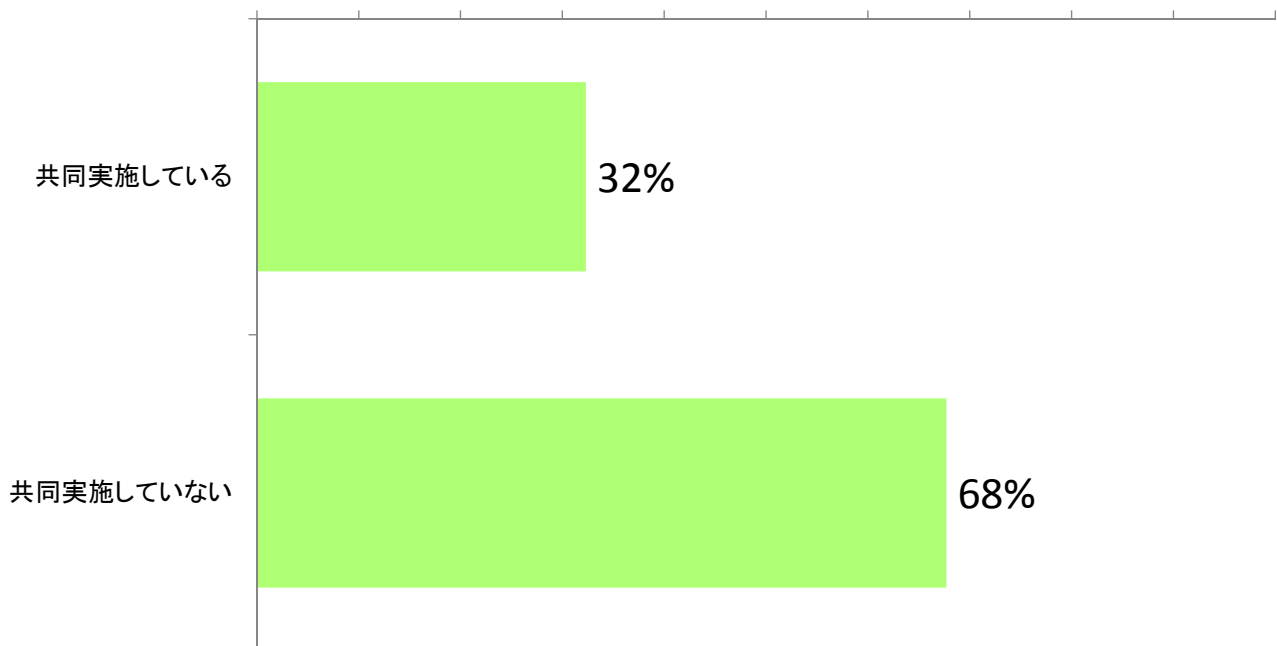
出典: 文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小・中合同の校務分掌の状況



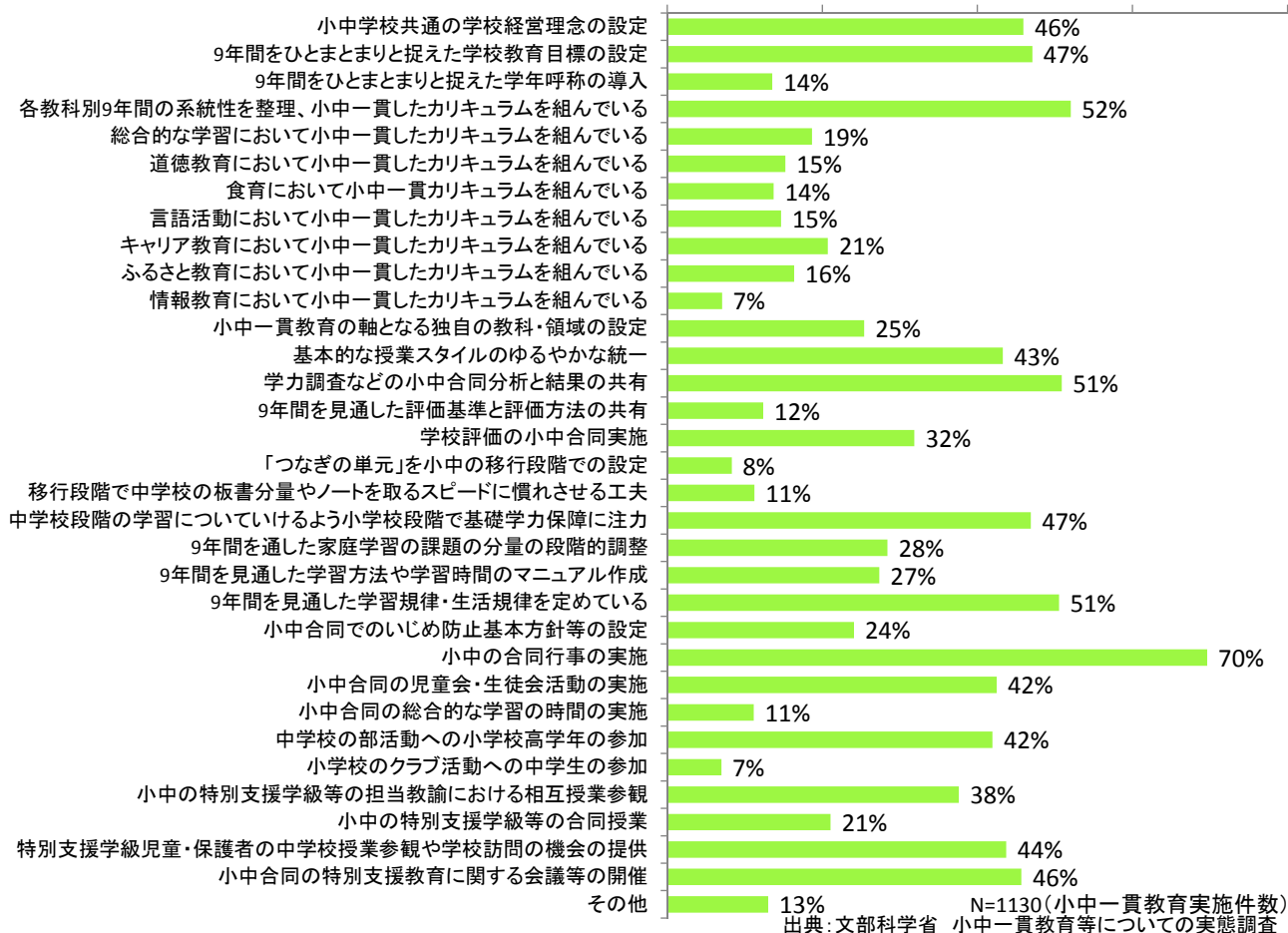
N=1130(小中一貫教育実施件数)
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小・中学校での学校事務の共同実施の状況

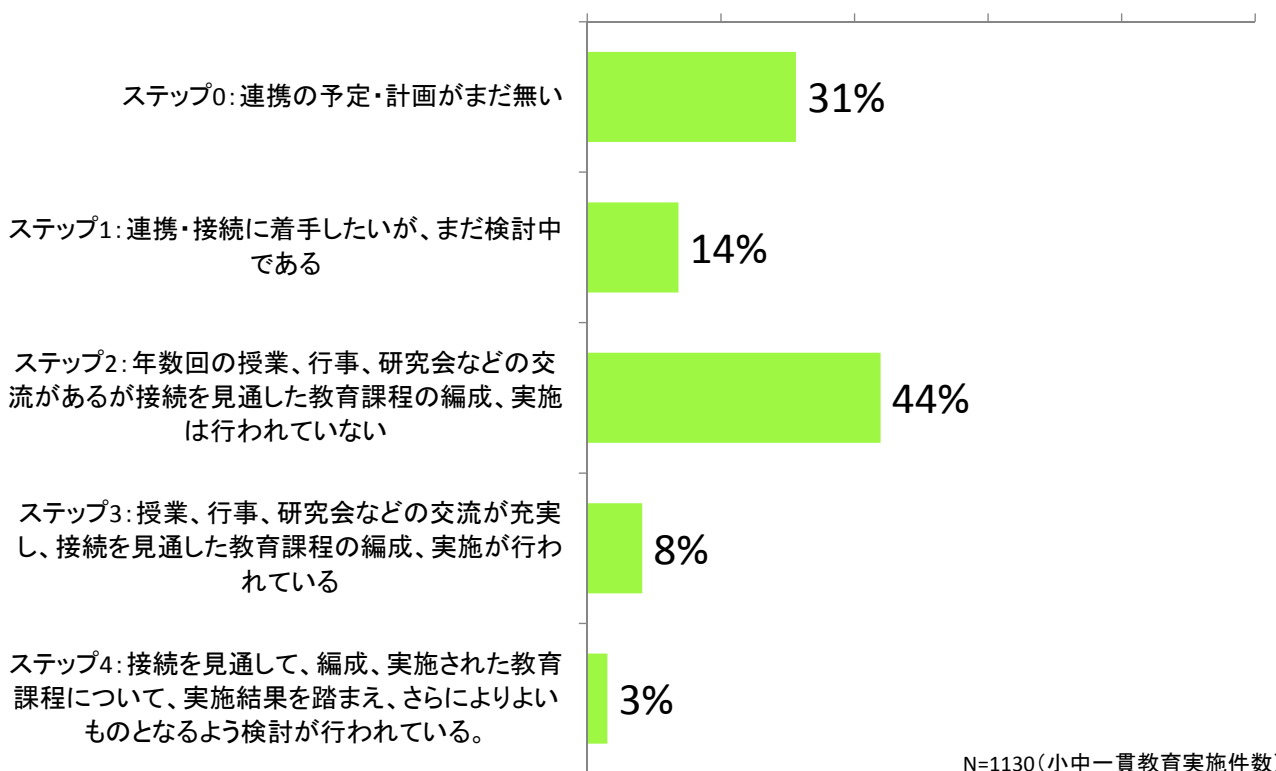


N=1130(小中一貫教育実施件数)
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

9年間の教育課程・指導方法の系統性・連続性の確保のための取組状況



幼稚園、保育所との連携・接続状況



※幼小連携のステップの分類については、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議報告書」(平成22年11月11日)による。

出典: 文部科学省 小中一貫教育等に関する実態調査

これからの学校教育を担う教員の在り方について（報告） —小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革—

平成26年11月 6 日
中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

はじめに

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会においては、平成26年7月にあった中央教育審議会への文部科学大臣の諮問を受け、小中一貫教育制度における教員免許制度の在り方及び教員の養成・採用・研修の全体の在り方の二つの事項について審議を行うこととなった。

これらのうち、小中一貫教育制度における教員免許制度の在り方については、小中一貫教育制度が早期の具体化を目指し本年内には中央教育審議会として結論を得るという全体的なスケジュールの下、本部会においても小中一貫教育制度における教員免許制度について速やかに具体的な提言を行うことが必要となった。

このようなことから、本部会では、9月19日、10月1日、10月29日の3回にわたり審議を行い、教員の養成・採用・研修の全体に共通する背景や課題、改革の方向性について議論するとともに、それらを踏まえつつ、まずは小中一貫教育制度における教員免許制度の在り方について検討し、本報告を取りまとめた。教員の養成・採用・研修の全体の在り方については、本年7月に示された教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループの論点整理も踏まえつつ、検討を進めていくこととしている。

1. 背景 ～教員の役割の重要性～

社会が急激に変化する中、我が国の教育にも、以下のような時代の変化に即した対応が求められており、教育を支える教員についても同様に、時代の変化に対応し、あるいは時代の変化を先取りし、教員にふさわしい資質能力を備える必要がある。

○ 知識基盤社会への対応

我が国においても知識基盤社会の到来とともに、知の創造の価値がこれまで以上に高まっている。そのような中、自ら課題を発見し、他者と協働してその解決に取り組み、新たな価値を創造できるような力を身に付けることが必要となっている。

○ 国際化への対応

世界全体の国際化が加速する中、多様な価値観と共存し、新しい価値を創造していくことが、これからの日本人に求められている。すなわち、イノベーションを創出し、多様な文化や価値観を受容し共生していくことができる人材や、国際的に活躍できる人材の育成が必要となっている。

○ 人口減少社会への対応

我が国を見ると、少子化と高齢化が同時に進行し、年齢構成バランスが著しく変化することが予想されている。50年後には、生産年齢人口が半分にまで減少し、社会保障においては、三人で一人を支えるという構図から一人で一人を支える構図へと変化することとなる。このような中、現在の豊かさを維持しつつ社会を安定させるためには、日本人の労働生産性を今より更に高めることが必要となっている。また、高齢化の進行により地域社会の維持が難しくなっていることが指摘されており、国民一人一人が社会に積極的に参画する意識を高め、社会を支えていくことが必要となっている。

これらの変化への対応方策の一つが、教育の質の向上であり、中でも学校教育をどこまで充実させられるかが、今後の我が国の未来を左右すると言っても過言ではない。

学校教育の質保証の仕組みとして、教科書等に関する諸制度など教育内容や教育方法に係る全国的な基準が整備されるとともに、教職員定数に関する諸制度や義務教育費国庫負担制度、県費負担教職員制度を通じて適切な教員の確保が図られている。さらに、直接児童生徒を指導する教員の役割は極めて重要であることから、教員の資質及び能力の維持向上及び開発を図るため教員免許制度や教員研修制度などが整備されている。

今後、日本や世界の未来の姿を見据えながら、我が国の学校教育について、その制度や運用をより一層現状に適合させるとともに、効果的・効率的なものとなるよう更なる改革を進めることが求められており、教員の養成・採用・研修についても同様に改革を進めていくことが必要である。

この報告において、以下の課題を踏まえ、教員の養成・採用・研修の各段階における取組に一貫性を持たせながら、これらの改革を方向付けることとする。

2. 課題 ～社会変化に伴い生じる様々な課題～

教員の養成・採用・研修の各段階における主な課題は以下のとおりであるが、これらの課題は相互に関連し合うものであり、これらの課題を一体的に捉え、教職生活全体を通じて学び続け、キャリア形成を図るよう、教育委員会、学校、大学がそれぞれの役割を明確にした上で連携・協働し、これを推進・支援する方策を講じることが重要である。

(1) 教員養成における課題

知識の伝達というこれまでの一般的な指導方法の更なる充実のほか、児童生徒が主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる力や、各教科横断的な視野で指導できる力、学校段階間の円滑な移行を実現する力など、従来のに加え、新しい指導力が必要となっている。さらに、教員が社会の変化に対応するためには、養成段階は教員となる際に必要な基礎的・基盤的な学修を行う段階であることを踏まえると、揺るぎない教育観や児童生徒の発達に対する理解など教員としての基本的な知識や能力を備えている必要がある。また、特別支援教育、小学校英語の教科化、道徳の教科化、ICTの活用など、近年の教育改革の方向に合わせた教員養成課程の充実を図るとともに、生徒

指導や学級経営を行う力の育成にも対応することが求められている。実践的指導力を養うため、大学においては、教育委員会や学校現場の実情、ニーズを把握し、これらの者との共通理解の下に教員養成を行う必要がある。その際、教職生活全体を俯瞰して、養成段階で身につけるべき内容を整理する必要がある。さらに、豊かな知識と識見はもとより、大きく変動する社会の中での教育の在り方に関する理解や、多様化した保護者の関心や要求に対応できる豊かな人間性とたくましさ、小・中学校をはじめとした各学校の特色や関係性に関する幅広い知見を備えた教員を養成することも必要である。

(2) 教員採用における課題

学校に対するニーズが複雑化・多様化する中、豊かな知識と識見はもとより、幅広い視野を持った個性豊かでたくましい人材を教員として確保することが必要である。また、一層多様化している児童生徒の興味・関心に対応するため、教科や指導法の一部についてより高い専門性を持った人材の確保も必要となっている。さらに、採用における当事者間のミスマッチを未然に防ぐため、採用前において学校現場を経験する機会を増やすなど、互いのニーズを符号させる工夫も必要である。

(3) 教員研修における課題

OECDの国際教員指導環境調査（TALIS）によると、日本の教員は研修意欲は高いものの、日常業務の多忙化などにより、必要な研修のための時間を十分に確保することが困難な状況であることが判明した。このため、学校における業務の精選や効率化を進めるとともに、教職員の役割分担の見直しや専門家の活用、組織体制の強化などチームとしての学校の力の向上を図ることによって教員研修等のための機会を確保することが必要となっている。また、国、都道府県、市町村、学校がそれぞれ主体となって研修を行っているが、全体として体系立った研修が行われていない。このため、研修の実施主体が有機的連携を図りながら、教員のキャリアの段階に応じ、教員のニーズも踏まえた研修を効果的・効率的に行うことが必要である。さらに、研修成果の可視化についても工夫することが必要である。

(4) 教員免許制度における課題

教育の質保証の仕組みの一つとして、我が国では教員免許制度が整備されている。この制度は、現在、学校種ごとの免許状を基本としているが、近年、学校種を超えた連携や学制改革の検討が進められる中で、次世代の免許制度の在り方について議論し、適切な見直しを行うことが必要となっている。

3. 改革の方向性

学校教育の成否は、正に教員の力量にかかっており、教員の資質能力を確実に開発・向上させることが我が国の学校教育の水準を高めることになる。その際、今後学校がチーム学校として、従来にはない組織としての機能が求められる中、教員についてもチー

ム学校を支える一員としての資質や能力が求められている。

このため、以下の「改革の視点」を持って、教員の養成・採用・研修の改革に取り組むことが重要である。

【改革の視点】

○ 多様性への対応

これまでの既成概念や固定観念にとらわれることなく、教育の目的の達成に向けて、多様な専門性や経験を有する人材によって多様な方法による教育を行うことができるような改革とする必要がある。

○ 体系的な取組

教員の資質能力の向上について、より効果的・効率的に取り組むためには、大学などにおける教員養成、教員採用、採用後の現職研修などの各段階を通じ、また、国、都道府県、市町村、学校などの取組主体が、一貫した理念の下、相互に関連して体系的に取り組む必要がある。この際、教職生活全体を通じた職能成長を促す観点から、教員養成、教員採用、現職研修や、その主体となる国、大学、教育委員会、学校等がそれぞれの役割とその分担を明確にしながら相互に緊密な連携・協働体制を構築する必要がある。とりわけ、独立行政法人教員研修センターの果たす役割は小さくなく、その機能強化を図ることが望まれる。

○ 次世代の教育像を意識した取組

現状の課題に即した具体的方策の検討という従来型思考による改革を着実に進めていくとともに、我が国は少子化・高齢化などの社会変化の速度が世界の中でも最も早く進行していることから、更に先んじて日本社会やその中の教育の将来像を描きつつ現在行わなければならない取組を逆算的に明らかにして、改革に取り組むことが重要である。

4. 小中一貫教育制度の整備に当たっての取組

(1) 現状

日本の学校制度は、戦後、6－3－3－4制の学制を基礎として構築され、戦後の復興、近代国家としての成長と発展に重要な役割を果たしてきたが、戦後約70年が経ち、少子化や子供の発達の早期化、小1プロブレムや中1ギャップ等の課題が指摘されているほか、子供たちの自己肯定感の低さなど、現在の学校制度が必ずしも子供の発達や能力に応じた効果的な制度とはなっていない現状がある。今後、政府としては、子供の自信や可能性、能力を引き出す教育を行うことができる制度の構築のため、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、9年間の中で教育課程の区分を弾力的に設定するなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにすることとしている。このため、この制度が円滑に機能するための教員免許制度はどうあるべきかについて検討する必要がある。

(2) 対応方策

① 小中一貫教育学校（仮称）の教員の免許状について

小中一貫教育学校（仮称）の創設に当たっては、義務教育段階の学校種を全て小中一貫教育学校（仮称）に統一するということではなく、小学校、中学校は引き続き存置させるとともに、地域の実情に応じて小中一貫教育学校（仮称）を置くことができるような制度設計となる予定である。

また、学習指導要領については、既存の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本とすることとなる。

小中一貫教育学校（仮称）は小学校・中学校の9年間の課程を一貫した教育を行う学校であることから、小中一貫教育学校（仮称）に配置される教員は、9年間の課程を見通した教育を行う力を有することが必要である。

このような点を踏まえつつ、本部会では、以下の3案について検討した。

- ア 小学校、中学校及び小中一貫教育学校（仮称）に対応した免許状の創設
- イ 小中一貫教育学校に対応した「小中一貫教育学校免許状（仮称）」の創設
- ウ 小学校教員免許状と中学校教員免許状の併有

これらの案については、学校の種類ごとの教員免許制度という現行制度を前提としつつ、以下の理由を考慮すると、当面の措置として、小学校及び中学校の教員免許状の併有をもって対応することが適当である。これは中等教育学校における教員免許状の取扱いとも整合するものである。

- 今回の小中一貫教育学校（仮称）の整備に当たっては、上記のとおり、小中一貫教育学校（仮称）に対応した学習指導要領を新たに作成することはせず、既存の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本とすることとなること。
- 小学校及び中学校教員免許状の併有者の数は十分とは言えないものの、一定数は確保できること、さらに、免許状の併有の促進策が一層講じられることが見込まれる中では、新たな免許状を創設する場合よりも機動的かつ迅速に人員の確保が可能であること。

両免許状を併有するという今回の対応方策については、小中一貫教育学校（仮称）において教員の機動的かつ迅速な確保を可能とすること等を踏まえたものである一方、平成14年中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」では、幼稚園・小学校・中学校の連携や中高一貫教育の取組状況などを踏まえつつ、教員免許状の総合化を中長期的な課題として検討すべきであることが提言されている。本部会においては、このような検討経緯も踏まえつつ、上記アやイにおいて示された免許状についても、今後の小中一貫教育の定着状況、教育課程の特例措置の活用状況なども考慮し、また、これからの学校を担う教員に必要な力を身に付けさせるための養成・採用・研修の在り方といった大きな視点から、引き続き検討を行うこととする。

なお、現職教員における両免許状の併有を促進するためには、人事や処遇等について教員の免許状の併有に関するインセンティブ措置を講じることが考えられる。このため、国、都道府県、市町村、学校においては、両免許状の併有の促進策について、それぞれの視点から検討する必要がある。

② 経過措置について

上記の方法をとった場合であっても、小学校教員で中学校教員免許状を有する者が約60%、中学校教員で小学校教員免許状を有する者が約30%であり、更に地域によりばらつきが見られることなどを踏まえると、小中一貫教育の推進のためには、中等教育学校の場合と同様に、当分の間は、どちらか一方の免許状を有することをもって相当する課程（小学校教諭免許状を有する場合には小学校課程、中学校教諭免許状を有する場合には中学校課程）の指導を可能とする経過措置を設けることが必要である。

この際、小学校及び中学校教諭免許状のどちらか一方を有する場合の指導範囲については、教科担任のみならず相当する課程の学級担任としての指導（道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導）を可能とすることが不可欠である（※）。

※ 中学校教員で小学校教員免許状を有する者の割合が極めて低いため、両免許状の併有者のみが学級担任を可能とした場合には、中学校課程における学級担任が可能な人員の確保ができない可能性が大きい。また、小学校教員で中学校教員免許状を有する者の割合は比較的高いものの、地域によっては併有率がかなり低く両免許状の併有者の確保が困難であることが想定される。さらに、併有を条件とした場合、小学校では一人の教員が1学級の学級担任としての指導と全教科の指導（一部の教科については専科担任制を採る場合も多い）を行うことが基本となっているにもかかわらず、小学校教員免許状のみを有する者が学級担任としての指導を行うことができないとなった場合、全教科の指導を行うものの学級担任としての指導だけができない教員が存在する一方で、学級担任としての指導だけを行う教員を別に配置せざるを得ないこととなり、指導体制や定数確保上も、適切な小学校運営が不可能となると考えられる。

なお、小中一貫教育学校（仮称）においては、基本的に、小学校課程において小学校教育が、中学校課程において中学校教育が実施されることから、小学校教員免許状を有する者であれば小学校課程において、中学校教員免許状を有する者であれば中学校課程において教育を行うことは可能であると考えられるが、9年間を見通した教育を適切に行うため、このような者については、必要な研修の実施や人員配置の工夫などの取組を行うことが望まれる。

③ 両免許状の併有の促進について

今後、小中一貫教育や小中連携教育の取組がより一層広まっていくことが考えられ、小中一貫教育学校（仮称）以外の学校の教員も9年間を見通した中での教育を推進していくことは重要である。小中一貫教育学校（仮称）の整備や小中連携教育の充実を図るためには、両免許状の併有者の確保をより一層円滑に行えるようにする必要がある。また、教員個人にとっても、異なる学校種での経験は自らの視野を広げるとともに、知識・技能の向上にも資するという観点から、両免許状の併有を促進することは有意義であると考えられる。

現在、現職の教員が隣接免許状を取得する場合、所定の講習等において必要な単位を修得することとなっており、例えば、3年の勤務経験のある小学校教員が中学校教員免許状を取得するためには14単位、3年の勤務経験のある中学校教員が小学校教員免許状を取得するためには12単位、それぞれ必要とされている。

今後、小学校及び中学校教員免許状の併有を進めるためには、この制度について、例えば取得する免許状に関連する教職経験等を勘案して単位数を軽減するなど、都道府県・市町村教育委員会の判断を踏まえつつ、教員個人の経験や能力に応じ、従来よりも容易に他の学校種の教員免許状を取得できるようにする措置等を講じることを検討する必要がある。

加えて、現職の教員が他の学校種の教員免許状を取得しやすくなるよう、大学や都道府県等における認定講習等を一層充実させる取組を行う必要がある。この際、国においては、例えば小学校及び中学校教員免許状併有のための認定講習、通信等を活用した認定講習等に関するモデル事業を実施し、その成果を全国的に普及することが期待される。

これらの取組により、小中一貫教育学校（仮称）に配置される教員については、例えば指導力に優れた教員や教科に関する専門性の高い教員、小中連携教育や小中一貫教育に関する経験の豊富な教員など多様な教員の配置が進み、これらの教員が学校内において幅広く活動できるようになることが期待される。

④ 他校種における指導範囲の拡大について

小中一貫教育における利点の一つは、小学校における専科指導を充実できることである。このため、小学校や小中一貫教育学校（仮称）における小学校課程において、中学校教員による専科指導が一層促進される措置を講ずるとともに、教員免許状の併有状況や現場のニーズ等を踏まえ、更なる他校種における指導範囲の拡大の必要性について検討を進める必要がある。また、小学校教員等が、中学校や小中一貫教育学校（仮称）の中学校課程においてティーム・ティーチングの活用などにより中学校教員等とともに指導を行えるような体制を構築することも重要である。

なお、これらの措置を経て、教員が他の学校種に係る教育活動に当たる場合には、より円滑に取組を行うことができるよう、市町村、学校等においては、必要な人材の見通しを立てた上で、計画的に教職大学院等において学び直しをさせるなど、適切な内容の研修をあらかじめ受講する取組を進めることが望ましい。また、上記の方法で教員を活用する場合には、個々人の教員が過度の負担を負うことにならないよう、市町村、学校等においては、必要な人員配置や校務分掌の見直しなど、適切な配慮を行う必要がある。

さらに、大学の教職課程の内容の見直しを検討する中で、例えば学校種別ごとに修得が求められている教職科目等の統合、小・中学校全体を俯瞰した児童生徒の発達の段階や教育問題に係る指導の充実などについても検討を進めていくことが重要である。

5. 今後の検討について

以上、小中一貫教育制度の整備に当たっての教員免許制度の改革について検討を進めてきたが、今後においては、教員政策全般にわたって、今後必要となる改革について検討を進めることとする。既に教員養成部会に設置した教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループにおいて、先行して必要な論点の整理が行われた。この論点整理を踏まえ、また、更に指摘される視点も加えながら、検討を進めることとする。

その際、具体的な検討事項については、

- ①教員免許制度の在り方について
- ②教員養成の在り方について
- ③教員採用の在り方について
- ④教員研修の在り方について
- ⑤その他

として、上記1～3の背景、課題、改革の方向性を踏まえつつ、鋭意検討を進め、来年夏頃を目途として一定の方向性を示すこととする。

参 考 资 料

これからの学校教育を担う教職員の在り方について(概要)

背景

・社会が急激に変化する中、我が国の教育も、知識基盤社会、国際化、人口減少社会といった時代の変化に即した対応が求められており、教育を支える教員についても新たな時代にふさわしい資質能力を備える必要

→ **教員の養成・採用・研修に一貫性を持たせつつ、改革を進める必要**

課題

<養成>

■新しい指導力の養成:

主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる力／各教科横断的な視野で指導できる力／学校段階間の円滑な移行を実現する力

■**近年の教育改革の方向に合わせた教員養成課程の充実**:特別支援教育、小学校英語の教科化、道徳の教科化、ICTの活用など／生徒指導や学級経営を行う力／豊かな人間性やたくましさ

<採用>

■幅広い視野・専門性を持つ個性豊かな人材の確保／■採用前に学校現場を経験する機会の充実

<研修>

■教員研修の機会確保／■研修の体系化、国・地方・学校の有機的連携／■研修成果の可視化

<教員免許制度>

学校種を超えた連携や学制改革の検討をふまえ、次世代の免許制度の在り方について検討

改革の方向性

- 多様性への対応**:多様な専門性や経験を有する人材が多様な教育を行う
- 体系的な取組**:大学などにおける養成、採用、研修などの各段階を通じ、国・都道府県・市町村・学校などの取組主体が一貫した理念のもと、体系的に取り組む
- 次世代の教育像を意識した取組**:日本社会や教育の将来像を描きつつ、現在行わなければならない取組を明らかにしながら改革に取り組む

小中一貫教育制度の整備に当たっての取組

○小中一貫教育制度の円滑な導入・運用に必要な免許制度:

小学校教員免許状及び中学校教員免許状の**併有を基本とする**

○経過措置等:

・当分の間、**どちらか一方の免許状で相当する課程の指導を可能**とする
(小学校免許状→小学校課程、中学校免許状→中学校課程)

○免許状併有促進のための環境整備:

・免許状取得要件上の工夫(教職経験等を勘案し、必要単位数を更に軽減する等)
・免許法認定講習の開設支援 など

○その他:

・中学校教員による小学校における専科指導が一層促進されるための措置の検討
・現行免許状での他校種における指導可能範囲の拡大の検討 など

まとめ(平成26年内)

上記背景、課題、改革の方向性を踏まえつつ、教員免許制度の改革、教員養成の充実方策、教員採用における工夫、教員研修の充実方策等についても検討

まとめ(平成27年夏頃)

「第2章 意欲や能力に応じた学びの発展のための制度の柔軟化」関連基礎資料

1節 飛び入学者に対する高等学校の卒業程度認定制度の創設関連

高等学校の卒業に関する制度

- 現行制度上、高等学校を卒業するためには、3年以上の高等学校への在籍と、74単位以上で高等学校の定める単位を修得し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものに対して校長が認定することが必要。
- 高等学校学習指導要領に定める31単位以上の必履修教科・科目を履修することが必要。
- また、専門学科では、25単位以上の専門教科・科目の履修を求め、そのうち基礎的科目や課題研究などを原則履修教科としている。さらに職業に関する学科では専門教科・科目の総授業時数の10分の5以上が実験・実習の授業とされているが、課題研究、実習等の授業は第3学年に配当されることが多い。

○学校教育法(昭和22年法律第26号)
第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)
第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

○高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)
第1章第6款の2 学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数(平成21年告示)

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○2単位以上
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
地理歴史	世界史A	2	〓 ○
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位以上
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	〓 「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
地学	4		
理科課題研究	1		

教科	科目	標準単位数	必履修科目
体育	保健	2	〓 ○
	音楽Ⅰ	2	
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
外国語	コミュニケーション英語基礎	2	○2単位以上
	コミュニケーション英語Ⅰ	3	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4	
	コミュニケーション英語Ⅲ	4	
	英語表現Ⅰ	2	
家庭	英語表現Ⅱ	4	〓 ○
	英語会話	2	
	家庭基礎	2	
情報	家庭総合	4	〓 ○
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	〓 ○
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3~6	○2単位以上

※「〓」を付した科目は必履修科目。

大学へのいわゆる「飛び入学」について

制度概要

○対象者に係る要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること
- ・高等学校に2年以上在学したこと

○受け入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること
- ・特に優れた資質の認定に当たって、高等学校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと

経緯

- ・平成 9年 数学又は物理学の分野に限定して大学への「飛び入学」を制度化
(学校教育法施行規則の改正)
- ・平成13年 対象分野の制限を撤廃・学校教育法上の位置付けを明確化
(学校教育法の改正)

※ いわゆる「飛び入学」とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に入学することができる制度。

早期卒業に関するアンケート調査の概要

1 調査目的

高等学校の早期卒業制度の検討にあたって、大学への飛び入学の現状高校生の意識等を調査する。

2 調査対象

(1) 飛び入学制度をもつ大学 【6大学】

(2) 飛び入学経験者 【34人】

※ 在籍、卒業等大学を通じてウェブアンケートを実施。

大学学部在籍者：8人 卒業・中退者：26人(うち6人が大学在籍中に進路変更)

(3) 高校生等(科学オリンピック出場候補者等) 【63人】

※ 数学、化学、物理、情報、地理及び地学オリンピックの出場者や研修参加者にウェブアンケートを実施。回答を得た63人の属性は以下の通り。

性別：男性57人 / 女性6人

年齢14～18才

在籍校：公立高校23人、私立高校35人、私立中学校5人

3 調査期間及び調査方法

平成26年9月、アンケート及びヒアリング

調査結果の概要（飛び入学制度を持つ大学）①

(1) 制度開始年、入学者数、受験者数、合格者数等について

(単位:人)

	制度導入 年度	入学者 累積	受験者 累積	合格者 累積	合格辞退 者累積	学士号 取得者	退学者
千葉大学	H10	77	295	79	2	56	7
名城大学	H13	26	34	26	0	21	3
エリザベト音楽大学	H16	1	4	1	0	1	0
会津大学	H18	4	10	4	0	3	0
日本体育大学	H26	1	3	1	0	0	0
成城大学	H17	2	3	2	0	2	0
合 計	—	111	349	113	2	83	10

※ このほか、平成26年度から募集していない昭和女子大学で1名の入学実績がある。

5

調査結果の概要（飛び入学制度を持つ大学）②

(2) 飛び入学者に「高校卒業」を認めることについて

必要、どちらかと言えば必要	5校
特に必要性を感じない	1校

(必要と考える主な理由)

- 大学在学中にやむを得ず病気・事件・事故等の災難に遭遇し、大学を卒業できなくなった場合を想定すると、中学校卒業資格しかなくなり進路変更の可能性に対する配慮が必要。
- 受験者本人よりも保護者の方が敏感で、飛び入学制度普及に対する大きな障壁の一つとなっている。高校卒業の認定が、早期入学希望者増加のための決定的な要因とはなりえないが、例えば大学へ入学することにより、高校卒業の認定をうけられる等の制度があれば、受験者や保護者の安心につながる。
- 現状の日本社会においては、「高等学校中途退学」という学歴は受け入れがたいものである。もしも、飛び入学制度で進学した大学を卒業しない場合には、学歴は「高等学校中途退学」となることから、各分野における優秀な能力を持つ者であっても飛び入学制度での大学進学に踏み切れないと思われる。それによって各分野での優秀な能力を持つ者を飛び入学制度で受け入れることが困難となる。
- 万一、志半ばにおいて続けられなくなった場合、高校中退・中学卒になってしまうという不安を乗り越えたものしか飛び入学を選択できない。
- 高等学校卒業程度認定試験に合格できたとしても、高校卒業となるものではなく、飛び入学生士の自負に値する資格とは言えないので、高等学校卒業程度認定試験合格者は別に考える必要があると思われる。

調査結果の概要（飛び入学経験者）①

(1) 飛び入学を検討し始めた時期

①高校入学以前	5人
②高校1年生時	4人
③高校2年生時	25人

(2) 飛び入学を選択した理由(複数回答可)

①早い時期から高度な学修や練習環境に触れられる	26人
②早い時期からある程度自由な学修・練習が可能となる	20人
③大学進学以降の人生設計の選択肢が広がる	3人
④経済的負担が少ない	11人
⑤高校生活への不満	13人
⑥その他	7人

(3) 飛び入学を検討する上での不安材料となったもの(複数回答可)

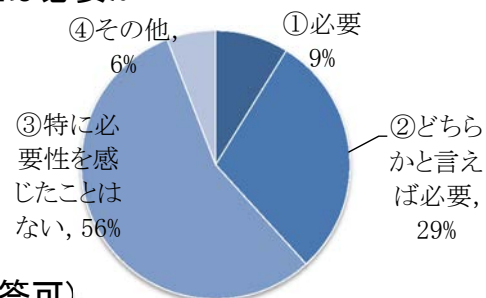
①通常期間の高校生活を経験しないことなど体験が少ない面で不安	7人
②年齢の異なる集団になじめるかなど進学先の大学での不安	7人
③高校卒業とならず進路変更をすると最終学歴は高校中退になってしまうことへの不安	9人
④不安はなかった	18人
⑤その他	1人

7

調査結果の概要（飛び入学経験者）②

(4) 今後の飛び入学者に「高校卒業」を認めることは必要か

①必要	3人
②どちらかと言えば必要	10人
③特に必要性を感じたことはない	19人
④その他	2人



(5) 「高校卒業」の必要性はいつ感じたか(複数回答可)

①大学入学以前(飛び入学を検討、選択する時も含む)	9人
②大学学部にて在学中(大学入学後～学士を取得するまで)	3人
③大学卒業後	1人
④その他	2人

(5-2) 「高校卒業」の必要性を感じた具体的理由(複数回答可)

①高校中途退学では、進路変更が困難	8人
②資格試験の受験資格がない	2人
③就職活動で不便・不利益があった	1人
④●●高校のOB・OGになれない(例えば同窓会などの組織に入会できない)	7人
⑤周りが高校を卒業をしている中で、自分だけ卒業扱いにならないのはなんとなく不安	5人
⑥その他	1人

8

調査結果の概要（高校生等）

(1) 進学を希望する大学に飛び入学制度があれば利用したいか

①利用したい	32人
②利用したくない	31人

(2) 飛び入学のメリットは何か(複数回答可)

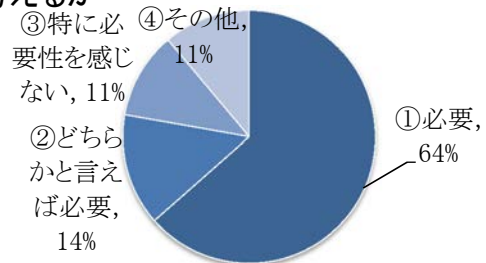
①早い時期から高度な学修や練習環境に触れられる	31人
②早い時期からある程度自由な学修・練習が可能となる	27人
③大学進学以降の人生設計の選択肢が広がる	8人
④経済的負担が少ない	8人
⑤その他	9人

(3) 飛び入学を検討する上で不安材料となるものは何か(複数回答可)

①通常期間の高校生活を経験しないことなど体験が少ない面で不安	28人
②年齢の異なる集団になじめるかなど進学先の大学での不安	19人
③高校卒業とならず、進路変更をすると最終学歴は高校中退になってしまうことでの不安	32人
④不安は全くない	6人
⑤その他	12人

(4) 飛び入学者に「高校卒業」を認めることは必要と考えるか

①必要	40人
②どちらかと言えば必要	9人
③特に必要性を感じない	7人
④その他	7人



9

高等学校卒業程度に関するその他の制度（高卒認定試験）①

1 趣旨

高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定」という。）は、学校教育法第90条第1項の規定により、高等学校を卒業していないなどのため、大学等を受験できない者に対し、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験である。合格者には、大学・短大・専門学校の入学資格を付与している。

また、就職・資格試験等においても高等学校卒業者と同等に扱われるよう、経済界等に働きかけ、社会的通用性を高めるよう努めている。

2 受験資格

16歳になる年度から受験できる。ただし、既に大学入学資格を有している場合は受験できない。

従前の大学入学資格検定では認められていなかった、全日制高等学校等の在籍者にも受験資格を付与している。

3 開始年度

平成17年度(大学入学資格検定:昭和26年度)

4 実施回数・時期

毎年2回(8月、11月)

5 実施場所

都道府県毎に1会場(47会場)、全国の少年院、刑務所等の矯正施設(平成25年度は延べ181か所)

6 試験科目・合格要件

教科	科目	合格要件
国語	国語	
地理 歴史	世界史(A、B) 日本史(A、B)、地理(A、B)	いずれか1科目 いずれか1科目
公民	現代社会、倫理と政治・経済	いずれか一方
数学	数学	
理科	科学と人間生活、物理基礎、 化学基礎、 生物基礎、地学基礎	「科学と人間生活」を含む2科目又は「科学と人間生活」以外の3科目
外国語	英語	

合格に必要な科目数は、受験者の選択により8～10科目となる。

※ 合格者が18歳未満の場合は、満18歳の誕生日から合格者となる。

※ 合格科目は、学校長の判断により卒業単位として単位認定することができる。

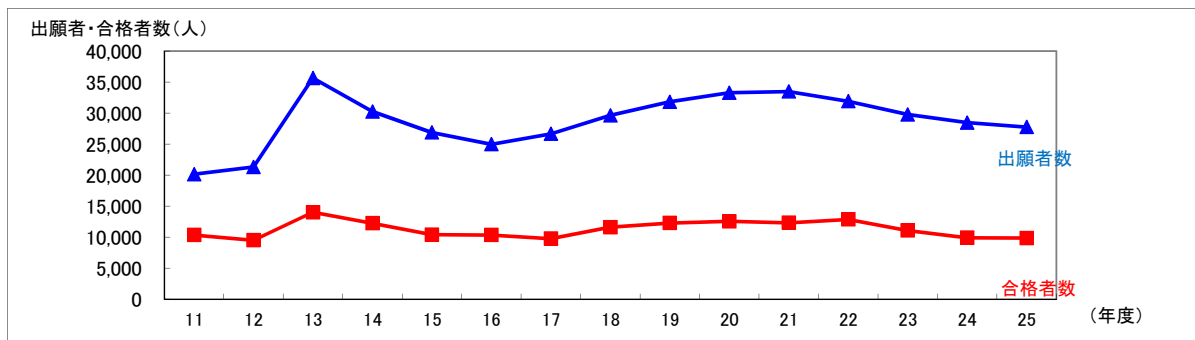
7 受験料

7科目～10科目	8,500円
4科目～6科目	6,500円
1科目～3科目	4,500円

高等学校卒業程度に関するその他の制度（高卒認定試験）②

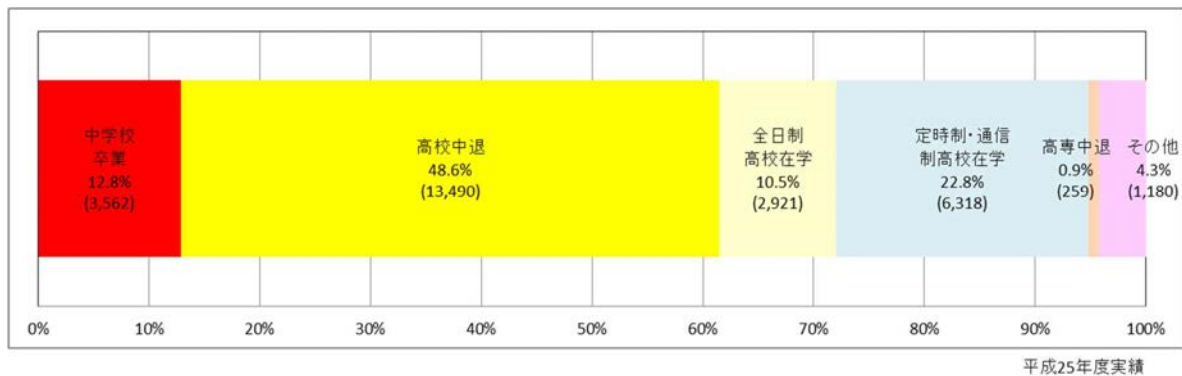
8 高卒認定出願状況等

高卒認定制度が創設された平成17年度より出願者数は増加傾向にあったが、平成22年度からは減少傾向にある。また、最終学歴別出願者数の割合を見ると、高校中退が約5割を占めている。



※ 合格者数は全科目合格者であり、一部科目合格者数を除く。

○ 最終学歴別出願者数



「大学院への飛び入学」と「大学の早期卒業制度」について

	大学院への飛び入学	大学の早期卒業
目的	研究者養成	優れた才能の伸長
特例を認める主体	大学院	大学
在学年数	3年以上	3年以上
必要な単位数	大学院の定める単位(124単位未満でよい)(法102条)	大学の定める単位(124単位以上)(法89条)
成績要件	大学院の定める単位を優秀な成績で修得(法102条)	大学の定める単位を優秀な成績で修得(法89条)
大学の卒業	中途退学	卒業
学士の学位	取得できない ただし、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者は、大学院在学中でも学部と大学院において通算して4年以上にわたって授業科目を履修し、124単位以上を修得していれば、学位授与機構に学位授与を申請することができる	取得
実施状況(平成24年度)	178人(49大学)	268人(47大学)

※ 実施状況の数値は、いずれも、出典:「大学における教育内容等の改革状況について」(平成24年文部科学省)

高等学校早期卒業制度検討に関する関係規定

高等学校の卒業に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

○高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）

第1章第6款の2 学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。

飛び入学に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第九十条（略）

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

- 一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。
- 二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第一百五十一条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第一百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第一百五十三条 学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

大学における早期卒業制度に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部）の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間以上在学したものを（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第四百四十七条 学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

- 一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- 二 大学が、大学設置基準第二十七条の二に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。
- 三 学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。
- 四 学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。

飛び入学、早期卒業に関する提言①

■教育再生実行会議第五次提言（平成26年7月）〈抜粋〉

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化
 - (3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。
(高等教育機関における編入学当の柔軟化)
- 能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。

■初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ（平成26年6月）〈抜粋〉

- 第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた具体的施策
3. 多様なニーズに対応した教育活動の推進
 - (3) 優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進
- (略) また、高校段階における厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討や、生徒の能力の伸長に応じた多様な学習機会の提供に向けた検討などを進めていくことも必要である。

■第2期教育振興基本計画について（中央教育審議会答申 平成25年4月）〈抜粋〉

- 第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策
～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～
- 1 四つの基本的方向性に基づく方策
 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
成果目標5（社会全体の变化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）
基本施策14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

【基本的考え方】

○ 社会全体の变化や新たな価値を主導・創造する人材等を育成するためには、初等中等教育段階から、「社会を生き抜く力」を育成し、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、その才能を見いだし、創造性やチャレンジ精神などをより一層伸ばしていくことが必要である。

○ このため、意欲と能力のある児童生徒等に対し、ハイレベルな学習機会や切磋琢磨（せつたくま）する場を提供することが求められ、これまで活用事例の少ない大学への飛び入学促進、高等学校段階における早期卒業制度の検討や、先進的な教育を受ける機会の提供や全国レベルで競い合う科学の甲子園等の推進を含めた理数教育の充実などを図る。

【主な取組】

- 14-1 優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進
- ・ 一人一人の能力を伸ばすための教育の推進を図るため、子ども
- の成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けて、基本施策10-1に記載した取組を進める。特に高校と大学の接続については、飛び入学に関して、制度の活用を図り、各大学における積極的な取組を引き続き促すとともに、高等学校段階における早期の卒業を認める制度の検討などを行う。

■グローバル人材育成戦略（グローバル人材育成推進会議 平成24年6月）〈抜粋〉

3. 英語教育の強化、高校留学の促進等の初等中等教育の諸課題について
 - (2) 高校留学等の促進
- 大学・大学院への飛び入学や早期卒業の促進を図るとともに、高校における早期卒業制度の創設のための制度的整備等について、検討を進め方向性を明確にする。（高校2年→留学1年→大学4年、高校2年→大学5年（留学1年を含む）、高校3年→留学1年→大学3年等の柔軟な進路設計を可能に）

4. 大学入試の改善等の大学教育の諸課題について
 - (2) 国際的に誇れる大学教育システムの確立、高等教育の国際展開の推進
- 戦後、一律に導入された6-3-3-4 制の教育体系を、新たな時代の個々人の学びをきめ細かく支援・促進できるように、小中一貫教育や中高一貫教育の推進、高校段階以上における早期卒業・飛び入学の制度的整備等を通じて、柔軟で多様な進路設計を可能とする弾力的なシステムへと進化・発展させる。

飛び入学、早期卒業に関する提言②

■教育再生会議 第三次報告（平成19年12月）〈抜粋〉

7つの柱1. 学力の向上に徹底的に取り組む ～未来を切り拓く学力の育成～

(2)「6-3-3-4制」を弾力化する

○年齢主義(履修主義)を見直し、飛び級を検討する

各論(2)「6-3-3-4制」を弾力化する

○年齢主義(履修主義)を見直し、飛び級を検討する

- ・一定期間学習すれば進級、卒業できるという年齢主義(履修主義)に重きを置きすぎている現状を見直し、特定の教科について上の学年で学べるよう、取扱いを弾力化する。また、特に優れた資質を有する子供が、学年を超えて学ぶこと(いわゆる飛び級)ができるような制度の弾力化について、対象の子供の範囲、年齢段階などを含め検討する。
- ・学習内容を確実に修得して卒業できるよう、習熟度別指導や補習などの補足的指導を積極的に行う。なお、学力定着のための留年については、義務教育段階では、本人の希望や保護者の同意がある場合などに活用する。
- ・個々の子供の認知と学習スタイルの多様性に応じた指導を推進する。

■大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会 報告書 ―一人一人の個性を伸ばす教育を目指して― (平成19年3月)〈抜粋〉

2. 大学への早期入学(飛び入学)制度の適切な運用及びその活用の在り方について

(4)その他

④高等学校卒業の取扱及び大学入学資格との関係

○ 現行制度においては、大学へ飛び入学した学生は、高等学校を中途退学して大学に入学することとなり、高等学校卒業という取扱にはならない。

○ この取扱に対し、大学への飛び入学者にも一定の要件(飛び入学した大学を卒業する、一定の履修単位を大学において修得する等)の下、高等学校卒業の取扱を認めることができれば、飛び入学制度の活用が促進されるのではないかとの指摘もある。

○ また、飛び入学した学生については、飛び入学を実施した大学において責任をもって指導することが基本であるが、やむを得ない事情等により他大学へ転学等する場合も考えられる。その場合、学校教育法施行規則上、一定の要件の下、当該学生に対しては大学入学資格が認められているが、高等学校卒業者と同様の大学入学資格を認めるべきではないかという指摘もある。

○ 以上のような指摘については高等学校教育の在り方や大学入学資格の在り方などの関連で検討すべき課題でもあるが、早期に大学に入学した学生が不利益を被ることがないように、飛び入学制度の実施状況を踏まえ、より円滑な接続環境の整備に向けて引き続き検討が行われるべきである。

■21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(中央教育審議会答申 平成9年6月)〈抜粋〉

第4章 教育上の例外措置

(3)大学入学年齢の特例

③対象者(略)

また、大学への早期入学が認められた場合、高等学校2年修了時から大学に進学することになるので、高等学校を中途退学したこととなる。しかしながら、その子どもの進路が、様々な事情により、大学入学後に変更され、大学を途中で辞めることもあり得る。その場合は、本人の最終学歴が中学校卒業となり、高等学校卒業が受験資格となっている資格試験などについて不利益を被るおそれがある。このような場合に不利益を被ることがないように、高等学校卒業と同じ効果を与えるようにするなどの配慮を行うことが必要であろう。

「第2章 意欲や能力に応じた学びの発展のための制度の柔軟化」関連基礎資料

2節 国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直し関連

大学・大学院入学資格について

- 現行制度において、外国の学校を卒業した者の我が国の大学・大学院の入学資格には、一定の課程の修了要件又は個別入学資格審査と年齢要件を課している。

	大学(学部)	大学院博士前期	(大学院博士後期)
課程修了要件	外国において学校教育における12年の課程を修了していること	外国において学校教育における16年の課程を修了していること (医・歯・一部の薬・獣医については18年)	課程修了要件なし ※修士又は専門職相当の学位を授与されていること
個別入学資格審査 十年齢要件	各大学の個別入学資格審査に合格し、18歳に達したもの	各大学院の個別入学資格審査に合格し、22歳に達したもの (医・歯・一部の薬・獣医については24歳)	拡大学院の個別入学資格審査に合格し、24歳に達したもの

諸外国における教育課程の年数について

※この表では、高等学校(大学)卒業までの教育課程が12年(16年)に達する場合を○としている。

※なお、我が国でも医学部など6年制課程があるように、諸外国でも制度は一律ではなく、下表は最も短いパターンに基づいて整理したものである。また、各国がそれぞれ随時教育制度の見直しを行っており、必ずしも最新の情報でない場合があり得る。

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
12年課程	○	×	○	×
16年課程	○	○	×	×
アジア	中国、韓国、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、フィリピン、スリランカ、	マレーシア(*)	モンゴル、シンガポール、インド、パキスタン、バンラデシュ、ネパール	ブルネイ(*), カザフスタン、ミャンマー、キルギス、ウズベキスタン、トルクメニスタン
中近東	サウジアラビア、トルコ、ヨルダン、オマーン、カタール、イラク、イラン、イエメン		アラブ首長国連邦(UAE)、イスラエル	
欧州	イギリス、ドイツ、イタリア、スイス、スペイン、デンマーク、ポルトガル、ブルガリア、リトアニア、チェコ、スロバキア、ノルウェー		フランス、オランダ、スウェーデン、フィンランド、ラトビア、ハンガリー、オーストリア	ロシア、ウクライナ、アゼルバイジャン
北米・中南米	アメリカ、メキシコ、チリ、キューバ、ブラジル、アルゼンチン	ペルー	カナダ	グアテマラ
その他(アフリカ、オセアニア等)	エジプト、ケニア、ナイジェリア、コートジボワール、マダガスカル、ニュージーランド		南アフリカ、コンゴ、エチオピア、チュニジア、オーストラリア	

(*) 大学に進学するためには、準備教育課程など1~2年間の教育課程の修了が必要。

出身地域別の外国人留学生数（平成25年度）

○ 出身地域別留学生の割合については、アジア地域からの留学生が91.9%、欧州・北米地域からの留学生からの留学生が合わせて5.3%となっている。

地域名	留学生数	構成比	左にうち短期留学整数	
			留学生数	構成比
アジア	124,542人	91.9%	7,095人	60.6%
欧州	4,753人	3.5%	2,482人	21.2%
北米	2,391人	1.8%	1,634人	21.2%
中近東	2,391人	0.9%	55人	0.5%
アフリカ	1,155人	0.9%	83人	0.7%
中南米	946人	0.7%	135人	1.2%
オセアニア	499人	0.4%	233人	2.0%
計	135,519人	100.0%	11,717人	100.0%

(出典)「平成25年度外国人留学生在籍状況調査結果」(独立行政法人日本学生支援機構)

出身国（地域）別の外国人留学生数（平成25年度）

○ 中国・韓国からの留学生を合わせると、全留学生に占める割合は71.7%となっている。

国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比
中国	81,884人	60.4%	フィリピン	507人	0.4%
韓国	15,304人	11.3%	サウジアラビア	472人	0.3%
ベトナム	6,290人	4.6%	英国	452人	0.3%
台湾	4,719人	3.5%	ロシア	339人	0.3%
ネパール	3,188人	2.4%	カンボジア	338人	0.2%
インドネシア	2,410人	1.8%	オーストラリア	312人	0.2%
タイ	2,383人	1.8%	カナダ	3.8人	0.2%
マレーシア	2,293人	1.7%	ブラジル	275人	0.2%
アメリカ合衆国	2,083人	1.5%	スウェーデン	254人	0.2%
ミャンマー連邦共和国	1,193人	0.9%	エジプト	229人	0.2%
モンゴル	1,138人	0.8%	ウズベキスタン	227人	0.2%
バングラデシュ	875人	0.6%	ラオス	218人	0.2%
スリランカ	794人	0.6%	イタリア	217人	0.2%
フランス	793人	0.6%	シンガポール	209人	0.2%
ドイツ	599人	0.4%	その他	4,656人	3.4%
インド	560人	0.45	計	135,519人	100.0%

(出典)「平成25年度外国人留学生在籍状況調査結果」(独立行政法人日本学生支援機構)

外国の学校からの大学・大学院入学資格に係る関係規定

大学入学資格に関する規定

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したもの

大学院入学資格に関する規定

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第二百二条第一項本文の規定により、大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

- 一 学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者
- 二 外国において、学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程(当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。以下同じ。))又は獣医学を履修する博士課程への入学については、(十八年)の課程を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、(十八年)の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、(十八年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 専修学校の専門課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 学校教育法第二百二条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳)に達したもの

「第2章 意欲や能力に応じた学びの発展のための制度の柔軟化」関連基礎資料

3節 高等教育機関における編入学の柔軟化関連

大学への編入学について

○ 従来から大学への編入学が認められた高等専門学校、短期大学に加えて、平成10年の学校教育法改正により、修業年限2年以上で、全課程が1700時間以上等の要件を満たす専修学校専門課程については、大学への編入学が可能となっている。

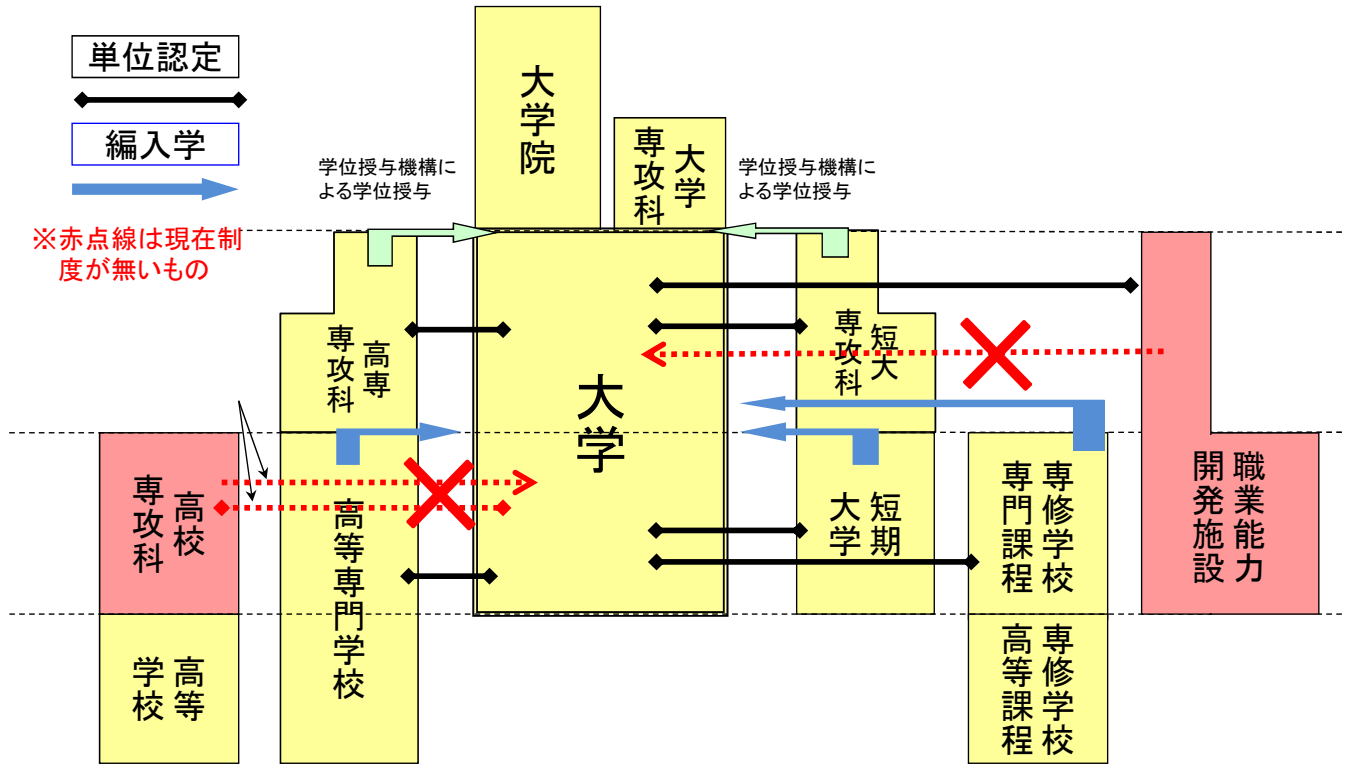
大学への編入学制度に関する過去の経緯

年代	制度改正
昭和36年	高等専門学校制度創設に伴い大学への編入学の制度化(学教法改正)
昭和39年	短期大学の恒久制度化に伴い大学への編入学の制度化(学教法改正)
昭和50年	専修学校制度の創設(学教法改正)
昭和51年	専修学校設置基準制定
平成3年	修業年限2年以上の専修学校専門課程と大学との単位互換の開始
平成10年	修業年限2年以上の専修学校専門課程から大学への編入学の制度化(学教法改正)

専修学校、各種学校の要件

専修学校 (専門課程、 編入学可)	修業年限2年以上 入学資格は高等学校卒業者 授業時数800時間以上/年 全課程で1700時間以上 生徒数40人以上
専修学校 (専門課程)	修業年限1年以上 入学資格は高等学校等卒業者 授業時数800時間以上/年 生徒数40人以上
各種学校	修業年限定めなし 入学資格定めなし 授業時数450時間以上/年 生徒数の定めなし

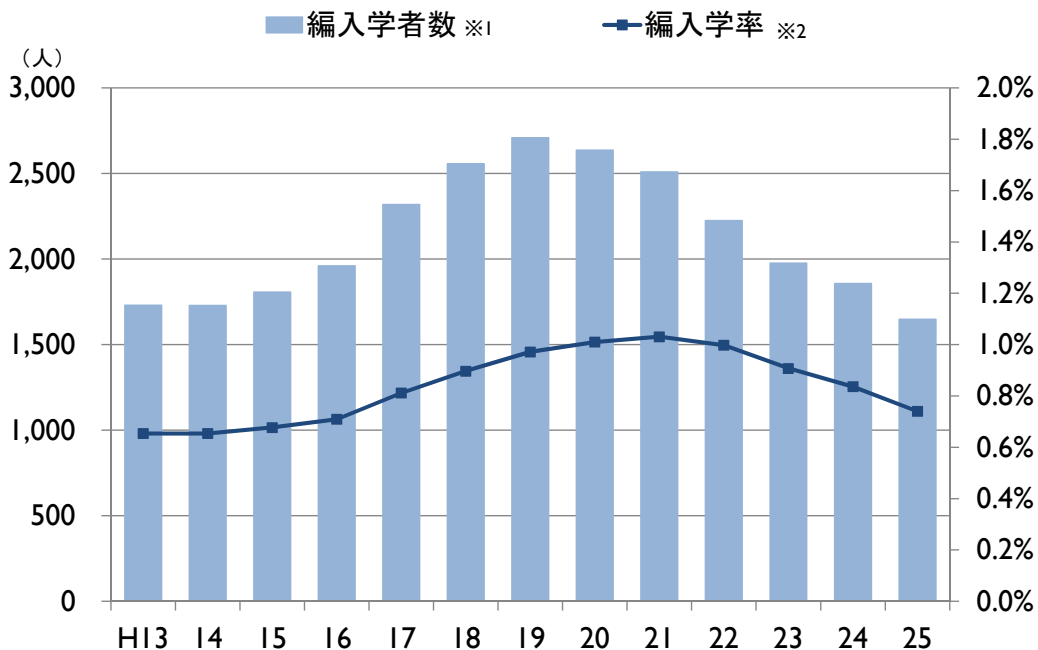
大学と各学校種間の単位認定・編入学の現状



※ 簡略化のため、上図は教育機関相互における全ての単位認定、編入学の関係を記載しているものではない。

4年制大学への編入学の状況①

専門学校から大学への編入学の推移

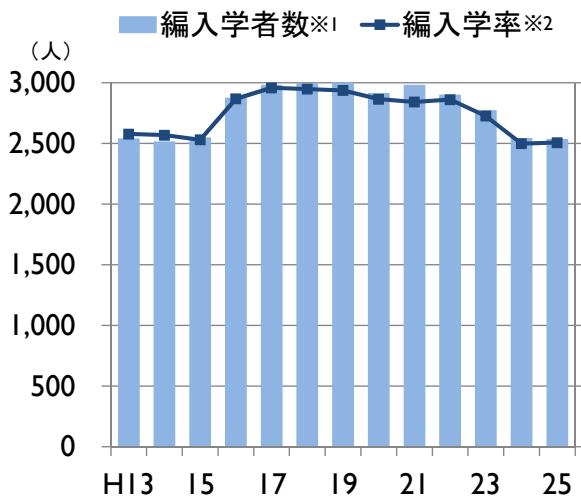


※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

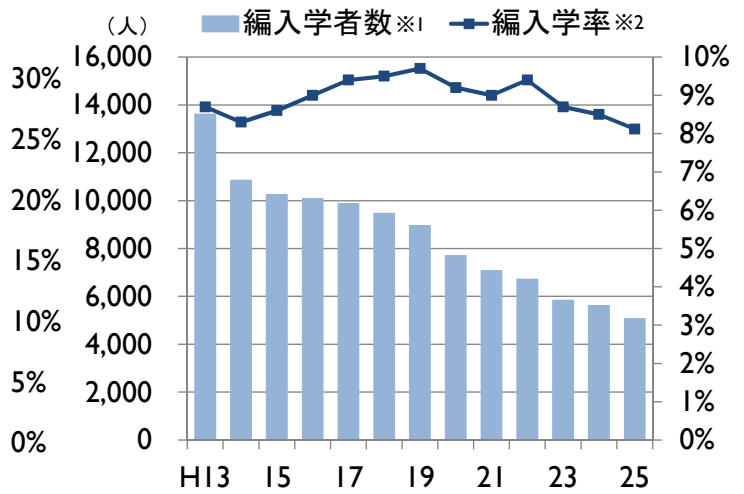
※2 専門学校卒業生数に占める編入学者数の割合。

4年制大学への編入学の状況②

高等専門学校から大学への編入学の推移



短期大学から大学への編入学の推移



出典: 学校基本調査

- ※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。
 ※2 それぞれ、短期大学又は高等専門学校卒業生数に占める編入学者数の割合。

4年制大学への編入学の状況③

- 全国学校法人立専門学校協会が実施した『専門学校修了者「大学編入学」調査（平成26年度）』によると、平成25年度専門学校修了者を対象とした編入学選考を実施した大学は、下表のとおりであった。

調査対象大学数	703大学
回答大学数	558大学
実施大学数	440大学 (78.9%)

- 編入学選考を実施する大学から20大学を抽出し、アンケート調査を行った文部科学省による調査^(※1)では、3年次編入者における単認定、卒業の状況は以下のとおりであった。

	短期大学から編入	高等専門学校から編入	専門学校から編入
単位認定の平均 ^(※2)	61.8単位	75.6単位	61.9単位
卒業率 ^(※3)	72.0%	89.3%	69.4%

- また、編入学にあたっての課題として、
- ・必要最低限のガイダンス実施等のサポートを編入学前後のタイミングで実施しているに留まり、それ以外に特別な支援はできていない。
 - ・編入生の学生生活や学習サポートを(すでに友人関係等が出来上がったところに途中から入るので、周りどどのように馴染む、溶け込んでいくか)どのように行うか。
- 等の回答が得られたが、特に専門学校からの編入学に関する課題についての指摘はなかった。

(※1) 『大学への編入学に関する調査』

- ◆調査対象：編入学選考を実施する大学から、国公私立20大学を抽出（国立 4大学、公立 2大学、私立 14大学）
- ◆調査内容：平成21年度以降、短期大学、高等専門学校、専門学校からの編入学生の受入れの実績のある学部を対象に、各年度の受入れ者数、入学時の認定単位数、卒業の状況を調査
- ◆調査期間：平成26年11月6日～平成26年11月11日
- ◆調査方法：アンケート方式（電子メール）
- ◆回収率：95%（国立 4大学、公立 2大学、私立 13大学 計19大学）
- (※2) 単位認定の平均 3年次編入時に認定した、単位数の平均値。実際に単位を認定した学生のみを算出対象としている。
- (※3) 卒業率 3年次編入後、2年の在学期間で卒業した学生の割合。

高等学校専攻科の概要①

- (1)目的 精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること(学校教育法第58条)
- (2)修業年限 1年以上
- (3)入学資格 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
- (4)設置基準 専攻科の編制、施設、設備等については、高等学校設置基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、高等学校設置基準に準じて、別段の定めをすることができる。
- (5)設置数

	普通科	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	合計
当該学科を設置する 高校数(A)	3,857	311	550	677	42	285	95	29	102	5,948
専攻科を設置する 高校数(B)	3	7	19	1	26	3	76	0	3	138
専攻科の在籍生徒数	125	230	468	19	545	138	6,726	0	82	8,333
設置割合(B/A) (%)	0.1%	2.3%	3.5%	0.1%	61.9%	1.1%	80.0%	0.0%	2.9%	2.3%

※ 通信制課程は除く。

＜専攻科の設置目的＞

各専攻科の主たる設置目的は、「資格取得」、「高度な技術など専門教育の深化」等となっている。

〔主な取得資格の例〕

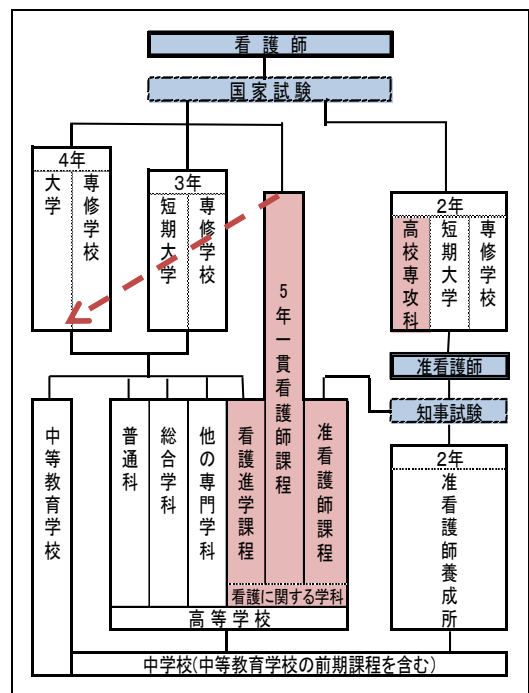
- 農業科…家畜人工授精師、造園技能士
- 工業科…第一種電気工事士、二級建築士、
二級自動車整備士
- 商業科…簿記検定1級、情報処理技術者試験
- 水産科…三級海技士、一級小型船舶操縦士
- 家庭科…調理師
- 看護科…看護師国家試験受験資格
- 福祉科…介護福祉士国家試験受験資格

(平成24年度 文部科学省調べ)

＜専攻科における教育の例＞

- 看護に関する専攻科
高等学校(本科)では准看護師の受験資格を得ることができ、専攻科では看護師の受験資格を得ることができる。
専攻科のみの課程と平成14年に創設された5年一貫の看護師課程がある。
① 高等学校を卒業した准看護師が看護師資格を目指す
看護師2年課程(専攻科2年間)
② 5年一貫看護師課程(本科3年間+専攻科2年間)
- 水産に関する専攻科
高等学校(本科)では5級、4級海技士の資格の取得を目指すし、専攻科では3級海技士の資格の取得を目指す。
3級海技士免許取得には、高等学校では専攻科の課程を含め5年以上とされている。(本科3年間+専攻科2年間)
※海技士:船舶職員(航海士、機関士等)となるために必要な資格。
主として、5級、4級海技士の資格は国内航海、3級の資格は国際航海

(参考) 看護師養成教育の概要



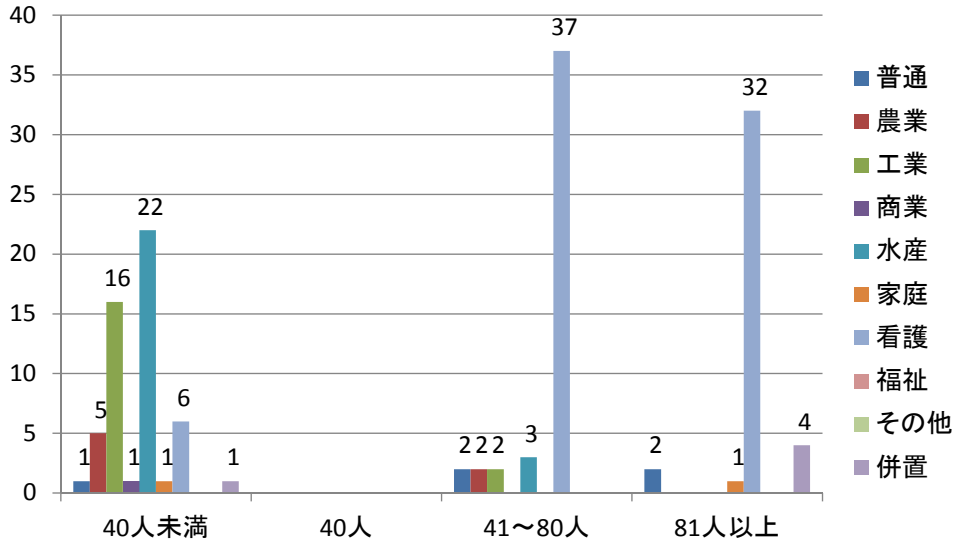
※現行制度では、高等学校3年+専攻科2年の養成課程修了者は、4年制大学の1年生に入学することになる。

高等学校専攻科の概要②

設置者別学校数

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	併置	計
国立・公立	2	6	9	1	25	1	26	0	0	1	71
私立・株立	3	1	9	0	0	1	49	0	0	4	67
計	5	7	18	1	25	2	75	0	0	5	138

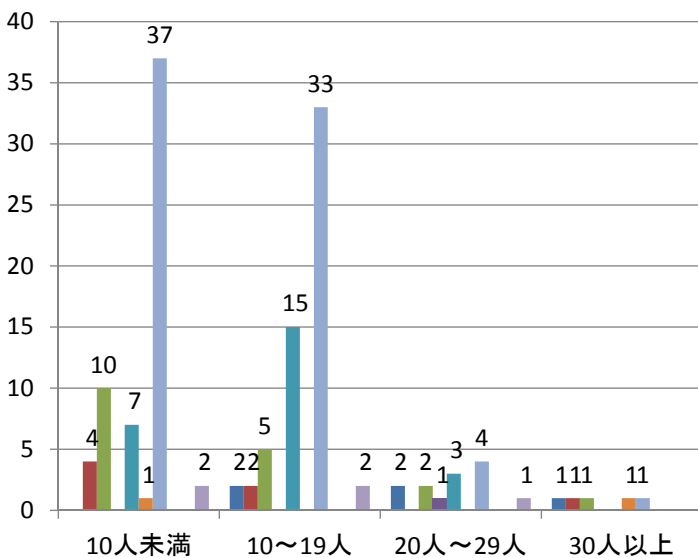
在籍生徒数別学校数



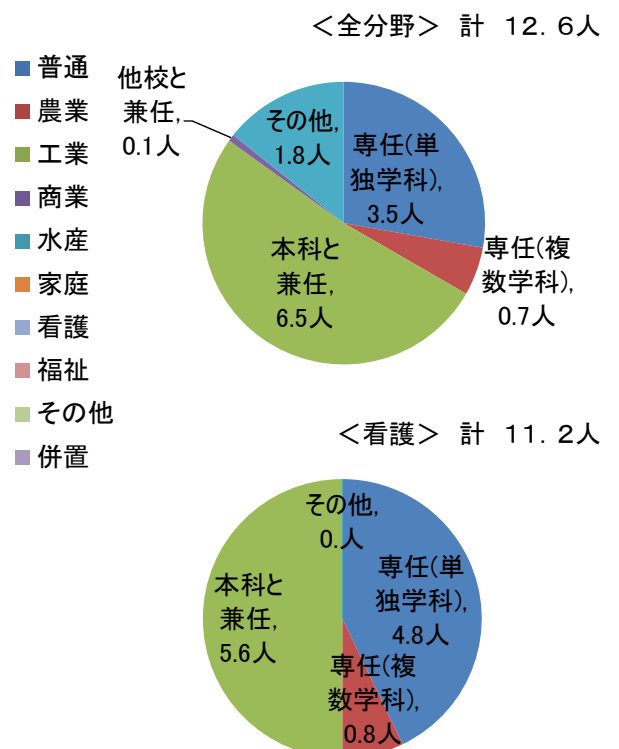
(平成24年度 文部科学省調べ)

高等学校専攻科の概要③

教員規模別学校数



1校あたりの教員規模(平均値)



(平成24年度 文部科学省調べ)

高等学校専攻科の概要④

校舎の共用・専用の別

(単位:校)

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	併置	計
完全共用	2	2	4		20	1	27			2	58
完全独立		2	1	1			7			2	13
一部共用	3	3	13		6		41			1	67
計	5	7	18	1	26	1	75			5	138

教室・設備の状況

区分	専有	兼用	未設置	校外施設	その他
教室	110	28			
図書室	32	106			
保健室	12	126			
職員室	60	78			
運動場	2	129	3	4	
体育館	1	130	5	2	
実習室等	53	81	3	1	

(平成24年度 文部科学省調べ)

高等学校専攻科の概要⑤

修業年限の状況

(単位:学科)

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	計
1年	2	1			1				2	6
2年	4	8	23	2	50	3	78	5	4	177
その他	2									2
計	8	9	23	2	51	3	78	5	6	185

※その他の2校は1年又は2年の課程。

総授業時間数の状況

(単位:学科)

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	計
1200単位時間未満	4	2	1			1		1		9
1200～1699単位時間	1	1	2			1		1	6	12
1700～2199単位時間	1	3	13	2	13		48	2		82
2200単位時間以上		3	8		9	1	30	1		52
計	6	9	24	2	23	2	78	5	6	149

※修業年限が1年又は2年となっている学科(2学科)、及び航海実習を行う学科で当該実習を時間換算していない学科(28学科)を除く。

年間授業時間数の状況

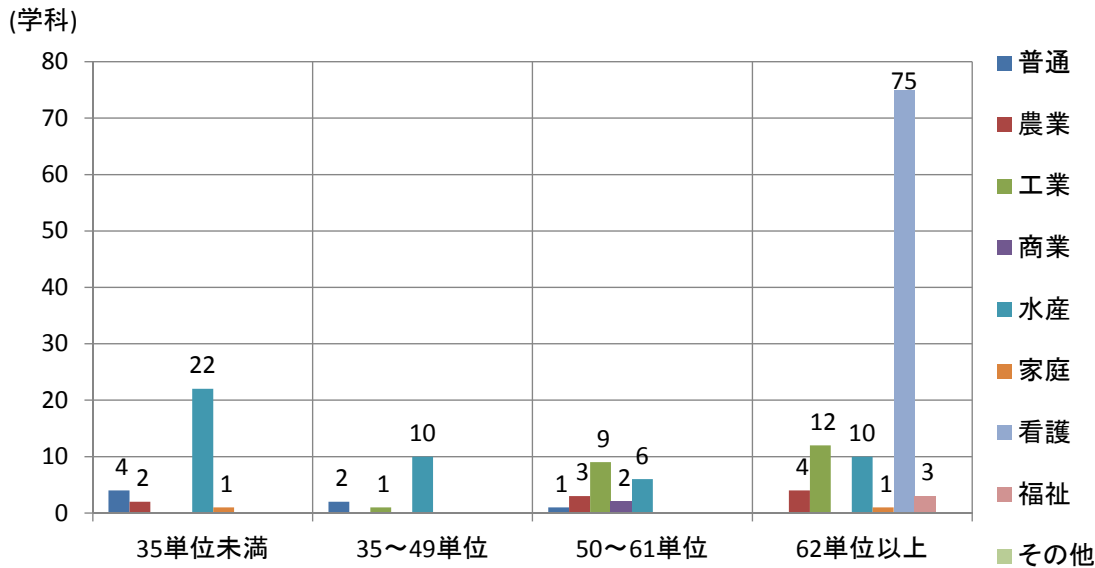
(単位:学科)

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	計
600単位時間未満	4	1	1		11	1		1		19
600～799単位時間	2	1	2		4			1	4	14
800～1049単位時間		2	4		11	1	19	2		39
1050単位時間以上	2	5	16	2	25	1	59	1	2	113
計	8	9	23	2	51	3	78	5	6	185

(平成24年度
文部科学省調べ)

高等学校専攻科の概要⑥

修了のために必要な単位数



※単位取得を修了要件としている学科の状況

※水産学科のうち、乗船実習・工場実習を単位換算していない学科(33学科)については、乗船実習(6～9ヶ月)等を除く修得単位数。

(平成24年度 文部科学省調べ)

高等学校専攻科から上級学校への編入学のニーズ

○ アンケート調査では、半数以上の専攻科で、専攻科から上級学校への編入学ニーズが「大いにある」または「ややある」と回答している。

	大いにある	ややある	あまりない	全くない
回答数	35	66	41	43
構成割合	18.9%	35.7%	22.2%	23.2%

「大いにある」とした回答

- 大学でさらに専門性を深めたいと希望する専攻科の学生に対して、編入学の道が開かれるよう要望する。【公立・工業科】
- 例年、大学への特待生入学があり、本校修了生に対する大学からの期待も高い。本校の学習内容を考えると、大学で学習する程度の専門教育は十分行われており、少なくとも3年次以降への編入が適当である。大学側からの期待も高く、専攻科修了生への制度面の取扱いが不備と言える。早期に改善する必要がある。【公立・商業科】
- 現在は、大学3年次への編入が認められず、進学希望者は、専攻科修了後の進学は、大学入試試験を受験しなければならず、看護師国家試験時と重なり合って実質は不可能である。従って、上級学校への編入学を強く希望します。【公立・看護科】
- 高校教育「看護」の教員免許状を取得したい、養護教諭・保健師を目指したい、先々、専門看護師への道を開きたい、等既に卒業した者からも問い合わせが多い。【公立・看護科】
- 現行法の下では、専攻科から大学への編入学については認められていないが、大学への編入学が可能となれば、専攻科で学んだことを生かして、大学で社会福祉士や福祉の教員の資格取得を目指す専攻科の学生が数多く出てくることが予想される。是非、編入学についての法的な整備を進めていただきたい。【公立・福祉科】
- 看護大学又は一般大学に編入希望の生徒が毎年6、7割を占める。【私立・看護科】
- おおよそ卒業後10年後位の卒業生から、通信制や定時制の大学への編入要件を看護専攻科卒が満たしているかどうかの問い合わせが近年多くなっている。【私立・看護科】

(平成24年 文部科学省調べ)

高等学校専攻科から大学への編入学の検討関係規定

高等学校専攻科に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。
② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

専修学校専門課程に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第二百五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

②（略）
③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

④（略）
第三百二十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

短期大学、高等専門学校から大学への編入学に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第八十条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

④～⑥（略）

⑦ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

⑧（略）

第二百二十二条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

高等学校専攻科からの編入学にかかる過去の提言①

■中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ（平成26年6月）〈抜粋〉

第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方

3. 多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応〈多様化への対応〉

(1) 各学科・課程等における課題と対応

② 専門学科・総合学科における課題と対応

○ 特に、高等学校専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場や、高等学校修了者に更に深く教育機会を提供する場として活用されているが、現行制度では、大学において、高等学校の専攻科の学習を単位認定する仕組みはなく、また、専攻科修了者は、大学に編入学することができない。しかしながら、例えば看護などの分野で、高等学校専攻科を修了した後に、看護系大学等へ進学し、保健師や助産師の資格取得を目指す者もいる中で、大学での単位認定や編入学へのニーズが存在しており、その対応が求められている。

第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた施策

2. 学校から社会・職業への円滑な移行推進

(2) 実践的な職業教育の充実

○ 加えて、現行制度においては認められていない、高等学校等の専攻科における学修の大学における単位認定制度の創設や、大学への編入学の制度化についても検討を進め、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で、所要の制度改正等を行うことが必要である。

■教育再生実行会議第5次提言（平成26年7月）〈抜粋〉

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等を柔軟化する。

（高等教育機関における編入学等の柔軟化）

○ 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、大学は、短期大学、専門学校からの編入学や学部間の転学、社会人の学び直し等の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

■教育再生実行会議第4次提言（平成25年10月）〈抜粋〉

3. 大学入学選抜を、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するものに転換するとともに、高等学校教育と大学教育の連携を強力に進める

(3) 高等学校教育と大学教育の連携強化

○ 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、短期大学、専門学校から4年制大学への編入学や専門高校等から大学への進学機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

■今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（平成23年1月）（答申）〈抜粋〉

第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

5. 専門的な知識・技能の高度化への対応と、高等学校（特に専門学科）・特別支援学校制度の改善の方向性

○ 職業の多様化や科学技術の進歩等を受け、職業人として必要とされる専門的な知識・技能が高度化している分野も見られる。このような分野においては、専門学科の教育内容の充実が重要であり、例えば、地元企業等と連携した実践的な教育や、高等教育機関と連携したより高度な知識・技能を身に付けるための教育等、他の教育機関等と連携した取組が行われている。このような取組については、一定の期間において、教育プログラムや施設の相互利用等連携の効果について検証し、更なる改善を図ることが必要である。また、連携等の取組が行われていない地域においては、専門学科の高度化に関して、どのような潜在的ニーズがあるのか把握することが必要である。

○ さらに、分野によっては、3年間の本科における教育だけでは高度な職業資格が取得できないものがある。例えば看護や水産等の分野においては、職業に必要な資格取得等と関連して、高等学校の専攻科を活用して更に教育の機会を提供したり、3年間の本科の教育課程と接続して5年一貫教育を行ったりするなどの工夫も見られ、このような取組を学校制度上どのように評価するのか検討が必要である。

(1) 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続の方向性

- 流動性の高まった労働市場においては、学びたい者がいつでも職業に必要な能力を身に付けることができるよう、高等学校・特別支援学校高等部を卒業した後も職業教育を継続して受ける機会を提供する場が設けられていることが重要である。このため、学習者のニーズや地域・社会の要請に応じ、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（専門学校）、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科等多様な場が用意されていることが大切である。
- このうち、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場として、また、柔軟に教育機会を提供する場として活用されている。今後は、このような役割に加え、地域と連携して、高等学校の普通科の卒業生等に職業教育を実施したり、社会人等により専門性を深めた職業教育を行ったりすることなどにより、地域の人材需要に対応した専門的職業人の育成等を担う教育機関として、その役割・位置付けを明確化するとともに、拡充を図ることが必要である。
- その際、専攻科は、学校教育法で、修業年限や入学資格等は規定されているが、教育課程や授業時数等の基準が設けられていないため、その水準は多様となっている。今後、役割の明確化と併せて、体系的な教育を行う機会としての位置付けをより明確にするため、具体的な基準等を法令上明確にすべきである。
- こうした状況の中で、現行制度では、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の学修を単位として認定することはできず、また、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の修了者について、高等教育機関に編入学することができない点が課題となっている。
- 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科は、前述のとおりその水準が多様であるほか、修了者の進路や編入学に関するニーズも様々である。例えば、看護の分野においては、高等学校の専攻科を修了して看護師の資格を取得した後に看護系大学へ進学し、保健師や助産師の資格取得を目指す等、より体系的で高度な教育を受けることを希望する生徒もおり、専攻科において既に修得した内容を大学で単位認定することや専攻科から高等教育機関へ編入学すること、また、保健師や助産師の資格取得を目指し、高等学校の専攻科の修了後に短期大学の専攻科に進学することなどのニーズが存在する。

- 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科と高等教育機関の円滑な接続を図ることは、専攻科の教育に対する社会的認知を高め、進路選択の幅を広げるだけでなく、地域の振興に寄与するものと考えられる。また、専攻科の学修の成果を適切に評価することも重要であり、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の学修を単位として認定することについて、上記専攻科の位置付けの明確化と併せて積極的に検討し、早期に実施することが必要である。
- また、一定の条件を満たした高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の修了者が高等教育機関に編入学することについても、専攻科の学修を大学等において単位認定することの状況を見極め、高等教育の国際通用性にも留意しつつ、早期に実施できるよう積極的に検討することが必要である。
- なお、特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続に係る検討については、特別支援学校の特性も十分に勘案することが必要である。

■高等学校の看護教育に関する検討会報告書 ～高等学校の看護教育の充実に向けて～（平成20年12月）〈抜粋〉

4. 今後の展望・検討課題

- (1) 高等教育機関における学習機会の提供のあり方
 - 高等学校に対する大学の門戸開放に向けた取組
 - (ii) 高等学校専攻科の学習内容に対する大学による単位の付与等に係る検討

高等学校専攻科における学修については、現在の制度上、大学による単位の付与が認められていない。高等学校専攻科における学修について、大学による単位の付与を認めることや、これを活用した大学における早期卒業が可能であるかどうかについて、専攻科の制度上の位置付けや、学位の国際的通用性も踏まえて検討することが必要である。
 - (iii) 専攻科卒業生の大学編入学や称号の付与に係る検討

専攻科卒業生が大学に編入学することは、現行制度では認められていない。このため、関係者からの要望も踏まえて、高度な知識・技術の習得を求め、大学等に進学を希望する専攻科卒業生が大学に編入学することが可能であるかについて、専攻科の制度上の位置付けや、学位の国際的通用性も勘案しつつ、検討することが必要である。